

船荷證券は記名式、指圖式又は選擇無記名式の孰れをも認めるけれども、備船者又は荷送人の氏名又は商號を其の要件としてゐるから、無記名式を認めないものと解する外はない。船荷證券は記名式のときでも裏書に依り之を他人に譲渡することが出来るから、所謂法定指圖證券であるのを原則とするが、併し特に裏書禁止の旨を記載したときは、全然、裏書譲渡が出来ない(五七四條、五七六條)。

組船荷證券

組船荷證券即ち同一運送品に付き數通の船荷證券を發行したときは、陸揚港に於ては爲替手形の複本の如く、各通獨立の效力を有し、其の一通に依る請求に對しても運送品の引渡を拒むことは出来ず、一通に對し運送品の引渡があれば、他の各通は效力を失ふが、陸揚港以外に於ては各通總ての返還を受けなければ運送品を引渡すことが出来ない(七七二條)。

二人以上の船荷證券所持人があるとき、其の一人が他の所持人に先ちて船長から運送品の引渡を受けたときは他の所持人の船荷證券は其の效力を失ふ(四七七條)。併し、二人以上の船荷證券所持人から、運送品引渡の請求があつたときは、船長は遲滞なく其の運送品を供託し且つ請求を爲した各所持人に對して供託したといふ通知を發せねばならぬ(七七三條前段)。

供託と其の通知

陸揚港では證券の一通の所持人から運送品引渡の請求があり、運送品の一部分だけ引渡し、未だ殘部を引渡さない中に、他の所持人から引渡の請求があつたときにも亦其の殘部を供託し且つ其の通知を發せねばならぬ(七七三條後段)。

誰が正當の権利者か分らぬから、船長の一存で、隨意に引渡をさせず、供託の方法に依り、其の責を免るることにしたのである。

二人以上の船荷證券所持人ある場合に、船長が未だ運送品の引渡をしないときは何等かの標準に依り優劣先後の區別を定めねばならぬ。商法は此の場合には原の所持人が最先に發送し又は引渡した證券を所持する者が、他の所持人に先ちて其の權利を行ふべきものとしたのである(五七五條)。

〔第六〕物品運送契約の終了 海上物品運送契約は民法一般の契約終了原因により終了する外、商法の規定する特別な終了原因により終了する。即ち商法は船が沈没し、修繕不能になり、捕獲せられ又は運送品が不可抗力に因り滅失したときは契約は當然終了するものとする(七六〇條一項、七六三條)。

航海又は運送を爲すことが法令に反するやうになつたとき、其の他不可抗力に因り、契約を爲した目的を達することが出来なくなつたときは各當事者は契約を解除することが出来る(七六三條)。是等の場合に於ける運送賃のことは前にも述べたから略する。備船者又は荷送人は上述の事由がないときでも、都合に依り、任意に契約を解除することは出来るが、運送賃其他は場合に依り、尙ほ全額、三分の二又は半額等を支拂はねばならぬ(七四五條、七四七條)。

契約の解除

物品運送契約の終了

契約の當然終了



一部備船又は個品運送の場合に、全員の共同で契約を解除するならば、大體上述の場合と同一であるが、單獨に契約を解除するときは、發航前ならば運送賃全額を支拂ふべく、若し其の空室を利用して別に運送賃を得たときは、其の分を差引き残額を支拂へば宜しい。併し發航後ならば、必ず他の備船者又は荷送人の同意を要し、且つ運送賃の外、種々なる費用をも支拂はねばならぬ(七四七條、七四八條)。

## 第二節 旅客運送

旅客運送契約の性質  
定 義  
契約の性質

〔第一〕 旅客運送契約の性質 海上旅客運送契約は海上に於て、船舶を以て、旅客を一定の地點から一定の地點まで運送し、之に對して報酬を得ることを目的とする契約である。其の契約は運送といふ仕事の完成を目的とする請負契約を含むことは論を俟たないが、其の外に船室の賃貸借、食料供給契約、雇傭契約をも含んでゐるか否かに付いては議論がある。人の身體を運送する必要上、是等は當然請負の中に包含すべきものと解し得れば、單に請負契約のみで十分であるが、最も單純な旅客運送の場合には身體の運送といふこと以外に、全然是等の關係を伴はないことがあり得るとすれば、是等の契約を請負契約の必然的内容と認める譯に行かない。然れば旅客運送は場合に依り單なる請負もあり、又其の他の契約と複合することもある。私は

後の説を正當とする。

諾成契約

乗船切符

有價證券か否か

旅客運送契約は何の場合でも諾成契約で、當事者の意思表示の合致に因り成立するから、他に何等の形式を必要とせぬ。乗船切符は契約成立の要件ではない。然るに實際上仕事の完成を俟たず、契約成立と殆んど同時に之を發賣するのは人體の運送は物品の運送と異なり、後に運送賃を支拂はないときに留置權を行ひ得ないから、運送賃の前拂を特約するものに外ならぬ。乗船切符は旅客の運送請求權を表彰した有價證券である。之に記名式と無記名式の二種がある。記名の乗船切符は特定の人を運送すべきもので、他人に讓渡することが出来ない(七七條)。無記名の乗船切符は誰でも切符所持人を運送すべきものである。無記名の乗船切符は改竄前には讓渡が出来るけれども、特定の人が乗船して改竄した後は、最早、他人に讓渡することは出来ない。併し讓渡性の有無は流通證券であるか否かに關係するだけで、權利の行使に切符が必要である以上、證券と權利とは結合してゐるから、尙ほ有價證券たる性質を有する。記名の乗船切符に付ても同一である。

〔註〕 旅客運送にも全部又は一部の備船契約と、個々の旅客の運送契約との區別があり、備船のときは物品運送に於ける備船の規定を準用する(七八七條)。

旅客運送契約の效力

### 〔第二〕 旅客運送契約の效力

旅客運送契約は海上運送人と旅客との間に結ばれるのを普通



海上運送人の義務

とするが、時として旅客以外の人、例へば父兄が子弟の運送に付き海上運送人と契約することもあり得る。其の場合には父兄が契約の當事者で、運賃を支拂ふ義務を負ふ。

運送契約が成立すれば、海上運送人と相手方との間に、種々なる権利と義務とを生ずる。旅客の身體と其の手荷物を安全に目的地點まで運送する義務を主眼とし、船の堪航擔保義務(七三、七三九條、七)、旅客の航海中の食料を供給する義務(七七)、旅客が船中に携帯し得る手荷物の無貨運送義務(七七)、船の修繕中、旅客に相當の住居と食料を給與する義務(七八)、無過失證明と損害賠償責任(五九〇條、七)、旅客死亡のとき船中にある手荷物を最も其の相續人の利益に適する方法で處理する義務(五七八)等が生ずる。旅客の手荷物に付ては運送人が引渡を受けた物は無貨のときでも物品運送のときと同じ責任を負ふが、引渡を受けない物は運送人自身又は船員其他の使用人に過失あるときの外、損害賠償の責任はない(五九一條、五九二條、七八六條一項)。

海上運送人の権利

海上運送人は運送賃の請求權がある外、旅客が乗船時期までに船に乗込まないときは發航を爲し、又は航海を續け、而も運送賃全額を請求することが出来る(七八〇條)。法令に背き又は契約に依らずして船積した旅客の手荷物は何時でも陸揚し、又危害を及ぼす虞あるときは之を放棄する權利があり(七四〇條、七)、尙ほ旅客の手荷物の上に運輸の先取特權を與へて債務の履行を確實にした(八三一條)。

旅客運送契約の終了

〔第三〕旅客運送契約の終了 商法に規定してある契約終了の特別原因は契約の解除と、其の當然終了の場合とである。旅客は發航前には運送賃の半額を支拂つて、契約を解除することが出来る(七八一條)。發航後にも解除は出来るが、運送賃の全額を支拂はねばならぬ(同條)。旅客が死亡、疾病、其の他一身に關する不可抗力に因り航海不能となつたときは發航前には四分の一、發航後には運送賃の四分の一又は割合運送賃の孰れか一つを運送人が選んで請求することが出来る(七八條)。尙ほ航海又は運送が法令に反することになり、其の他不可抗力に因り契約の目的を達することが出来なくなれば、各當事者は契約を解除することが出来る。此の場合、事由が發航後に生ずれば、割合運送賃を支拂はねばならぬ(七六一條、七)。又船の沈没、修繕不能、捕獲に因り契約は當然終了すること、物品運送と同一である(七八條)。



### 第四章 共同海損

共同海損の意義

〔第一〕 共同海損の意義 共同海損とは船と積荷の共同の危険を免れる爲め、船又は積荷に付き、船長の爲した處分に因り生じた損害及費用をいふ(七八八條一項)。例へば船が風波の爲め沈没せんとする際、投荷を爲し、帆樫を截倒した損害、船中火災の消防費、燃料不足の際之に用ひた積荷、船具及貯藏品の損害、避難港に於ける諸費用及損害、避難港其の他に轉航する費用の如きものである。次に其の要點を説明する。

危険

(一) 危険 危険は災害の原因をいふ。自然と人爲とを問はないが、現實の危険でなければならぬ。危険の豫想に過ぎないものは共同海損の要件に充たない。又危険は客觀的に存在することを要する。危険は船と積荷とに共同の危険がなければならぬ。船のみ又は積荷のみに存する危険は單獨海損の原因となり得ても、共同海損の趣旨に適合しない。危険に遭遇したことが必要であるから、非常原因の存在が必要で、船が自然に腐朽破損し、入港税支拂の費用が入るなどは小海損と稱し、共同海損ではない。

處分

(二) 處分 處分は事實上及法律上の處分を共に含むが、最も普通なのは積荷を投込み、帆

損害及費用

柱を切捨てる如き事實上の處分である。處分は船長が共同の危険を免れる爲めに故意に行つたことを要する。自然に波に浚はれた端艇や積荷等の損害は共同海損ではない。又船長が處分したことを必要とし、其の他の乗組員や乗客の爲した處分を含まない。併し船長の命に因り他人が處分した物の損害は其の中に入る。處分せられる物は船と荷物とを問はない。船及荷物以外の物を處分しても問題外である。

(三) 損害及費用 上述の必要上、船長の爲した處分に因り、損害及費用が生じたことを要する。損害も費用も生じなければ幸で、共同海損の問題が起らない。損害は橋、錨鎖の切斷の如く船又は其の屬具に生ずることもあり、投荷の如く積荷に生ずることもあり、又船と積荷と兩方に生ずることもある。費用は海難救助費、避難港遁入費の支出の如きものである。是等は非常時の損害及費用であつて、航海上通常生ずべき損害及費用は所謂小海損となり、船主が負擔すべきもので、共同海損とはならない。

保存

共同海損其のものの要件は上述の如くであるが、共同海損を其の他の海上損害と區別する所以は其の損害の負擔に在る。是に於て共同海損には更に次の要件を具へねばならぬ。  
(四) 保存 共同海損の眼目は一方に船長の處分に因り或る財産を犠牲にし、他方に之に因り他の財産を保存することにある。人生には財産を犠牲にして人命を保存することの必要もあ



るが、共同海損は財産相互の關係に於てのみ生ずる。犠牲財産の損害を保存財産の持主が分擔する所に共同海損が存する。従つて船長の處分に因り多大の犠牲を拂つたに拘らず、終に何等の効果なく、財産を保存し得なかつたときは、損害を分擔すべき者がないから、分擔の原則の施しやうがない。處分に因り保存せられた財産は船と積荷とを問はない。兩方であれば尙ほ幸である。併し處分と保存との間に因果關係が必要か否かは法制に依り異なり、英法は何でも財産が残存すれば宜しいといふ残存主義（又は現存主義）を採り、因果關係を必要としない。佛法は因果主義を採り、其の間に因果關係の存することを要するものとする。我商法も佛法と同主義を採つてゐるが（七八）、立法論としては非常混雜の際に、因果關係など分らないことが多

分擔

いから、残存主義の方が實際に適切である。  
 (五)分擔 犠牲となつた財産の損害及費用を保存財産の持主が一定の割合で分擔し、以て共同の危険に遭遇した者の間に、相互扶助の精神を發揮し、犠牲財産の損害額を公平に分擔させることが共同海損分擔の趣旨である。次に分擔の原則を述べる。

共同海損の沿革小史

〔註〕共同海損の歴史は頗る古い。紀元前三、四世紀頃に地中海の「ロードス」島を中心として出来た慣習法に「ロードス」海法と稱するものがあり、船主と荷主の間に共同海損分擔の原則が行はれ、直接に補償の請求が出来たことを規定してゐる。紀元十二世紀頃には佛國の西岸「オレロン」島を中心として出来た「オレロン」海事判例集にも共同海損のことを規定してゐる。爾來、今日に至るまで、各海運國で共同海損の規定を設けざるはなしといふ有様である。近來は

共同海損の分擔

國際的に共通の法則に支配せらるることを希望して、一八九〇年以來、「ヨーク、アントワープ」規則が議定せられ、各國海運業者は特約條項の中に、之に依るべきことを約定するを普通とする。  
 我國でも共同海損の歴史は相當に古い。北條義時の時代に成つたといふ廻船式目にも此の規定があり、豊臣秀吉の海路諸法度にもあり、徳川時代に至つては荷打、振合力、振分散、浦證文又は浦切手、元直改、元船見分等共同海損の制度は頗る發達してゐた（住田正一氏日本海法史、拙著商法原理第五卷海商法三八頁以下参照）。

〔第二〕共同海損の分擔 上述の要件の下に生じた犠牲財産の損害を保存財産の持主が分擔するには次の法則に従ふのである。保存された船又は積荷の價格と、運賃の半額と、共同海損たる損害の額との割合に應じ、按分比例に依り各自の分擔額を算出せねばならぬ（七八）。今Sを船價とし、Cを荷價とし、Fを運賃とし、Lを損害額とすれば次の公式となる。

$$\frac{L}{S+C+\frac{F}{2}+L} \times S = \text{船舶所有者の分擔額}$$

最後のSの代りに、Cを乗すれば荷主との分擔額となり、Lを乗すれば犠牲財産所有者の分擔額となり、運賃の二分の一を乗すれば運賃取得者の分擔額となり、船舶所有者と運賃取得者とが同一人（船主）であるときは二種の分擔額を合せた額を負擔することになる。運送賃の算入額を半額とした理由は次に述べる。

〔第三〕分擔財産額の算定 共同海損の分擔財産額に付ては争が起り易いから、法律は其の

分擔財産額の算定



算定の標準を示した。船舶に付ては其の到達の地及時に於ける價格に依り、積荷に付ては其の陸揚の地及時に於ける價格に依り計算する(七九條)。尤も積荷に付ては其の價格中より滅失の場合に於て支拂ふことを要しない運賃其の他の費用を差引かねばならぬ(同條)。其の殘額だけが共同海損に因り荷主の免れた損失であるからである。又積荷の實價よりも高い價が書類に記載してあつたとき(高價記載品)は其の記載の額に依り分擔を定める(七九五條)。運送賃の半額を分擔財産とする理由は、總運送賃から諸雜費を差引いた殘額が、本來、純運送賃收入であるべき譯で、英國の如きは現に是れに由つてゐるが、雜費の算出は困難で、争を生じ易いから、一律に半額と確定したのである。共同海損の損害額をも分擔財産の中に入れて理由は、處分せられた財産は全部、他から賠償せられて、其の持主は少しも負擔しないといふのは公平でない。さうすると、保存せられるよりは犠牲になつた方が得といふことになり、共同の精神に反するから、犠牲財産の持主も損害の幾分を負擔することにしたのである。従つて如何なる場合にも、損害額の全部は補償を得られない結果になる。

〔註〕商法には共同海損を分擔すべき者は船舶の到達又は積荷の引渡の時に於て現存する價額の限度に於てのみ其の責に任ずる旨を規定してゐるが(七六一條)、損害額を分擔財産の中に加へる以上は、損害分擔額が其の保存財産額より大なることは有り得ない道理である。是れは數回の共同海損が一航海中に起つたときに、僅に適用あるものと思はる。

分擔免除財産

分擔財産の中に算入してならぬ財産がある。船に備附けた武器、船員の給料、船員及旅客の食料並衣類は共同の安全の爲め、弱者保護の爲め又は生活必需品なる爲めに除外したのである(七九條)。尤も是等の財産が犠牲となつたときには其の損害は他の者が分擔する(同條)。尙ほ郵便物及其の取扱に必要な物件も除外せられる(郵便法七條)。

損害額の算定

〔第四〕損害額の算定 共同海損に於ける損害額の算定に付ても略々同様の標準が設けてある。船舶に付ては到達の地及時の價格に依り、積荷に付ては陸揚の地及時の價格に依り算定する(七九條)。尤も積荷に付ては其の滅失又は毀損の爲め支拂ふことを要しなかつた一切の費用を差引かねばならぬ(同條)。又積荷の實價よりも低い價格が書類に記載してある物(低價記載品)は其の低い價を損害額とする(七九五條)。

無補償損害

犠牲財産として損害額に算入してならぬ財産がある。書類なくして船積した荷物(七九三條)、甲板積の荷物(同條)、屬具目錄に記載しない屬具(同條)、種類、價格を明告せずして船積せられた高價品(五七八條、七九四條二項)に加へた損害は補償を受けられないことにした。甲板積の荷物は投荷に便利且つ効果的であるから、運賃も割安になつてゐる。其の他は損害額が不明だからである。

共同海損の精算

〔第五〕共同海損の精算 共同海損の精算は頗る複雑で手數がかかるから、歐米では海損精算人が其の衝に當る位である。我法令には其の規定を設けてないが、大體、船長に海損精算の



償金の割戻

數回の共同海損

準共同海損

船舶の衝突に因る損害

義務があるものと解するを普通とする(七一三條)。斯の如き面倒な計算であるから、共同海損精算書といふ如き書類を作成する必要も自ら生ずる。分擔額の支拂は船長が一旦之を受取り、然る後、被害者に引渡すべきものと解すべきである。分擔額の支拂が済んだ後、被害財産が漂着、發見等に因り、其の所有者に復歸することがある。其の場合には其の割合で償金の割戻をせねばならぬ(六七九條)。又同一航海に付き數回の共同海損があつたときは先後の順序如何に付ては、何も規定がないけれども、前の共同海損は後の共同海損に因り財産保存の御蔭を蒙つてゐる譯であるから。理論上、後の海損を先づ計算し、順次前者に遡つて計算すべきである。而して共同海損の債權は計算終了の時から一年の時効に因り消滅する(七九條)。

〔第六〕 準共同海損 準共同海損とは船舶が不可抗力に因り、發航港又は航海の途中に於て碇泊する爲めに要した費用をいふ。此の場合にも前述の共同海損分擔の原則に従はねばならぬ(七九條)。蓋し封鎖、檢疫、差押の如き不可抗力に基因する碇泊費用を船主のみに負擔させるは公平の原則に反するからである。

〔第七〕 船舶の衝突に因る損害 船舶の衝突は海上の災害として最頻繁に生じ、法律問題を惹起すことも亦従つて多い。海上衝突豫防法の如き規定はあるけれども、尙ほ未然に衝突を防ぎ切れないから、茲に衝突に因る損害の負擔に付て考察する必要がある。是れは共同海損では

不可抗力

原因不明

一方過失

雙方過失

輕重分明

輕重不明

ないけれども、商法は海損の章中に唯一箇條の規定を設けてゐるから(七九條)、茲に附説する。其の他には「船舶の衝突に付ての規定の統一に關する條約」(大正三年條約第一號)がある。尙ほ衝突の問題は民法、不法行爲の一般原則に支配せらるる場合もある。

(一) 不可抗力に因る衝突 此の場合には被害者各自が其の受けた損害を負擔する外はない(衝突條約二條一項)。「天災は所有者に歸す」といふ格言に適ふ譯である(各自負擔)。

(二) 原因不明の衝突 此の場合にも、責を他人に負はす譯に行かないから、各被害者が其の受けた損害を負擔する外はない(衝突條約二條一項)(各自負擔)。

(三) 一方過失に因る衝突 一方のみに過失があれば過失ある者が過失なき被害者に對し損害賠償の責に任すべきことは民法不法行爲の原則當然の結果である(民七〇九條)(過失者負擔)。

(四) 雙方過失に因る衝突 之を次の如く分けて考へねばならぬ。

(イ) 過失の輕重判定可能の場合 此の場合には過失の輕重に依り各自の負擔額を定める(衝突條約四條一項)(比率主義又は割合主義)。

(ロ) 過失の輕重判定不能の場合 双方に過失のあることは明でも、其の輕重の判別が附かないときは過失同等の場合と同じく、各船舶の所有者が損害を平分して負擔する(衝突條約四條一項)。

商法は此の場合のみを規定してゐる(七九條)(平分主義)。



消滅時效

船舶衝突に因る損害賠償の請求權は一年の時效に罹る(七九)。此の短期時効は雙方過失に於て輕重の判定不能なる場合のみならず、一般に衝突損害の賠償請求權に適用あるものと解しなければ、彼此權衡を失することになる。

### 第五章 海難救助

海難救助の意義

海上の危険

救助

救助料

奏效

船又は積荷

海難救助の沿革小史

〔第一〕 海難救助の意義 海難救助は船又は積荷が海上の危険に遭つたとき、之を救助した者に相當の救助料を支拂ふことをいふ(八〇)。海上の危険は自然と人爲とを問はないが、現實に存することを要する。救助は契約に基くときは之に由り救助料の請求權があるけれども、何等特別な契約がなくとも、救助獎勵の趣旨に基き、救助者は相當の救助料を請求することが出来る(八〇)。併し、救助が多少とも效を奏したときでなければ、唯骨を打つたといふだけでは報酬請求權はない。「效果なければ報酬なし」といふ原則に支配せられるのである。救助せらるべき物は船又は積荷の全部又は一部である。人命の救助は財物の救助と共に行はれたときに海難救助の支配を受ける(八〇四)。

〔註〕 海難救助は種々なる變遷を経て來た。古代の遺難物掠奪自由時代から、中世に於ける諸侯の遺難物占取權時代となり、次で紀元十二、三世紀頃の遺難物占取禁止時代を現出して一步を進め、更に第十五、六世紀頃より積極的な海難救助獎勵時代に轉化した。我商法は明治四四年改正以來、第八〇〇條乃至第八一四條に此事を規定してゐるが、新民訴法一六條には其の訴の管轄裁判所を規定し、尙ほ別に水難救護法(明治三二年法第九五號)があり、又「海難に於ける救助救助に付ての規定の統一に關する條約」(大正三年條約第二號)も國內に法律としての效力を有する。



救助料額の算定

〔第二〕 救助料の額に付き特約があれば之に依り、特約のないときに、其の額に付き争があるときは裁判所は危険の程度、救助の爲めに要した勞力及費用、救助の結果、その他、一切の事情を斟酌して其の額を定めねばならぬ（八〇一條、救、助條約八條）。海難の際に、特約を以て救助料を定めたときでも、咄嗟の場合とて、無理な約定をしないとも限らないから、若し其の額が著しく不相當であつたら、其の増加又は減少を請求することが出来る（八〇條）。又救助料の額は特約があれば之に依るが、特約がないときは其の救助せられた物の價格に超えてはならぬ（八〇三條、救、助條約二三條）。荷主は救助された物を以て救助料を支拂ふ義務を負ふから（八一條）。其の責任は其の物の價格を限度とする物的有限責任である。此の場合、救助者は其の債權に付き救助した積荷の上に先取特權を有する（八一三條）。又救助料の請求權は一年の消滅時効に罹る（八一四條）。

救助者は次の場合には救助料の請求權を有しない。（一）救助者が故意又は過失に因り海難を惹起したとき。（二）正當の事由に因り救助を拒まれたに拘らず、強ひて救助を爲したとき。

（三）救助した物を隠匿し又は濫りに之を處分したとき（八〇九條）。

〔第三〕 共同救助 共同救助といふのは各獨立せる二人以上協力して救助に従事する場合をいふ（八〇四條、救助、條約九條二項）。一人の救助者が多人數を使用して救助作業に従はしめた場合は別に規定

共同救助

があるし（八〇五條）。又協力を要するから、數人の救助者が相次いで獨立して救助に従事しても、共同救助ではない。共同救助の場合には各獨立の救助者に救助料を分配せねばならぬが、之に付て争があるときは各救助者の努力及其の結果の大小、分擔作業及狀況の難易等、一切の事情を考察して、分配の割合を定めねばならぬ（八〇四條）。救助の際、人命を救助した者があるときは其の者も亦財産の救助を受けた者に對して相當の救助料を請求することが出来る（八〇四條）。其の者が人命救助に従事した爲めに、他の者が財産救助に専らなることを得たからといふ理由である。

一船内救助料の分配

〔第四〕 一船内救助料の分配 一船内に於ける救助料の分配に付ては、法律は一切の事情を斟酌する方法に依らず、頗る機械的な分配の割合を定めてゐる（八〇五條）。汽船と帆船とに依り船主、船員の分配率を區別し、汽船では船主は三分の二、船員は三分の一とし、帆船では船主船員、各二分の一とする（八〇五條）。汽船と帆船とに依り救助の能率に大小の差があるものとしたのであるが、併し、效果の大小は場合に依り異なるものであるから、同じく一切の事情を斟酌することにした方が、實際に適切であると信ずる。船員間で右の額を更に分配するときには船長が常に其の二分の一を得、殘額は救助に従事した海員一同に、一切の事情を斟酌して分配する（八〇五條）。是等は強行規定であつて、之に反する特約は無効である（八〇五條）。其の分配



は船長が之を行ひ(同項)、分配案を航海終了前に、豫め海員に告示せねばならぬ(六八條)。分配案に對する異議申立の手續等は説明を略する(八〇七條)。

## 第六章 海産擔保物權

總 說

〔第一〕 總 說 海産擔保物權とは一定の債權を有する者が、一定の海産の上に有する擔保物權をいふ。商法に「船舶債權者」と題して規定してゐる事柄に當る(八四二條以下)。此の規定は主たる債權の方からも觀られるし、從たる擔保物權の方からも觀られる。所謂船舶債權の種類は法律に列擧してあるだけであるが、先取特權、質權、抵當權の如き擔保物權の規定が大部分であり、且つ重要であるから、特に斯く名づけたのである。

海産先取特權

〔第二〕 海産先取特權 次に掲ぐる債權を有する者は、後に述ぶる如き一定の海産の上に、先取特權を有する(八五條)。

- (一) 船舶並其の屬具の競賣に關する費用及競賣手續開始後の保存費。
- (二) 最後の港に於ける船舶及其の屬具の保存費。
- (三) 航海に關し船舶に課した諸税。
- (四) 水先案内料及挽船料。
- (五) 救助料及船舶の負擔に屬する共同海損。



目的たる海産の種類

- (六)航海繼續の必要に因りて生じた債權。
- (七)雇傭契約に因りて生じた船長其の他の船員の債權。
- (八)船舶が其の賣買又は製造の後、未だ航海をしない場合に、其の賣買又は製造並艦装に因りて生じた債權及最後の航海の爲めにする船舶の艦装、食料並燃料に關する債權。
- (九)第二號、第四號乃至第六號及前號に掲げたものを除く外、第五四四條の規定に依り、免責委付を許した債權。

以上九種の債權を有する者は先取特權を有する。其の目的たる海産は(一)船舶。製造中の船舶を包含する(二)其の屬具。(三)其の先取特權の生じた航海に於ける未收運送貨(四)二條、八)の三種である。

競合の場合の順位

- 船舶債權者の先取特權の外に、民法、商法上の先取特權があるが、是等の種々なる先取特權が競合したときは其の順位を如何に定むべきかに付き、商法は次の原則を定めてゐる。
- (一)船舶債權者の先取特權と他の先取特權と競合するときは、船舶債權者の先取特權が先順位に在る(八四五條民三)。
  - (二)船舶債權者の先取特權が互に競合するときは、上掲(一)乃至(九)の順序に従つて順位を定める。尤も前掲(四)、(五)、(六)の債權相互の間では、後に生じたものが前に生じたものに優先する(八四四條一項)。

順位の三則

- (一)特別のものは一般のものに先づ。(二)後に生じたものは前に生じたものに先づ。(三)同順位のものには債權額の割合に従ふといふ三原則に歸納せらるる。
- (四)同一順位先取特權者が數人あるときは、各其の債權額の割合に應じて辨濟を受け、優劣を定めぬ(八四四條二項)。
- (五)尤も前掲(四)、(五)、(六)の債權が時を異にして生じたときは、後に生じたものが、前に生じたものに優先する(同條同項但書)。
- (六)要するに先取特權の順位は大體に於て(一)特別のものは一般のものに先づ。(二)後に生じたものは前に生じたものに先づ。(三)同順位のものには債權額の割合に従ふといふ三原則に歸納せらるる。

債權申出の公告

船主が其の所有船舶を他人に譲渡したときは、譲受人は其の譲渡の登記を爲した後、先取特權者に對し、一箇月以上の期間を定めて、其の期間内に債權の申出をせよと公告せねばならぬ(八四四條)。

先取特權の消滅

是れは先取特權を行使する機會を與へ、法律關係を早く終了せしめん爲めである。

船舶債權者の海産先取特權は其の發生後一箇年を経過すれば消滅する(八四七條一項)。

又上掲第八號の先取特權は船の發航に因りて消滅する(同條二項)。

尙ほ船舶譲渡の場合に、譲受人が債權申出の公告をしたに拘らず、先取特權者が期間内に其の債權の申出をしなかつたときにも、其の先取



船舶抵當權

特權は消滅する(八四六、  
條二項)。

〔第三〕 船舶抵當權 船舶は動産であるが、登記其他に於て、不動産類似の取扱を受けることは前に述べた。擔保物權に付ても、登記した船舶は抵當權の目的とするは出来るが、質權の目的たることは出来ない(六八六條二項、八四、八五條)。是れは船舶の利用には特別な技能を要するから、之を擔保に供した後にも、債務者が引續き目的物を占有し、利用することの出来る抵當權を認め且つ登記に依り公示した方が、實際に適するからである。船舶抵當權は船舶自體のみならず、其の屬具にも及ぶものである(八四八條二項)。船舶抵當權には不動産の抵當權に關する民法の規定を準用する(六八八條三項、民三、六九條乃至三九八條)。此の船舶の抵當權と船舶の先取特權と競合したときは先取特權が先順位にある(八四、九條)。

船舶質權

〔第四〕 船舶質權 登記した船舶は抵當權の目的たることは出来るが、質權の目的となり得ないことは前に述べた(八五、條)。然るに總噸數二十噸未満の西洋型船、積石數二百石未満の日本型船には登記制度の適用がない(六八六條二項)、併し尙ほ動産質の規定に従つて、之を質權の目的とすることは出来る(至三五五條)。従つて質權者が船舶を繼續して占有することは其の質權を以て第三者に對抗する要件であり(民三五、條二項)、船舶抵當權の如く、債務者は最早、引續き船舶を占有し利用することが出来ない。

# 第五篇 保險

## 第一章 總論

保險法規

〔第一〕 保險法規 營利保險業は營業的商行爲である(五〇二、條九號)。商法は保險の事を第三篇商行爲と第四篇海商とに分けて規定してゐる(六二九條乃至六八三條)。商行爲篇には損害保險の總則と各種の損害保險(火災保險と運送保險)及生命保險の規定を設けること五十五箇條(六二九條乃至六八三條)、海商篇には損害保險の一種たる海上保險の規定を設けること二十七箇條(八一五條乃至八四一號)、彼此合計八十二箇條に及んでゐる。是等は皆保險契約に關する規定であるが、保險契約は長期に互り繼續すること多く、社會公衆に取り重大なる關係を有し又銀行取引に似たる金融を伴ふものであるから、營業主體の組織と經營とに付き主務官廳の特別な監督の必要があり、之が爲めに保險業法(明治三三年法六九)及保險業法施行規則(大正元年農商)がある。是等の取締法規は營利保險のみならず相互保險にも及んでゐる。

〔註〕 尙ほ特殊の保險に付ては別に簡易生命保險法(大正五年法四二號)、健康保險法(大正一一年法七〇號)、勞働者



災害扶助責任保険法（昭和六年法五五號）等がある。

取締規定

〔第二〕取締規定 保険事業は銀行業、信託業、無盡業、取引所の取引と同じく、特に主務官廳の監督の下に置き、取締を嚴重にする必要があるから、保険契約の説明に入るに先ち、其の取締規定の要點を次に摘記する。

免許制度

（一）保険事業は主務大臣（商工大臣）の免許を受けねば之を営むことが出来ない（保險業法一條）。又主務官廳は業務監督權を有する（同法八條乃至一〇條）。之が爲めに免許申請書及其の添附書類（同法二項）。免許の取消（同法二條）等の規定がある。

事業主體の限定

（二）保険事業は株式會社又は相互會社に限り之を営むことが出来る（同法三條）。加之、事物の性質上、營利保險業は株式會社に限り之を営むことが出来るし又相互保險は相互會社に限り之を営むことが出来る。

兼業禁止

（三）保險會社は他の事業を兼營することが出来ない（同法五條）。

同上

（四）同一の會社は生命保險と損害保險とを併せて其の目的とする事は出来ない（同法七條）。尤も生命保險會社が生命保險の再保險を爲すことは差支ない（同法但書）。

商號又は名稱の制限

（五）會社は其の商號又は名稱に保險の種類を示し、且つ株式會社は其の商號に株式會社なることを示し、相互會社は其の名稱に相互會社なることを示さねばならぬ（同法三五條、同法一七條）。

最低資本金

（六）株式會社の資本金は十萬圓以上でなければならぬ（同法一六條）。

最低基金及社員數

（七）相互會社の基金は十萬圓以上、社員數は百人以上でなければならぬ（同法二八條、二九條）。

〔註一〕 相互會社は改正前には更に社員責任の如何に依り、無限責任會社と有限責任會社と三種の會社組織を認めてあつたが（舊法三七條）。改正保險業法第四條に依れば會社の債務に關する社員責任は保險料を限度とする事となり、總て有限責任會社となつた。

〔註二〕 尙ほ保險業法には保險契約の移轉に關する特殊な規定もあり（同法一一一條乃至一二六條）、又會社合併に關する特別規定等もある（同法一八條、一〇九條、一一〇條）。

保險の種類

〔第三〕 保險の種類 保險は種々なる標準で之を分類することが出来る。茲には煩を避けて二、三の重要な分類のみを擧げる。

損害保險と生命保險

（一）損害保險と生命保險 損害保險は當事者の一方が偶然な一定の事故に因り生ずることあるべき損害を填補すべき義務を負ひ、相手方が之に其の報酬を與ふべき義務を負ふものである。生命保險は當事者の一方が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額又は年金の類を支拂ふべき義務を負ひ、相手方が之に報酬を與ふべき義務を負ふものである。我商法は此の分類に従つて節を分けてゐるし、世間一般に廣く行はれてゐる分類、名稱であるから、次章以下、此の分類に依り説明する。

〔註〕 損害保險と生命保險とに共通な統一概念を定めんとして從來學者の努力した結果は保險概念に關する學說となり難



論が頗る紛糾してゐる。損害填補説、損害分擔説、特定額支拂に對する報酬受領契約説、兩性説、危險轉嫁説、人格保險説、需要充足契約説、需要充足有償契約説、經濟生活確保説、金額支拂約束説等種々ある（大濱氏保險法要論二六頁乃至三四頁、松本博士保險法一五頁乃至二〇頁、小島博士保險本質論一〇七頁乃至二六三頁、三浦博士訂補保險法論四六頁乃至八九頁等参照）。損害保險と生命保險との間には經濟的、法律的に共通點があるけれども、又相違點が多いのであるから、煩瑣なる概念論を避けて二者を別々に取扱ひ、其の各の内容を明確に理解するを捷徑とする。

物保險と人保險

(二)物保險と人保險 物保險は財産に關する保險であり、人保險は人身に關する保險である。物保險は大體、損害保險と一致するが、人保險は生命保險よりは幾分意味が廣く、終身保

險、生存保險、混合保險は勿論、嫁資保險、産兒保險、徴兵保險、傷害保險等を含むことになる。

任意保險と強制保險

(三)任意保險と強制保險 任意保險は當事者の意思表示の合致を要件とする保險で、強制保險は當事者の意思表示の合致を要件とせず、一定の地位境遇に在る者に對して法律が強制的

に保險關係を生ぜしむる場合をいふ。失業保險、健康保險の如き所謂社會保險は概ね強制保險である。併し商法上の保險は任意保險のみである。

營利保險と相互保險

(四)營利保險と相互保險 營利保險は保險者が營利を目的として保險業を營む場合である。商行爲としての保險は營利保險に限る（五〇二條九號）。營利保險は株式會社に限り許さるる。相互保險は社員が互に保險關係に立つもので、營利を目的としない。相互會社に限り相互保險を營

むことが出来る。

## 第二章 損害保險

### 第一節 總 說

損害保險契約の意義

〔第一〕損害保險契約の意義 損害保險契約は當事者の一方（保險者）が偶然な一定の事故（保險事故）に因り生ずることあるべき損害を填補すること（保險金の支拂）を約し、相手方（保險契約者）が、之れに其の報酬（保險料）を與ふることを要素とする契約である（六二條九條）。

即ち損害保險契約は保險者と保險契約者との間に結ばれるもので、其の契約の内容は保險者は發生するか否かの不確實な一定の保險事故が生じたときに、之に因り生じた損害を填補する爲め、保險金を支拂ひ、保險契約者は一定の保險料を約定の時期に支拂ふことにある。我が商法で損害保險の種類を規定してゐるのは、火災保險と運送保險と海上保險の三種であるが、此の外に近來種々なる保險が發達しつゝある。

損害保險契約は諾成契約で、當事者の意思表示が合致すれば契約は成立する。保險證券は契約の效力として發行するもので、契約の成立には必要でない。又保險契約者は保險料を支拂ひ、保險者は之に對して保險事故が發生したときに保險金を支拂ふ義務を負ふから、保險契約は有



債契約である。

契約の當事者の外に被保険者がある。被保険者は被保険利益を有する者で、損害が生じたときに其の填補を受くべき者をいふ。保険契約者と被保険者とは同一人なのが普通であるが、別人でも差支ない(六四七條)。即ち保険契約を締結して保険料を支拂ふ人と、損害の填補を受ける人とは同一人たることを要しない。

損害保険では損害の填補を目的とするから、損害を受ける虞れある經濟上の利益のあることを必要とする。之を被保険利益といふ。例へば家屋の火災保険の場合には其の家屋に付て被保険者の有する利益は即ち被保険利益で、被保険利益が火災に因て害されたとき保険金を支拂ふ必要が生ずるのである。商法では被保険利益のことを保険契約の目的と名づけ(六三〇條)、被保険利益の目的たる物即ち前例に於ける家屋を保險の目的と名づけてゐる(六四一條、六五〇條、六五三條、八三七條、八三九條、八四〇條)。損害保険契約は金銭に見積ることを得べき利益に限り、之を以て其の目的とすることが出来る(六三三條)。之を「利益なければ保險なし」といふ。損害保険と賭博、富籤と區別すべき要點は茲にある。併し被保険利益を有する者は必ずしも物の所有者のみではない。質権者、抵當権者、質借人、其の外他人から物を預かつてゐる人でも被保険利益を有するから、被保険者たることは出来る。

被保険者

被保険利益

保険契約の目的

利益なければ保險なし

被保険額

超過保險

全部保險

一部保險

保險事故

危險

保險期間

被保険利益を金銭に見積つた價額を保險價額といふ(六三一條、六三二條、六三三條、六三六條等)。保險價額と區別すべきものは保險金額である。保險金額は保險者から填補さるべき損害の最高額をいふ(六三三條)。

「利益なければ保險なし」の原則に基き、保險金額は保險價額を超えてはならぬ。若し保險金額が保險價額を超えるときは之を超過保險と稱し、其の超過した部分は無効となる(六三三條)。従つて保險金額は保險價額と同額か又は之よりも少ないことを必要とする。二者同額るときは全部保險と稱し、保險金額が少いとき即ち保險價額の一部を保險に付したときは一部保險と名づける。保險價額が保險期間中に著しく減少したときは保險契約者は保險者に對して保險金額と

保險料の減額を請求することが出来る(七三三條)。

填補せらるべき損害は保險事故に因り發生する。保險事故は發生の可能なもので、而も發生するや否やが不確定な事柄である。或は之を危險ともいふ。保險事故は未だ發生せざる事柄は勿論、既に發生した事柄でも、當事者雙方が其の發生を知らなければ尙ほ保險事故たるに差支ない(六四二條)。保險事故は保險の種類に依り異なり、火災、盜難、霜害、爆發、衝突、坐礁、沈没等種々あり得る。

保險者は保險期間内に生じた事故に付て損害填補の責任を負ふものである。即ち保險期間は保險者が危險を負担すべき責任期間で、此の間に生じた保險事故に因り生ずる損害を填補する



保険契約期間

保険料期間

保険料支拂期間

損害保険契約の締結

義務を負ふ期間である。之に似て非なるものに保険契約期間といふものがある。保険契約期間は保険契約の成立から其の終了に至るまでの全期間をいふので、契約は成立しても保険者の責任は未だ始らないことがあるから二者は區別せねばならぬ。又保険料期間は保険期間を更に一定の期間に區分して保険料を算定する基礎とした期間である。保険料支拂期間は保険契約者が保険料を支拂ふ責に任ずる期間である。特約を以て保険料の支拂期間を保険期間中の一定期間に限定することがあるから、二者は區別せねばならぬ。

〔第二〕 損害保険契約の締結

損害保険契約は前に述べた如く諾成契約であるから、當事者の意思表示が合致すれば契約は成立するもので、保険証券の作成は契約の成立に必要でない。寧ろ契約の効力として証券の交付請求権が生じ其の請求に應じて保険者が証券を作成交付するものである。尤も保険契約には特約條項も多い譯であるから、之を明確にする爲めには後に保険証券を作成する必要は大にある。其の外、損害保険契約では生命保険契約と同じく保険者は契約締結の當時、一定の事實を有りの儘に告げ知らせて貰ひ、事物の真相を知悉してゐる必要がある。然らざれば契約の條項を定むるに大なる齟齬を生ずる虞があるからである。保険契約は最大善意を要する契約であるといふのは之が爲めである。之を保険契約の告知義務といふ。要するに告知義務は保険契約の特殊性質に基き法律の設けた特殊な制度である。次に之に付

て少しく説明する。而して告知義務の問題は損害保険よりも生命保険に於て最も多く生ずるから其の方で詳説する(六七)。

告知義務

〔第三〕 告知義務

保険契約者は契約の當時、危険の測定に重要な事實を開陳せねばならぬ。何が重要な事實であるかは客觀的に事柄自體に付て定むべきもので、當事者の知不知に拘らない。若し保険契約者が惡意又は重過失に因り重要な事實を告げず(默秘)又は重要な事項に付き不實の事を告げたとき(虚述)は保険者は解約をすることが出来る(六四四條)。例へば保険の目的たる家屋其の他の物の材料、構造、環境、爆發物貯藏の事實等を隱蔽するが如きである。併し保険者が其の事實を知り又は不注意で知らなかつたときは保険者の解約権はない(六四四條一項)。又解約権は一定の期間内に之を行ふことを要する。其の期間は解約の原因を知つてから一月以内、契約の時から五年以内である。此の期間内に行はねば解約権は消滅する(六四四條二項)。告知義務は契約の成立當時の要件で、契約の効力として生ずる義務ではない。而して保険契約の解除は將來に向つてのみ效力を生ずるものである(六四五條一項)。従つて保険契約者が既に支拂つた保険料を取戻すことは出来ない。併し保険者の方には責は無いのであるから、既に保険事故が生じた後に契約を解除しても最早保険金を支拂ふ義務は無いのみならず、既に保険金を支拂つたときは之を取戻すことが出来る(二項)。尤も其の告げなかつた重要な事實と無關



損害保険契約の效力

係に保険事故が起つたことを保険契約者が証明すれば保険金を受取ることが出来る(同條二)。  
〔第四〕 損害保険契約の效力 損害保険契約が締結せらるれば保険者と保険契約者並に被保険者の間に種々なる権利義務を生ずる。

保険証券發行の義務

(一) 保険証券發行の義務 保険証券は保険契約が成立つた後、保険者が保険契約者の請求に因り發行交付する要式證券である。保険証券は一種の證據證券で、一般には之を有價證券とは謂へないが、之を以て保険金請求權を讓渡又は質入することが出来るときには流通性を與へられ、有價證券性をも具有するものと解すべきである。保険証券は保険の種類に依り特殊な要件を定めてあるが、之に共通な要件は次の如くである(六四九)。(一) 保険の目的。(二) 保険者の負擔した危険。(三) 保険價額を定めたときは其の價額。(四) 保険金額。(五) 保険料及其の支拂の方法。(六) 保険期間を定めたときは其の始期及終期。(七) 保険契約者の氏名又は商號。(八) 保険契約の年月日。(九) 保険証券の作成地及作成の年月日。(一〇) 保険者の署名(又は記名捺印)。尚ほ保険証券には保険約款の全文を記載するか又は之を記載した書面を添附せねばならぬ(保險業法七條、同)。(保險業法施行規則七條) 保険約款は保険の特約條項であるが、保険者は多數の契約者と契約を締結する際に、個々の契約毎に一々別々の條項を定むることなく豫め標準たるべき契約條款を定め、之に由り契約を締結するを例とする。之を普通保険約款といふ。保険約款には保險法の任意規

保險約款

普通保險約款

損害填補の義務

定を變更した特約條項を多く掲げてあるから注意を要する。

(二) 損害填補の義務 保険者は保険事故が発生したとき、被保険者が蒙つた損害を填補する義務を負ふ。即ち保険金を支拂ふことが保険者の主要最大の義務である。被保険者の側から言へば被保険者は保険者に對して保険金支拂の請求權を有する。填補すべき損害の額は其の損害が生じた地に於ける其の時の價額に依り之を定める(六三八) 損害額の計算に必要な費用は保険者が負擔する(同條) 當事者が保険價額を定めたときは填補額の減少請求は保険價額が著しく過當なことを證明した場合に限り許さる(六三九) 一部保険のときには保険者の負擔は保險金額の保險價額に對する割合に依て定める(六三) 例へば一萬圓の保險價額ある家屋を八千圓の保險金で火災保険に付したとき、火災の爲めに全部焼失すれば  $10,000 \times \frac{8,000}{10,000} = 8,000$  となり、保険者は八千圓を負擔する。若し一部が焼失し、其の損害を五千圓とすれば  $5,000 \times \frac{8,000}{10,000} = 4,000$  となり、保険者は四千圓を負擔することになる。

同一の被保険利益に付き數個の保險契約が結ばれた場合には之を重複保險といふが、之に廣狹の二義がある。廣義の重複保險は同一の被保險利益に付き同一期間内に、同一種類の保險事故に因り生ずることあるべき損害を填補する爲に數個の保險契約が結ばれた場合を總稱する。狹義の重複保險は數人の保險者が數個の保險契約を結ぶことは前の場合と同一であるが、其の

狹義の重複保險

重複保險の填補額

填補額の減少請求 一部保險の填補額



同時保險

相次保險

保險金の總額が保險價額を超える場合のみをいふ。其の超過する場合には超過保險と同様に取扱ふべきかといふに、我商法は狹義の重複保險が同時に結ばれた場合（同時保險）と、時を異にし、相次いで結ばれた場合（相次保險）とに區別し、同時保險のときは各自の保險金額の割合に應じ按分比例で損害を分擔する。而して契約の日附が同一であれば同時に契約を爲したものと推定する（六三）。相次保險のときは前の保險者が先づ損害を負擔し、後の保險者は其の損害の殘存額だけ負擔することになる（六三）。同時保險と相次保險とを問はず、保險者の一人に對する權利を拋棄しても、他の保險者の權利義務に影響を及ぼさないものである（六三）。

保險價額の全部を保險に付した後は更に保險契約を爲すことは許されない道理であるが、法律は次の場合だけは有效なものと認めた。（一）前の保險者に對する權利を後の保險者に讓渡することを約したとき。（二）前の保險者に對する權利の全部又は一部を拋棄すべきことを後の保險者に約したとき。（三）前の保險者が損害を填補しないことを條件としたとき（六三）。

保險者の負擔すべき損害が一旦生じた以上は、後に至り保險者の負擔せざる危険の發生に因り滅失しても、保險者は損害填補の責を免れることはない（六五）。

保險者に填補責任のない損害は次の如くである。（一）保險事故發生の原因が戰爭、其の他の變亂に因るとき。尤も損害負擔の特約があれば填補の責に任ずる。（二）保險の目的の性質、瑕疵

填補責任なき損害

保險料支拂の義務

又は自然の消耗に因るとき。（三）保險契約者又は被保險者の惡意又は重過失に因るとき。（四）保險事故の發生と損害との間に因果關係のないとき（六四〇條）。

（三）保險料支拂の義務 保險料支拂の義務は保險契約者が負擔する（六二九條）。

其の金額及支拂の時期、場所等は特約に依る外、商事債務一般の原則に依る（五五二）。保險契約者が破産の宣告を受けたり、被保險者が保險契約者と別人であるときは被保險者も亦保險料支拂の義務を負擔するが、併し被保險者が保險金支拂の請求權を拋棄したときは此の義務を負はない（六五）。

通知義務

危險増加の通知義務

（四）通知義務 保險契約者又は被保險者は保險契約が成立した後、保險者に對して二種の通知義務を負ふてゐる。

（イ）危險増加の通知義務 保險期間中に危險が著しく變更又は増加したことを知つたときは遅滞なく保險者に通知せねばならぬ（六五七條）。之を怠ると保險者は契約の效力を失つたものと看做すことが出来る（同條後段）。保險者が右の通知を受けても遅滞なく解約しないときは其の契約を承認したものと看做す（同條三項）。

損害發生の通知義務

（ロ）損害發生の通知義務 保險契約者又は被保險者が危險の發生に因り損害が生じたことを知つたときは遅滞なく保險者に通知せねばならぬ（六五八條）。



損害防止義務

(五)損害防止義務 被保険者は目的物が保険に付してあるからとて之を自然に放任することなく、損害の防止に力めねばならぬ(六六〇條)。損害防止の爲めに必要費、有益費を出し、爲めに填補額が保険金額を超えても保険者は尙ほ之を負擔すべきものである(同條一項但書、二項)。

損害保険契約の消滅

〔第五〕損害保険契約の消滅 損害保険契約は次の事由に因り消滅する。(一)法律上の失効(六五〇條、六五六條)。(二)當事者の契約解除(六四四條、六四五條、六五一條、六五七條、六五七條)。契約解除に伴ひ、保険金又は保険料の返還請求権を生ずることがある(六四五條、六五五條)。その他、(三)保険期間の満了。(四)被保険利益の消滅に因りても亦消滅する。

### 第二節 火災保険

火災保険契約の意義

〔第一〕火災保険契約の意義 火災保険契約は火災に因り生じた損害を填補することを目的とする損害保険契約の一種である。火災即ち物の用法に従はない燃焼作用に因り生ずるものは、原因の如何を問はず填補の責に任せねばならぬが、併し戦争其の他の變亂又は保険の目的の性質、瑕疵其の自然の消耗に因り生じたものは填補の責を負はない(六四〇條、六四四條、六六五條)。消防又は避難に必要な處分に因り保険の目的に付き生じた損害は保険者が之を填補せねばならぬ(六六六條)。例へば消防の必要上、火勢を殺ぐ爲めに未だ燃えない隣家を破壊し、又は避難の爲めに隣家の窓

火災保険の種類

を破つた損害の如きは填補すべき損害である。賃借人其他、他人の物を保留する者が其の支拂ふことあるべき損害賠償の爲め、其の物を保険に付したときは(責任保険)、所有者は保険者に對し、直接に其の損害の填補を請求することが出来る(七六六條)。

〔第二〕火災保険の種類 火災保険は其の目的に依り建物火災保険と動産火災保険とに區別することが出来る。建物には既成の建物は勿論、建築中の建物をも包含し得る。建物に附屬する物、例へば門、圍障、塙壁、物置、納屋等は特に明記したときのみ保険の目的に包含し、一般には包含しないものと解すべきである。

集合保険  
日歩保険

動産火災保険は動産を保険の目的とするものであるが、個々の動産を保険に付すること(個別保険)は寧ろ稀であつて、概ね集合保険である。即ち倉庫内の受寄物、商店に在る商品の如き物を一纏めにして契約を結ぶのが普通である。此の場合には在庫受寄物又は商品の數量に従ひ、日々保険料を計算して支拂ふことになるから、特に之を日歩保険と稱する。

火災保険証券

〔第三〕火災保険証券 火災保険証券には前に擧げた保険証券の共通要件(六四九條二項)の外に、尙ほ次の記載を必要とする。(一)保険に付した建物の所在、構造及用方。(二)動産を保険に付したときは之を納れる建物の所在、構造及用方を記載せねばならぬ(六六八條)。



### 第三節 運送保險

運送保險契約の意義

〔第一〕 運送保險契約の意義 運送保險契約は陸上の運送品に付き生ずることあるべき損害を填補することを目的とする一種の損害保険契約である。海上の運送品に付ては別に海上保険がある。運送保險の目的は運送品であるから、自動車の如き運送用具の保險は運送保險の中に包含せず、専ら損害保險總則の支配を受けることになる。又旅客が運送に因りて被むることあるべき傷害の保險も亦運送保險の中に包含しない。

運送保險に於ける保險事故は陸上運送中に生ずることあるべき一切の危險（運送危險）を包含し、火災、水難、盜難、鼠害、蟲害、鈎傷等を含む。保險者の填補責任は特約がなければ運送人が運送品を受取つた時から荷受人に引渡す時まで生ずることあるべき損害に限る（六六條）。保險價額は發送の地及時の價額と到達地までの運賃其の他の費用を標準とする。運送品の到達に因り得べき利益（希望利益）は特約がなければ保險價額に算入しない（六七條）。運送上の必要から、一時運送を中止し又は運送の道筋若は方法を變更しても、特約がない限り、保險契約は其の效力を失はない（六七條）。

運送保險証券の意義

〔第二〕 運送保險証券 運送保險証券には前に述べた保險証券の共通要件（六四九條二項）の外に、次

の如き特殊な要件を記載せねばならぬ（六七條）。（一）運送の道筋及方法。（二）運送人の氏名又は商號。（三）運送品の受取及引渡の場所。（四）運送期間の定あるときは其の期間。

### 第四節 海上保險

海上保險契約の意義

〔第一〕 海上保險契約の意義 海上保險契約は保險者が航海に關する事故に因り生ずることあるべき損害を填補することを約し、保險契約者は之に報酬（保險料）を支拂ふことを約する損害保險契約の一種である（八一條）。海上保險は損害保險の規定から離れて海商篇の終に規定してあるけれども、是れが損害保險の一種たることは損害保險總則の規定を適用する旨を規定してあるのでも知り得る（八一五條二項）。従つて海上保險の特別規定がないときは、損害保險總則の規定を適用すべきものである（六二九條乃至六六四條）。

海上保險では損害を生ずる原因即ち保險事故は航海に關する事故である。暴風雨、火災、爆發、盜難、衝突、坐礁、沈沒、捕獲、船員の非行、不可抗力に因る避難等が航海に關して生じた以上は皆海上保險事故である。加之、船舶の港灣碇泊中に生ずる危險、入渠又は入架中の火災保險の如きも亦航海に關する事故として保險者の負擔となるのが例である。又積荷の陸揚後運送人の倉庫内に在る間の危險も亦特約を以て之を引受くることが出来る。



海上保險契約の種類  
船舶保險  
積荷保險  
運賃保險  
希望利益保險

海上保險の再保險

定時保險  
航海保險  
混合保險  
豫定保險

〔第二〕海上保險契約の種類 海上保險は被保險利益の如何に依り、之を次の如く分類することが出来る。(一)船舶保險は商船其の他の船舶を保險の目的とするものである。(二)積荷保險は積荷を保險に付した一切の場合である。(三)運賃保險は運送賃を保險の目的とするものである。(四)希望利益保險は積荷の到達に因て得べき利益又は報酬の保險で、通常積荷保險に附随するものである。尙ほ此の外に海上保險の再保險もあり得る。再保險は一の保險者の引受けたる保險契約上の責任の全部又は一部を他の保險者に保險せしむる契約である。再保險は元受保險とは異なつた損害保險の一種として責任保險の性質を有するものであるが、法律は海上保險に關する規定を之に適用すべきものとする(八一五、二項)。

保險期間の定め方に依り海上保險を分類すれば定時保險、航海保險、混合保險に區別することが出来る。定時保險は一定の時期を以て始期終期を定めたもの、航海保險は一航海を保險期間とするもの、混合保險は一定の時及一航海を以て保險期間を定めたものである。尙ほ豫定保險といふは契約を締結する當時、保險の目的たる積荷の種類及保險金額又は荷物を積込むべき船舶等が未だ確定してゐない保險である(七八一、七條)。主に積荷保險のときに生ずる。豫定保險は保險契約の豫約ではない。契約は既に成立し、唯積荷又は船舶の通告を爲せば、契約の内容が確定するに過ぎない。

海上保險契約の效力

船舶保險

積荷保險

〔第三〕海上保險契約の效力 保險者は保險期間中に航海事故に因つて生じた一切の損害を填補する責に任じ(六八、六條)、尙ほ被保險者が支拂ふべき共同海損の分擔額をも填補する責に任ずる(八一、七條)。一部保險の場合には保險金額の保險價額に對する割合に依り、其の填補額を定める(同條)。其の保險價額と保險期間とは特約がなければ次の標準に依るのである。

(一)船舶保險では保險者の責任が始まる時の價額を保險價額とし(八一、八條)、保險者の責任は一航海に付き船舶保險を爲したときは荷物又は底荷の船積に着手した時に始まり、荷物又は底荷の船積後に船舶保險を爲したときは契約の成立した時に始まり、到達港で荷物又は底荷の陸揚を終了した時に終る。其の陸揚が不可抗力に因らずして遅延したときは其の終了すべかりし時に終る(八一、二條)。

(二)積荷保險では積荷を保險に付した一切の場合には保險價額は積荷の船積の地及時に於ける其の價額と、船積並に保險に關する費用との合計額である(八一、九條)。保險者の責任は其の積荷が陸地を離れた時に始まり、陸揚港に於て其の陸揚が終了した時に終る(八一、三條)。不可抗力に因らざる陸揚遅延のときは陸揚が終了すべかりし時に終る(同條)。尙ほ積荷保險の場合に積荷が毀損して陸揚港に着いたときは保險者は其の積荷が毀損したときの價額の、毀損しないときの價額に對する割合を以て、保險價額の一部を填補する責に任ずる(八一、三條)。航海の途中で不可抗



希望利益保  
險

力の爲め積荷を賣却したときは其の賣却代金から運賃其の他の費用を差引いた額と保険價額との差額を保險者の負擔とする(八三)。  
(三)希望利益保險では特約がない限り、保險金額を保險價額としたものと推定し(八二)、保險者の責任は積荷が陸地を離れた時に始まり、陸揚港に於て其の陸揚が終了した時に終るものとする(八二)。

填補責任な  
き損害及費  
用

〔第四〕填補責任なき損害及費用 保險者は次に掲げた損害又は費用に付ては之を填補する責を負はない(八二)。

- (一) 保險の目的の性質、瑕疵其の自然の消耗。
- (二) 保險契約者若は被保險者の惡意若は重過失に因り生じた損害。
- (三) 船舶保險又は運賃保險で、發航の當時安全に航海を爲すに必要な準備をせず又は必要な書類を備へない爲めに抑留、捕獲等に遭ふて生じた損害。
- (四) 積荷保險又は希望利益保險で、備船者、荷送人又は荷受人の惡意若は重過失に因り生じた損害。
- (五) 水先案内料、入港料、燈臺料、檢疫其の他、船舶又は積荷に付き、航海の爲めに支出した通常の費用。

海上保險證  
券

此の外、保險者の責任が始まる前に航海を變更したとき(八二)、被保險者が著しく危険を變更又は増加したとき(八二)、積荷保險又は希望利益保險で、船舶を變更したときは其の後の事故に付き保險者は責を負はない(八二)。併し船長の變更は免責の事由とはならぬ(八二)。是れは船長は皆相當な資格、經驗の有る人達であるから、人が變つても危険の著しい變更がないものと見たのである。

〔第五〕海上保險證券 海上保險證券は海上保險契約の條項を記載した證據證券で、海上保險契約の成立には必要でないが、保險契約の效力として、保險契約者又は被保險者の請求に因り、保險者から發行交付せらるるものである。其の内容は前に述べた損害保險證券に共通な要件(六四九)を記載する外、次の要件をも具備せねばならぬ(八二)。

- (一) 船舶保險のときは(一)其の船舶の名稱、國籍並に種類。(二)船長の氏名。(三)發航港。
- (四) 到達港又は寄航港の定があるときは其の港名。
- (二) 積荷保險又は希望利益保險のときは(一)船舶の名稱、國籍並に種類。(二)船籍港。(三)陸揚港。

〔註〕 尙ほ此の外に普通保險約款を記載すべきことは他の損害保險證券と異なる所はない。

海上保險證券は上述の如く、通常は證據證券であるに過ぎないが、之を以て保險契約上の權



利を譲渡又は質入の用に供する特約があるときは之を有價證券又は流通證券と認めることが出来ると信ずる。

保険委付

〔第六〕 保険委付 海上保険には被保険者が法定の場合に保険の目的を被保険者に引渡して保険金額の全部を受取ることに出来る制度が設けてある(八三三)。商法は單に委付と名づけてゐるが、船主の免責委付と區別する爲めには之を保險委付と稱するが普通であり正當である。

保險委付の性質

保險委付は被保險者の權利で、保險者の承諾を要件としないから、其の法律行爲は單獨行爲である。唯、保險者が承認したときは後に異議を述べられないといふ特殊な效力を生ずるのみである(八三)。保險者の承認は決して保險委付行爲の成立要件ではない。

法定の事由

被保險者が保險委付權を有するには次の如き法定の事由が生じたときに限る(八三)。即ち(一)船舶の沈没。(二)六月以上船舶の行方不明(八三)。 (三)船舶の修繕不能(七一八條)。 (四)船舶又は積荷が捕獲せられたとき。(五)船舶又は積荷が官の處分に因り押收せられ、六月以上解放せられないとき。

保險委付の單純性と全部性

保險委付は單純に全部を爲すべきもので、之に條件を附し又は一部の委付を爲すことは許されない(八三七條一)。尤も委付の原因が其の一部に付て生じたときは其の部分に付てのみ委付を爲すことが出来るし(同條二)、又保險價額の一部を保險に付したときは、委付は保險金額の保險

價額に對する割合に應じて行ふことが出来る(同條三)。

委付の通知期間

期間の起算點

被保險者が保險委付を爲すには、三月以内に保險者に對して其の通知を發せねばならぬ(八三三項)。此の三月の起算點は船舶の沈没、修繕不能、船舶又は積荷の捕獲に因る委付のときは被保險者が其の事由を知つた時であり、再保險の場合には其の被保險者が自己の被保險者より委付の通知を受けた時である(同條二)。

委付の效力

保險委付を行へば其の效力として被保險者は委付財産を失ふ。其の代り、保險金額の請求權を生ずる。その他、被保險者は保險の目的に關する他の保險契約並に其の負擔に屬する債務の有無及其の種類を通知せねばならぬ。保險者は右の通知を受くるまでは保險金額の支拂を爲すことを要しない(八四)。保險者は委付に因り保險の目的に付き被保險者が有した一切の權利を取得する。其の代り、被保險者に對して保險金額を支拂ふ義務を負ふことになる(八三九)。又保險者が委付を承認しないときは被保險者は委付の原因を證明した後でなければ保險金額の支拂を請求することが出来ないのである(八四一)。



### 第三章 生命保険

#### 第一節 生命保険契約の意義

生命保険契約の定義

生命保険契約は當事者の一方（保險者）が相手方（保險契約者）又は第三者（被保險者）の生死に關し、一定の金額又は年金の類（保險金）を支拂ふべきことを約し、相手方が之に報酬（保險料）を與ふることを要素とする契約である（六七條）。即ち生命保険の特質は人の生存又は死亡を保險事故とし、保險事故の發生せし場合に損害の有無に拘らず、一定の金額又は年金の類を支拂ふ點に存する。一定の人の生死を以て保險金額支拂の條件とせらるる其の一定の人を被保險者と稱し（六七六條、六八三條、六七八條、六八九條、六八〇條、六八一條）、保險金を受取るべき者を被保險金受取人と稱する（六七五條、六七六條、六七七條）。損害保險では被保險者は被保險利益を有し、從つて損害の填補を受くべき者であるが、生命保險で被保險者と言へば其の生死の關する人を謂ひ、必ずしも保險金を受取るべき者とは限らない。殊に終身保險（死亡保險）の場合には保險金受取人は必ず被保險者の外に別に存することになる。即ち被保險者の地位は生命保險と損害保險とに依り全く異なることを注意せねばならぬ。併し保險契約者は保險者と保險契約を締結する當事者であり、且

被保險者  
保險金受取人

他人の爲めにする保險

他人の生命保險

保險金額の一定

定額保險

つ保險契約者が同時に被保險者たり得ることは生命保險と損害保險との間に異なる所はない。唯、被保險者の地位が二者各々異なるのみである。而して保險契約者と保險金受取人とが別人であるとき即ち保險契約者が他人を保險金受取人として指定した場合には之を他人の爲めにする保險と稱する（六七五條、六七六條、六七七條）。

保險契約者は自ら被保險者となり、自己の生死に關し保險契約を締結することが出来る外、第三者を被保險者として其の生死に關し保險契約を結ぶことも出来る。此の後の場合を他人の生命の保險といふ。他人の生命の保險の中で、他人の死亡に因り保險金を受取るべき場合には其の他人の同意を得ることを要する。其の權利を第三者に讓渡するときにも亦被保險者の同意を要する。然らざれば、其の被保險者の生命は保險の爲めに却て危険となるからである。尤も被保險者が同時に保險金受取人である場合には其の同意を要しない（六七四條）。

生命保險に於ける保險金額は一定するのを原則とする。損害保險に於ける保險金額が損害填補の最高額を示し、損害の程度に應じて實際の填補額は保險金額に及ばないことがあると異なる所である。生命保險を定額保險と稱するのは此の故である。併し、或る人（保險金受取人）の生存中、年金の類を支拂ふこともある。此の場合には保險金額は不定であるから、生命保險の金額は必ず定額でなければならぬとは限らない。



「人は死すべきものなり」といふ命題が動かぬ以上、少なくとも人の死亡の時期の必ず到来することは免れ難い人の運命である。然れば人の死亡は到来するや否やが不確定ではなく、唯其の到来する時期が不確定であるに過ぎない。是れも損害保険に於て事故が到来するや否やが不確定であるのと其の趣を異にする所である。併し生存保険、即ち何歳に達したならば保険金何程を支拂ふといふ契約では人が一定の時期まで生存することは到来するや否やが不確定であるから、此の點は死亡保険と同一に考へることは出来ない。又或る人の生存と死亡との兩方に關する生命保険を養老保険と稱し、生存して或る年齢に達しても、又其の前に死亡しても保険金を請求し得るものである。斯の如く生命保険は損害保険と多くの差異があるけれども、共通又は類似の點も多いから、損害保険の規定を生命保険に準用することは頗る多い(六七八條二)。

## 第二節 告知義務

〔第一〕 告知義務の意義 保険契約者又は被保険者は保険契約の當時、重要な事實を誠實に開陳することが必要である(六七條)。之を告知義務といふことは損害保険の場合と同じであるが實際上最も多く問題となるのは此の生命保険に於ける告知義務であるから、稍之を詳説する。告知義務は保険契約者のみならず、被保険者も亦之を負擔する(六七條)。告知を受くる者は保

險者又は其の代理人である。告知すべき事項は重要な事實即ち危険を測定するに重要な關係を有する事實に限る。換言すれば保険者が其の事實を知つてゐたらば契約を締結しないか、少なくとも同一條件を以ては契約を締結せざるべき事實を謂ふのである。此の告知は保険契約締結の當時之を爲すべきものである。契約成立以後に於ても保険事故の發生、危険の變更増加を通知する義務等はあるが、告知義務と區別する爲めに之を通知義務と稱する。

〔註〕 生命保険で告知すべき重要な事實は被保険者の生存に重要な關係ある事實である。例へば被保険者の健康状態、職業、年齢、重症殊に既往症状、酒癖、冒險癖の如き性癖等を包含する。從來我邦の判例で重要な事項として認められてゐる既往症は結核、肋膜炎、腹膜炎、咯血、胃潰瘍、麻痺症、肉腫、腦出血、胃癌、子宮癌腫、痔瘻、鼠蹊ヘルニア病、梅毒等であり、重要な事項として認められてゐる既往症は感冒、輕度神經衰弱、扁桃腺炎、前額神經痛、著膿症、慢性肥厚性鼻炎、軟性下疳、卵巢炎等である。又判例に依り、或は重要な事項とし、或は重要な事項とする既往症は肺炎加答兒、慢性氣管支加答兒、慢性胃腸加答兒、子宮内膜炎等である。

〔第二〕 告知義務違反 保険契約者又は被保険者は上述の如き告知義務に往々違反する場合がある。即ち保険契約者又は被保険者が保険契約締結の當時、惡意又は重過失に因り重要な事實を告げず(黙秘若は不告知)又は重要な事項に付き不實の事を告げたときは(虚述若は不實告知)保険者は契約の解除を爲すことが出来る(六七八條)。尤も保険者が其の事實を知り又は過失に因り之を知らなかつたときは解約権はない(同條一)。



きから一月、契約の時から五年を経過すれば消滅する(六七八條二)。又解約は將來に向つてのみ其の効力があるから、保険契約者は其の以前に支拂つた保険料を取戻すことは出來ず、保険者は保険料を返還する義務がない。加之、保険者は解除の時までの保険料は尙ほ之を請求することが出来る(六八三條)。

〔註一〕告知義務は保険契約締結の際に生ずる事柄であるが、保険契約締結の際に注意すべき事項は之に止まらぬ。保険契約は諾成契約であるから、當事者間の意思表示の合致あれば契約は成立し、別に保険契約申込書又は保険証券の如き書類を必要としない。實際上保険の申込は申込書に依らないことはないが、保険証券は寧ろ契約の効力として保険者が相手方の請求に因り之を作成する義務を生ずるに過ぎないものである。

〔註二〕商法六七八條の告知義務に關する判例の多いこと商法各條中隨一である。小町谷、伊澤兩氏の編輯に係る商事判例集及追録一に掲ぐる所でも三九二件の多數に上つてゐる。

### 第三節 生命保険契約の效力

一般の效力  
保険者の義務  
保険証券交付の義務

〔第一〕一般の效力 生命保険契約が成立すれば種々なる效力を生ずる。之を保険者の義務と保険契約者の義務とに別けて考察する。先づ保険者の義務として次の如きものが生ずる。

(一) 保険証券交付の義務 保険者は保険契約者の請求に因り、保険証券を交付せねばならぬ(六四九條、六七條)。生命保険証券のことは後の〔第三〕に説明する。

保険金支拂の義務

(二) 保険金支拂の義務 是れが保険者の最も重要な義務である(六七三條)。其の金額は契約に依り初めより一定するを原則とするけれども、又特約に依り年金の類を支拂ふこともある。保険者が保険金支拂の義務なき場合に付ては後の〔第二〕に説明する。

保険料返還の義務

(三) 保険料返還の義務 保険契約の全部又は一部が無効である場合に、保険契約者及保険金受取人が善意にして且つ重過失なきときは、保険者は保険料の全部又は一部を返還する義務がある(六四三條、六八三條)。

積立金拂戻の義務

(四) 積立金拂戻の義務 法定の場合に保険者が保険金額を支拂ふことを要しないときは保険者は保険金受取人の爲に積立てた金額を保険契約者に拂戻すことを要する(六八三條)。次に保険契約者の義務として次の如きものが生ずる。

保険契約者の義務  
保険料支拂の義務

(一) 保険料支拂の義務 是れが保険契約者に取りて最も重要な義務である(三七條)。商法に「其の報酬を與ふる」といふのは保険金に對する保険料の支拂を爲すことをいふものに外ならぬ(六五三條、六五六條、六八三條一項)。

危険増加の通知義務

(二) 危険増加の通知義務 保険期間中、危険が保険契約者又は保険金受取人の責に歸すべからざる事由に因りて著しく變更又は増加したことを知つたときは保険契約者又は保険金受取人は遅滞なく之を保険者に通知する義務がある(六五七條、六八三條一項)。



保險事故發生の通知義務

保險金支拂の義務なき場合

(三) 保險事故發生の通知義務 保險契約者又は保險金受取人が被保險者の死亡を知つたときは遅滞なく保險者に其の通知を發せねばならぬ(六八條)。

〔第二〕 保險金支拂の義務なき場合 保險者は次の場合には保險金支拂の義務を負はない(六八〇條)。

(一) 被保險者が自殺、決闘其の他の犯罪又は死刑の執行に因り死亡したとき(六八〇條)。

(二) 保險金受取人が故意に被保險者を死に致したとき。尤も保險者が尙ほ保險金の一部を支拂ふ責任ある場合はある(同條)。

(三) 保險契約者が故意に被保險者を死に致したとき(同條)。

以上の内、第一號及第二號の場合には保險者は被保險者の爲めに積立てた金額を保險契約者に拂戻す義務がある(同條)。而して此の拂戻義務は二年の消滅時効に罹る(六八條)。

生命保險證券

〔第三〕 生命保險證券 生命保險證券は保險契約の效力として保險契約者の請求に因り保險者が發行交付する要式の證據證券である。保險契約の成立には必要でないこと損害保險證券と同じである。契約成立後に於ても保險契約者の請求に基いて初めて發行せらるるもので、請求がなければ發行しなくとも差支ないものであるが、併し實際上其の發行のないことは絶無と言ふて宜しからう。

生命保險證券に記載すべき事項は前に述べた保險證券共通の要件(六四九條)の外に、(一) 保險契約の種類、(二) 被保險者の氏名、(三) 保險金受取人を定めたときは其の者の氏名を記載せねばならぬ(六七條)。

〔註〕 商法第六四九條第二項に掲げた共通の要件の中で、「保險者の負擔した危険」(第二號)は既に保險契約の種類に表示に含んでゐるから、別に記載する必要がない。又「保險價額」は生命保險の性質上其の必要がないから、保險證券にも之を記載する必要なきものと解せねばならぬ。

### 第四節 生命保險契約の消滅

消滅原因

〔第一〕 消滅原因 生命保險契約は契約の一般消滅原因に因り消滅する外、次の如き特別な消滅の事由に因り消滅する。

法律上の失効

(一) 法律上の失効 保險期間中、保險契約者又は被保險者の責に歸すべき事由に因り危険が著しく變更又は増加したときは保險契約は其の效力を失ふ(六五六條)。

當事者の契約解除

(二) 當事者の契約解除 保險者が破産の宣告を受け(六五三條)、保險者の責任が始まる前(六八三條)又は保險期間中、保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因り、危険が著しく變更又は増加したとき(六八三條)、告知義務違反の場合(六七條)には契約を解除することが出



保險期間の満了  
失効保險契約の復活

来る。

(三) 保險期間の満了 之れは明文がなくとも契約の趣旨よりして當然の事である。

〔第二〕 失効保險契約の復活 普通保險約款には保險契約者が保險料の拂込をしないで一定の猶豫期間を経過したときは保險契約は其の效力を失ふべき旨を定めてあるのが普通である。之と同時に、保險契約者が延滞保險料を提供し契約の復活を請求するときは、保險者は之を承諾することあるべき旨を約款に規定するのが普通である。之れは前と同一契約の存續するものであり、同一條件を以て新なる保險契約を締結せるものではない。

## 第六篇 手形及小切手

### 第一章 總論

手形法

〔第一〕 手形法 手形法は手形に適用せらるべき特別の私法規として、是れまで商法第四篇に規定されてゐたが、昭和五年（一九三〇年）に國際手形法統一條約が結ばれて、歐洲大陸及南米の諸國と共に我國も其の條約に批准し、議會の協贊を経て御裁可になり、昭和七年（一九三二年）七月一五日法律第二〇號を以て國內に公布せられ、昭和九年（一九三四年）一月一日から施行せられ、茲に手形法は漸く國際的統一實現の域に達したのである唯、我國と取引の最も密接なる英、米が未だ之に加入してゐないことは遺憾であるが、實質的には是等英米の法律とも其の授を一にした點が多い。新手形法は爲替手形及約束手形に關する全文九十四箇條から成る法文であるが、第一條乃至第七八條は統一條約の翻譯ともいふべきもので、第七九條以下は附則として特に我國で附加した法文である。舊法は手形法の中に小切手法を包含せしめてゐたが、新法は之を除外して別に小切手法を制定したから、手形と言へば爲替手形と約束手形



のみをいふことになつた。

〔註〕 商法第四篇は新形式法及小切手法の實施と共に廢止せられたのであるが(手形法八〇條、小切手法六四條)、併し未だ改正せられない他の法令で之を準用してある部分は尙ほ其の效力を有する譯である。尤も商法五一九條、六一三條に準用せる商法第四篇中の諸規定の如きは既に修正せられた。

小切手法

〔第二〕 小切手法 昭和六年(一九三一年)に國際小切手法統一條約が結ばれ、昭和八年(一九三三年)七月二五法律第五七號を以て我が國內に公布せられた小切手法は手形法と同時に昭和九年一月一日から施行せられた。新小切手法は八十一箇條から成り、第一條乃至第六二條は大體統一條約の翻譯ともいふべきもので、中には條約の保留條項を利用したものもあるが、第六三條以下は附則として特に我國に於て附加した法文である。

〔註一〕 新舊法の主なる差異は第二章以下の爲替手形、約束手形及小切手の適當な所で各別に説明することにし、茲に法律としての一般の差異を擧ぐれば(一)舊法は爲替手形、約束手形及小切手の三種に共通な規定を總則に設けたが、新法は總則を設けず、直に爲替手形の規定を設けて其の中に從來總則の中に在つた規定をも排列したこと。(二)舊法では手形といふ語で爲替手形、約束手形及小切手の三種を包括したけれども、新法は手形と言へば獨逸法の用語と同じく、爲替手形及約束手形の二種のみをいひ、其の外に小切手といふ語を用ひてゐるから手形及小切手と言はねば三者を概括することが出来なくなつた。從來よりは多少不便であるが、英、米、佛等で三者各別の語を用ひるのに比べると稍包括的である。(三)舊法では小切手に付ても約束手形と同じく爲替手形の規定を準用することにし、規定の重複を避けたが(商五二九條、五三七條参照)、新法は小切手法を全然獨立の法律とし、同一趣旨の規定を爲替手形と小切手とに重複

して設けてゐる。尤も約束手形には從來の如く爲替手形の規定を多く準用してある(手七七條)。(四)新法は舊法に比して法文が頗る詳細になり、一箇條の中でも數項に及ぶものが増加した。(五)新法では手形法及小切手法の國際私法的規定を附則の中に多く設けてゐる(例之、手八八條乃至九四條、小七六條乃至八一條)。其の他、細かな差異は澤山あるけれども、根本の法理に至つては新舊法の間に變動はない。

〔註二〕 新法は手形と小切手とを各別に規定してゐること上述の如くであるけれども二者の法理には大差がないのであるから、少なくとも第一章總論では煩瑣な用語を避ける爲めに、便宜上手形といふ中に小切手をも包含せしめることにする。尤も第二章爲替手形以下では三種の證券を各別に呼ぶこと勿論である。

〔註三〕 英國には一八八二年の手形法(Bills of Exchange Act) (一〇〇箇條)があり、約束手形及小切手の規定を包含し、米國には一八九七年の紐育流通證券法(The Negotiable Instruments Law) (三三〇箇條)があり、今は殆んど各州に行はれてゐる。佛國は一八〇七年の商法典總則の中に手形の規定を設けてゐる(佛商一一〇—一八九條)。

第一節 手形の性質

手形の定義

手形(小切手)とは其の發行者が無條件で一定の金額の支拂を第三者に委託し又は自ら約束する要式の完全有價證券である。其の要點を次に分説する。

〔第一〕 支拂の委託又は約束 手形の中でも爲替手形は其の發行者即ち振出人が第三者たる支拂人に、一定の金額の支拂を委託する證券(支拂委託證券)で、其の文言も「御支拂相成度」と支拂委託文句を記載する。支拂人が後に支拂を引受ければ引受人となる。振出人から第

支拂の委託  
又は約束  
支拂委託證券



支拂約束證券

一に手形を受取る権利者を受取人といふ。小切手も亦第三者に支拂を委託する所謂支拂委託證券たる點は爲替手形と同一である。約束手形は其の名の如く、振出人が一定の金額の支拂を自ら約束する證券で、其の文言も「御支拂可申」と支拂約束文句を記す支拂約束證券である。約束手形と爲替手形及小切手との種々なる差異は茲に其の根源を發する。而して爲替手形は信用利用の具に供せられ、小切手は支拂の具に用ひられ、二者は經濟上の作用を異にする、加之、支拂の委託又は約束は之を條件に係らしめず單純無條件とし、以て取引を簡明敏活ならしむることにしたのである。

金錢證券

〔第二〕 金錢證券 手形は常に金錢の支拂を目的とする證券である。即ち手形は金錢債權を表彰する證券であるから金錢證券である。金錢債權以外の權利を表彰する手形は統一手形法でも英米法でも認めてゐない(手一條二號)併し總ての金錢證券が悉く手形ではない。金錢證券が以下に述ぶる如き特質及要件を具へてゐるときに手形となるのである。

完全有價證券

〔第三〕 完全有價證券 手形が有價證券であるか否かに付ては議論がある。而して議論の相違は有價證券の意義に關する見解の相違に基く。有價證券は一時に多數發行せられ代替性を有するものをいふと解する學者は手形は有價證券でないといふ(青木博士、改正手形法論七二頁)併し證券と權利とが結合して法律上分離すべからざる關係に在るものを有價證券と解すれば(本書二六、七頁參照)手形は有

價證券である。通説も亦之を肯定してゐる。加之、手形は權利の成立、行使、移轉、質入、消滅が證券の作成發行、占有、裏書交付、滅失に伴うて生じ、二者の結合が他の證券に比して完全であるから特に之を完全有價證券といふ。

〔註〕 手形が滅失したときには裁判上、除權判決により無効宣言を受ければ、手形は效力を失ひ、手形がなくとも其の權利を主張し得る便法がある(民訴七七七條乃至七八五條)。

要式證券

〔第四〕 要式證券 手形の要件(必要事項)は手形法及小切手法に嚴格に規定してある(手一條七五條)。法定の要件を具へない手形は特に其の不備を補充する規定ある場合の外は手形上の效力を生じない無効なものである(例之、手二條、七六條、小二條)。手形は其の方式要件が他の證券に比して殊に嚴格である(定型性)。併し要件以外の記載も法律の特に許してあることは任意事項として有効なものがある(手四條、五條、九條二項、二二條、二七條、四六條、小三七條)。是等に付ては振出以下の説明に譲る。

設權證券

〔第五〕 設權證券 權利の成立に證券の作成を必要とする證券を設權證券といふ。手形上の權利の成立には必ず手形を作成することを要する。手形がなければ手形上の權利は成立しない。手形以外の有價證券でも權利の行使、移轉、質入に付て證券の占有、引渡を必要とする點は密接に結合してゐるが、權利の成立に證券の作成を要件とすることは手形の特長である。即ち證券と共に權利が生じ、證券以前に權利がない。手形の作成は權利の成立に必要であるから手形



不要因證券

無因證券  
抽象的證券

は設權證券である。他の證券には斯の如き特性を具へたものを見ない。

〔第六〕 不要因證券 證券に表彰される権利が直接に證券行為（振出、裏書等）のみに因り成立し、更に其の原因たる事實の有効、無効を問はない證券を不要因證券といふ。或は之を無因證券又は抽象的證券ともいふ。凡そ實際の取引で手形の受渡があるのには概ね其の原因たる事實がある。賣買、貸借、贈與、委任、請負の如き法律事實に基いて初めて手形の受渡が生ずる。何等の原因なくして突然、手形を振出し、裏書し、引受け、保證する如きことは極めて稀である。例へば賣買代金の支拂をする代りに手形を振出し又は裏書し、金を借りて其の借用證文の代りに手形を振出し又は裏書する類である。此の原因と手形行為とは直接の當事者間では密接不離の關係があるにしても善意の第三者（手形所持人）を保護する爲めには二者を引離し、原因の有効無効は手形行為に影響なきものとして置けば手形を取得せんとする者は其の手形行為のみに注意し、更に遡つて其の原因の如何を探究する必要がなく、幾分でも安心して手形の受渡が出来から、手形取引を安全にし流通性を増すことになる。手形を不要因證券としたのは之が爲めである。後に述ぶる手形抗辯の制限も之に基いて生ずるのである。不要因證券に表彰せらるる債權は不要因債權（又は無因債權）たる特質を有し、不要因證券の振出、裏書、引受、保證は不要因行為（又は無因行為）となるのである。

文言證券

〔第七〕 文言證券 文言證券は權利の範圍効力が専ら證券に記載せられた文言に従つて決定せられる證券である。又之を證券的有價證券ともいふ。文言以外の種々なる事情が證券上の權利に影響するやうでは證券取引を不安にするからである。手形を受取る者が其の文言に信頼し其の裏面に潜む事情を顧慮する必要を少なくして手形取引を安全にし、流通を盛んならしむる必要から生じたことである。手形の記載事項を成るべく簡明直截にしたのは其の文言證券たる特質を益々發揮せしむるものである。

〔註〕 手形の文言證券たる性質は舊法では明言してあつたが（商四三五條）、新法には明文を設けてない。併し其の要式證券たること、抗辯の制限あること等から同一に推斷することが出来る。

法定指圖證券

〔第八〕 法定指圖證券 法定指圖證券とは證券が記名式の時でも指圖式と同じく裏書讓渡の出来ることを法律で定めた證券をいふ。手形は法定の指圖證券（又は法律上當然の指圖證券）である（手一一條、七七條、一四條）。裏書は手形の受取人が第一の裏書人となり、一定の方式に従つて被裏書人に手形を交付し、順次第二、第三の裏書が行はるる、裏書人と被裏書人との間の手形行為である。商法第四篇では小切手のみならず、爲替手形及約束手形にも無記名式（持參人拂）又は選擇無記名式（記名持參人拂）を認めてゐたが、新法では小切手のみに無記名式を認め（小五項三號、二項三項）、爲替手形及約束手形には之を認めず、此の二種の手形は必ず記名式又は指圖式でなけ



ればならぬから(手一六條六號、七五條五號)、手形の法定指圖證券たる性質即ち裏書讓渡性は一層明確になつた譯である。尤も裏書禁止手形、無記名裏書ある手形、無記名式小切手の如き法定指圖證券たらざるものもあるが、是れは例外である。

呈示證券  
〔第九〕 呈示證券は債務の履行を請求するのに證券の呈示を必要とする證券である。手形の権利者は始終變動するから呈示に依り現に手形を占有してゐる権利者たることを證明する必要がある。呈示には支拂呈示の外に、爲替手形の引受呈示もあり、一覽拂又は一覽後定期拂手形の一覽呈示もあるが、呈示證券の特質は支拂呈示を要する點にある。詳細は引受及支拂の説明に譲る。

受戻證券

〔第一〇〕 受戻證券 債務者は證券と引換でなければ債務を履行することを要しない證券を受戻證券といふ。債務者は手形を呈示して支拂の請求を受けても、手形を受戻して之と引換に支拂をしないと、支拂済の手形が復濫用せられる危険があるから、債務者は手形と引換でなければ金を支拂はないと主張することが出来る。尙ほ権利者に受取の旨をも記載させることが出来る(手三九條、七七條一、項三號、小三四條)。

〔註〕 手形の受戻證券たる性質に付ては手形喪失者が除權判決に依り無効宣言を受けたときには債務者は金銭の支拂と引換に手形の交付を請求することは出来ないといふ例外がある(民訴七七條以下)。

## 第二節 民事手形法

固有手形法

手形上の權利義務

廣く手形法と言へば固有手形法と民事手形法との二種を共に包含する。小切手法に付ても同一である。固有手形法とは手形の振出、裏書、引受、參加引受、保證の如き手形に固有なる法律行為と之より生ずる種々なる權利義務を規定した法規をいふ。其の權利義務の最も主要なるものは振出人又は引受人に對する手形金額の支拂請求權(支拂義務)と、前者に對する遡求權(即ち償還請求權)とである。斯の如き手形に固有なる權利義務を手形上の權利義務といふ。然るに實際上、手形行為及手形上の權利義務と密接な關係を有する他の事項の存することを知らねばならぬ。即ち手形行為をするには手形能力の問題もあり、其の原因關係もあり、手形豫約もあり、振出人と支拂人(引受人)との間の資金關係もあり、擔保の關係もあり、手形上の權利が消滅した後に生ずる利得償還の請求權もある。是等を總稱して非手形關係といふ。手形と密接な關係はありながら而も手形の本來の關係とは區別すべきものである。之を規定した法律を理論上民事手形法といふ。斯ういふ名稱の法律が別に存する譯ではないが、固有の手形法から除外せらるべきもので、大體民法の理論に依るのである。實際取引では手形關係と非手形關係とは錯綜して切離せない状態にあるのが普通であるけれども、手形取引の安全性と流

民事手形法

非手形關係



通性を確保する爲めに手形關係から非手形關係を分離し絶縁して、成るべく無關係なものにし、取引上の煩累を省かうとしたのである。手形法及小切手法には主としては固有手形法のことを定めてあるが、民事手形法の規定も便宜上、二三挿入してある。茲に手形關係との聯絡を知る必要上、民事手形法に屬する主要なる事項を略述する。

手形能力

〔第一〕 手形能力 手形能力は更に手形權利能力即ち手形上の權利を有し義務を負ふ能力と、手形行爲能力即ち手形行爲を爲す能力とに別ち得る。民法の權利能力及行爲能力の規定は此の場合に適用される。未成年者、妻、禁治産者及準禁治産者は一般に權利能力はあるが、民法上、行爲能力は制限せられて法定代理人の許可又は保佐人の同意がなければ完全に法律行爲を爲し得ず、後に其の行爲を取消し得べきものである(民三條乃至二〇條、九六條一項)。手形法及小切手法は手形債務を負擔する能力なき者の署名に付き規定を設け、其の行爲を取消し得べきことは勿論であるが、取消の結果其の手形行爲が無効に歸しても、他の手形行爲の效力に何等の影響なきものとしてある(手七條、七七條、二項、小一〇條)。是れも取引の安全の爲めに後に述ぶる手形行爲の獨立性といふ大原則を定めたものである。尙ほ國際手形の能力に付ては特別な規定がある(手八八條、小七六條)。

手形豫約

〔第二〕 手形豫約 手形行爲即ち手形の振出、裏書等を爲すには當事者の間に必ず金額、満期、振出地、支拂地等を先づ相談して手形の内容を約定し、然る後に手形を振出し、裏書する

のが普通である。此の手形行爲の豫備的約定を手形豫約といふ。併し若し此の豫約に違つて振出された手形は豫約に反するといふ理由で手形が無効になるかといふに、斯くては之に關係せんとする第三者の不安を惹起し、手形の流通は阻まれる危険がある。そこで手形豫約は當事者以外の第三者に影響を及ぼさないことにし、手形上の權利義務は直接に手形行爲自體から發生するもので手形豫約とは關係なきものとしたのである。従つて假令手形豫約に反して振出され、裏書された手形でも其の效力を失はず、唯豫約違反者が其の直接の相手方に對して民法上の責任を負ひ又直接の相手方から手形上の抗辯を提出せらるる立場に在るに過ぎないのである。

原因關係  
(對價關係)

〔第三〕 原因關係(對價關係) 手形は賣買、貸借、贈與等の原因があつて、其の結果、手形の振出、裏書の行はれるのが普通である。然るに前に手形の不要因證券性に付て述べた如く、原因たる賣買、貸借等の有效無効に因り手形の效力が左右せられるやうでは手形取引の安全は期せられないから、直接當事者間には格別として、少なくとも第三者に對しては手形關係と原因關係とを切離し、原因たる賣買、貸借は無効でも、之に基いて振出され、裏書された手形は尙ほ其の效力を有するものとし、以て手形取引の安全を保護することにしたのである。

〔註〕 手形關係と其の原因關係との絶縁は各國の法制に依り稍異なり、新手形法は原因關係(原因文句、對價文句)の記載を要件とせず、佛、西等は之を要件としてゐる。英、米は要件とはしてゐないが約因(Consideration)のあることを



資金關係

要件とし、唯手形の場合には約因の存在を推定するから（英手三〇條）幾分、不要因性を與へたものと言へる。

〔第四〕 資金關係 爲替手形又は小切手の振出人が第三者たる支拂人に支拂の委託をするには何等かの關係が基礎となつて行はるるのが普通である。例へば前に賣買代金の貸があるとか、支拂人に預けた金又は貸金があるとか、振出人から支拂の資金を送付する約束になつてゐるとか、又は振出人の信用を利用するとかの事情が基礎となる。何等かの關係なしに出し抜けに他人に「御支拂相成度」と支拂の委託をする譯がない。若し資金なしに空手形を振出せば必ず不渡（支拂拒絶）になるに定まつてゐる。斯く振出人と支拂人との間に手形の受渡を爲すに至る基礎を成す事情を資金關係といふ。併し資金關係の有無により手形の有效無効が岐れるやうでは手形取引は不安に陥るから、資金關係も亦原因關係と同じく手形關係から引離して之に影響なきものとしたのである。是れは資金なしに勝手に手形を振出すことを奨励して不渡の弊を助長せんとするのではない。手形取引の安全の爲めに手形上の權利を認めためたのである。手形が不渡になれば振出人は固より責任を免れないのみならず、不渡手形の振出人は信用を失ひ、爾後手形の受渡も出来なくなるに相違ないが、唯資金關係に基かない手形は之が爲めに效力を失はないのみである。

擔保關係

〔第五〕 擔保關係 手形債務の履行を確實にする方法は振出、裏書、引受、保證等、手形法

根 抵 當  
荷 爲 替

上のものもあるが、一般私法上の對人擔保、物上擔保を設定して手形金額の支拂を確保し得ることは一般の債權と異なる所はない。手形法上の擔保責任は後に追々述べることにして茲には一般私法上の擔保が手形に付き設定せられたときは如何なる關係を生ずるかを簡単に述べる。手形に物上擔保又は對人擔保が附随することは可能であり、其の原因關係に附隨する擔保と區別すべきものである。手形に擔保が附いたからとして手形の法律上の性質效力は少しも變動を受くることはない。唯其の履行の確實性を生ずるに過ぎない。而して擔保權は主たる債權に隨伴するものであるから手形行爲が無効であれば擔保權も亦效力を生じない。併し擔保設定が無効でも手形行爲の無効とはならない。擔保權は原則として之を設定した當事者間に限り其の效力を持続するもので、手形が讓渡せられたときは擔保は隨伴しないのが普通である。是れは手形債權が不要因債權であるからではなく、擔保を設定した當事者の意思が茲に在るものと看られるからである。手形割引契約又は當座貸越契約に因り設定せられた根抵當の如きも亦然りである。荷爲替（荷附爲替手形）は爲替手形に賣買の目的たる商品を代表する證券（船荷證券、貨物引換證の類）を添附し擔保としたもので、手形の支拂をせねば代表證券が支拂人の手に入らぬから、商品が受取れず、又終に支拂がなければ商品から辨濟を受けるから、手形の支拂を擔保する作用を爲すものである。併し荷附の爲めに爲替手形の法律上の性質效力には何等の變動



を與へない。唯爲替手形に一般私法上の擔保が附いてゐるに過ぎないのである。

〔註〕手形保證に付ては手形法に特別な方式效力が定めてあるから(手三〇條以下、小二五條以下)、是れは對人擔保たる民法上の保證と區別すべきものである。従つて民法上の保證は手形保證の方式に依らざるもののみをいふ。

手形利得償還請求權

〔第六〕手形利得償還請求權 手形所持人が手形上の權利を行使せず又は權利保存の方法

(例へば支拂拒絶證書の作成)を怠つた爲め、手形債權が消滅時効に罹り又は手續の欠缺に因りて權利が消滅したときは最早手形としては奈何とも方法が無い譯である。然るに手形取引の際に對價又は資金を受けた振出人、裏書人、爲替手形の引受人又は小切手の支拂保證を爲した支拂人は支拂の責任を免れ、對價又は資金として保有する金銭は返還する必要がないとすれば只儲けの不當な結果を生ずることがある。茲に於て法律は斯る場合には手形關係終了後に尙ほ其の受けた利益の限度に於て所持人は償還の請求を爲すことが出来ることにしたのである。償還請求權者は手形所持人で、償還義務者は振出人、裏書人、爲替手形の引受人、小切手の支拂保證を爲した支拂人である(手八五條、小七二條)。之を手形利得償還請求權と稱し、以て民法上の不當利得返還請求權と區別するのである(民七〇三條以下)。

〔註〕手形利得償還請求權と不當利得返還請求權(民七〇三條)との主なる差異は(一)前者は法律上の原因なくして利得したものでないが、後者は法律上の原因なくして利得したものである。(二)又其の利得は必ずしも所持人の財産又は勞務に因りたることを要せぬ。(三)其の請求權の範圍も受けた利益を限度とし、利益の現に存すると否とを問は

ないから、利益は最早現存しなくとも、一旦受けた利益だけは償還すべきものである。

### 第三節 手形行爲

手形行爲の意義

〔第一〕手形行爲の意義 手形行爲とは手形上の權利義務を發生、移轉、確保する直接の原因たる要式行爲である。手形行爲は手形債權の生ずる唯一直接の原因たる行爲で、更に又其の原因たる賣買、貸借等の有效、無効まで探究する必要はないことになつてゐるから不要因行爲(無因行爲)である。手形行爲から生ずる債權(手形債權)も従つて不要因債權(無因債權)である。之に由り手形取引を簡易敏速ならしめる效能がある。手形行爲には振出、裏書、引受

不要因行爲

要式行爲

絕對的商行爲

手形行爲の種類

基本的手形行爲

等の各行爲に付て夫れ夫れ一定の方式が定めてあるから要式行爲である。其の方式は行爲の種類に依り異なるが、總ての手形行爲に共通な方式は行爲者の署名(記名捺印)である。手形行爲は我商法上絕對的商行爲と認められ、従つて商事に屬する(商一條、二、六三條四號)。

手形行爲の種類は振出、裏書、引受、參加引受、保證及支拂保證の六種であるが、引受と參加引受は爲替手形のみにあつて約束手形及小切手にはない。支拂保證は小切手にあつて手形にはない行爲である。振出、裏書及保證は總ての手形及小切手に共通に存し得る手形行爲である。振出は手形を創造する基本たる行爲であるから之を基本的手形行爲と稱し、其の他の行爲を附



附屬的手形  
行爲

屬的手形行爲といふ。尙ほ各種の手形行爲の方式、要件及效力に付ては後節に詳説する。

〔註〕手形行爲といふ語は商法にも手形法にもない純然たる學理上の用語である。商法には「手形に關する行爲」といふ語を用ひてあるが(二六三條四號)、之れは上述の手形行爲の外、手形上の權利の行使又は保全に關する行爲をも包含する廣い意味を有する。又手形法には「手形に關する行爲(七二條一項)又は「手形上の行爲(第八九條)、「小切手の上の行爲(小七八條)といふてあるが、後の二者は手形行爲に該當する。

手形行爲の  
獨立性

〔第二〕手形行爲の獨立性 同一手形の上に爲された各個の手形行爲(振出、裏書、引受、保證等)は各獨立して其の效力を生じ、他の行爲の無効に因り影響なきことを手形行爲の獨立性又は手形行爲獨立の原則といふ。振出が無効だ又は取消されたから裏書も保證も引受も無効だ、

手形行爲獨  
立の原則

第一の裏書が取消されたから第二の裏書も無効だといふのでは手形の信用は害せられ手形取引の安全は期せられない。蓋し手形が實質上無効であるか否かは手形の外觀だけでは窺ひ知り難いものであるから、苟も手形の外觀形式が具備してゐる以上假令實質上無効であつても他の手形行爲を爲した眞の署名者は尙ほ其の責を免れないことにする方が却つて手形の信用を厚くし流通性を増す所以である。併し手形に形式上の缺陷があつて手形自體が無効な場合には他の手形行爲も效力を生ずべき理由がないから、手形行爲の獨立性は手形の形式的要件が具はつてゐることを前提として行はるる原則である。法文は明に斯の如き原則を掲げては居らぬが此の原則を歸納すべき規定は諸所に散在するから、學理上一般に認められてゐる(手七條、三二條二項、小一〇條、二七條二項)。

手形行爲の  
代理

〔第三〕手形行爲の代理 手形行爲は他の法律行爲に於けると同じく代理人をして代つて之を行はしむることが出来る。唯、手形行爲の代理は本人の爲めに行ふことを手形に記載し、代理人が之に署名する必要がある。是れは手形法及小切手法の明定せざる所であるが其の形式を尙ぶ性質上當然のことである(民九九條、一〇〇條、併し代理資格の表示方法に付ては特別の制限がないから代理人たる資格を認め得べき記載あるを以て足る。會社の場合には常に其の代表者又は代理人が署名すべく、社名及社印のみにては不十分である。代理人が本人を表示せず單に代理人として署名したときには代理人自身が其の責に任すべきものである。)

手形行爲の代理でも代理人が代理權を有すべきことは勿論であるが(民九九條)、無權代理人又は越權代理人の爲した行爲の效力に付ては代理人として署名した者が自ら手形上の全責任を負はねばならぬ(手八條、小一一條)。其の代り、是等の者が支拂を爲して責任を果したときには本人と同一の權利を有することにして手形取引の確實を期した(條四)。

〔註〕手形行爲の代理と署名の代理とは區別せねばならぬ。署名の代理は他人が本人の爲めに其の氏名を記し又は記名捺印する場合をいふ。代理人自身の署名(記名捺印)がないから、手形行爲の代理ではない。所謂署名の代理は有效か無効かといふに、記名捺印の場合には權限を與へられた使者に依る本人の行爲として有効であるが、其の他の署名の場合には自署でないから無効である。要するに權限ある者が氏名を記すと共に捺印すれば記名捺印として有効である。

署名の代理  
との區別



手形外觀解釋の原則

〔第四〕 手形外觀解釋の原則 手形行爲を解釋するときには其の記載文言のみに依り一般の意味に解し、特殊の事情を顧慮する必要がない。之を手形の外觀的解釋の原則といふ。蓋し手形は多數人の間に輾轉流通するものであるから、各自の有する主觀的事情を顧慮して解釋が區々になつては危惧の念を生じ、取引の敏活を害する虞があるからである。元來法律行爲には意思と表示との二要素を包含するが、手形の如き流通性の旺なものは寧ろ表示に重きを置いて意味を決定する必要がある。併しながら手形文言の意味は其の目的に適ふやうに生かして解釋すべきもので、手形は形式が嚴格だからとて窮屈な解釋に墮し、手形を無効にするを能事とする必要はない。

手形行爲の性質

〔第五〕 手形行爲の性質 手形行爲は契約か單獨行爲かに付ては獨逸に於て論争の絶えざる所で、二十餘種の學說が對立してゐるが、我國でも一時は議論紛紛、學習者に取り難關の一であつた。併し近來、斯る空理論究の價值が疑はるるやうになり論争は下火となつた。英、米、佛の學者は契約説を採り異説を挾む者は殆んど無い。獨逸では契約説よりも單獨行爲説の方が優勢である。日本では單獨行爲説が一時優勢であつたが、近時折衷説が唱道せられ、振出、裏書は契約で、當事者雙方の意思表示の合致を要するが、引受、參加引受、保證は單獨行爲で、一方的意思表示で足るとする。

〔註〕 手形學說（又は手形理論）の詳細に付ては大濱信泉教授「手形及小切手法」二一五乃至二五四頁、田中耕太郎博士「手形法概論五五三乃至五八〇頁、松本蒸治博士「手形法一四二乃至一七八頁等參照。

#### 第四節 手形債權

手形債權の特質

〔第一〕 手形債權の特質 手形債權は手形行爲より直接に生ずる手形に固有なる權利をいひ、手形債權に對して手形債務が存する。手形債權は手形の終局の目的たる金銭の支拂を内容とする金銭債權（手形金額支拂請求權又は償還請求權）が其の本體であるが、之に附隨して、手形、其の複本又は受取證等の書類交付請求權もあり又損害賠償請求權も生ずる。是等に付ては後章に於て各、其の所で説明する。

手形債權には種々なる特質がある。是れは手形及手形行爲の特質として前に説明した所と對應するものである。

不要因債權

（一）不要因債權 手形債權は其の原因たる行爲の有効無効に關係なく唯手形行爲、從つて手形の有效なることを前提としてのみ存立する債權である。是れは手形行爲の不要因行爲、手形の不要因證券たることに對應するものである。之を債務の側から言へば債務者は不要因債務（無因債務）を負ふことになり、手形を所持する第三者に對して原因の無効を抗辯の事由とする



文言債權

文言債權は手形債權の範圍効力が手形の文言に依り定まり其の他の事情は手形債權に影響しないものをいふのである。それも手形の文言證券たる性質に對應するものである。而して手形に記載し得べき有效な文言は限定せられてゐるから手形債權は一層簡明強力なものとなる。手形債權に影響しないといふ其の他の事情は原因關係、資金關係、手形豫約等を總て包含する。

一方的債權

（三）**一方的債權** 手形債權は他の反對給付と關聯することなく専ら一方的に存在するものである。債務の方から言へば**一方的債務**である。手形關係以外に反對給付を條件とし例へば對價を給付する約定があつても手形債權の**一方的性質**を左右するものではない。尤も手形債權者も其の權利を行使し保全する爲めに種々なる手續を履まねばならぬが、是れは權利の行使又は保全の要件に過ぎないもので手形債權者が同時に義務を負担してゐるのではない。

法定指圖債權

（四）**法定指圖債權** 手形債權は手形が記名式のときでも裏書に依り之を他人に讓渡すことが出来るのを原則とする。是れも手形の法定指圖證券たる性質と對應するものである。尤も振出人の裏書禁止手形は全然讓渡が出来ず、無記名裏書ある手形又は無記名式小切手は裏書を要せず引渡のみに依り讓渡が出来るから是れは例外である。

取立債務

（五）**取立債務** 手形債權は容易に移轉するから手形の債務者は現在何人が債權者か知り難いので、満期が到來しても、債權者の方から進んで債務者の營業所又は住所に取立の爲めに來て呉れなければ履行の仕様が**ない**（商五一六條二）。是れが普通の債權の持參債務であるのと異なり、**取立債務**といふ所以である。

手形債權の消滅時効

〔第二〕**手形債權の消滅時効** 手形債務は極めて嚴重な債務であるから債權者をして敏速に權利を行はしめ債務者をして速に嚴重な負擔から免れしめる必要がある。之が爲めに次の如き特別な短期消滅時効が定めてある（民一六七條以下、商五二二條參照）。

（一）爲替手形の引受人又は約束手形の振出人に對する手形上の請求權は満期の日より三年の時効に因り消滅する（手七〇條一項、七七條一項八號）。爲替手形の引受人が引受の際、満期を變更しても此の時効の起算點は最初振出人の定めたものに由る。  
（二）**支拂保證**を爲した小切手の**支拂人**に對する請求權の時効は呈示期間經過後一年の時効に罹る（小五八條）。

（三）**手形所持人の裏書人**又は爲替手形振出人に對する償還請求權は拒絶證書の日附より一年の時効に罹り、拒絶證書作成免除の場合には満期の日より之を起算する（手七〇條二項、七七條一項八號）。**小切手所持人の裏書人**、振出人其の他の債務者に對する償還請求權は呈示期間經過後六月の時効に因



り消滅する(小五一項)。

(四)裏書人の其の前者に對する償還請求權は其の裏書人が後者に償還を爲して手形を受戻した日又は其の者が訴を受けた日から六月を以て時効に罹る(手七〇條三項、七七條一、項八號、小五一條二項)。

〔註一〕保證人に對する債權の時効は性質上被保證人に對する債權の時効に依り、參加受人に對する債權の時効は性質上被參加人に對する債權の時効に依るものと解すべきである。

〔註二〕此の外、時効の效力、中斷、停止に付ては民法の規定に従ふべきものであるが(民一四四條以下、一五八條乃至一六一條參照)、手形法は訴訟告知に因る中斷(手八六條一項、小七三條一項、民訴七六條、七七條)と債務者の一員に付て生じた中斷の效力に付て規定してゐる(手七一條、八六條、小五二條、七三條)。

手形抗辯の制限

〔第三〕手形抗辯の制限 手形の債權者が債務者に手形上の權利を行ふ際に、債務者が妄りに抗辯を提出して其の履行を拒むことが出来るやうでは、手形所持人は不安に驅られ、手形の流通は圓滑に行はれなくなる。手形債權を有力確實な權利たらしむる爲めには手形抗辯を制限する必要がある。其の制限は抗辯の種類に依り異なつてゐる。

手形抗辯には人的抗辯(直接抗辯、主觀的抗辯、相對的抗辯)と物的抗辯(間接抗辯、客觀的抗辯、絶對的抗辯)との別がある。

(一)人的抗辯とは手形債務者が其の請求をして來た特定の人に對してのみ主張することの出来る事由をいふ(手一七條、一九條)。例へば特に支拂を延期して呉れた債權者に對しては未だ其の

人的抗辯

支拂の期日が到來しないから支拂はないと主張することが出来る類である。従つて延期して呉れない第三者に對しては此の主張は出来ない。又所持人に悪意があつたから支拂はないといふのも人的抗辯である。此の外、免除、相殺、混同、和解、交互計算、對價欠缺、詐欺を理由とする如きも此の如き事由のある特定の人に對してのみ主張し得る抗辯である。此の種の抗辯は手形關係以外に存する事由を以て抗辯とするものであるから特に之を制限する必要がある。故に手形法は之を制限することに主眼點を置いてゐる(手一七條、一九條、二二條)。

物的抗辯

手形法上の物的抗辯

(二)物的抗辯とは特定の人に限らず何人に對しても主張し得る抗辯である。之を手形法上の抗辯と一般私法上の抗辯とに細別する。手形法上の物的抗辯は手形法の規定に基いて生ずる抗辯である。例へば手形が要件を缺くから無効で支拂の義務なしと主張し、手形債權は時効に因り消滅したから支拂はないと主張し、手形債權の保全方法(拒絶證書の作成の如き)を怠つたから權利は消滅した、自分の署名は偽造だから支拂はない、手形金を取りに來ないから既に供託したと主張し、代理人の署名のみあつて本人の表示がないから支拂の義務はないと主張する如きは物的抗辯で、何人にも主張し得るものである。一般私法上の物的抗辯は一般私法殊に民法の規定に基いて生ずる抗辯である。例へば手形金額は既に支拂済だから更に支拂ふ義務はないと主張する如きは辨済に因る債務の消滅を理由とするものであるから一般私法上の物的抗辯

一般私法上の物的抗辯



である。此の外、手形行為が意思能力なき者に依り爲されて無効であること、無能力者の行為なるが爲め取消されたことを主張する如きも亦之に屬する。是等は手形關係の根本を覆すものであるから、善意の第三者を保護して取引の安全を期する違なく、何人に對しても主張し得るものとしたのである。要するに抗辯を制限する程度如何に依り手形債權の強度が異なり、制限が多いほど債權の強度が増すのである(民四七二條參照)。

### 第五節 手形の偽造及變造

〔第一〕 手形の偽造 権限なき者が他人の名義を偽りて手形行為を爲すことを手形の偽造といひ(手七條、小一〇條)、斯くして作成せられた手形を偽造手形といふ。偽造は手形文言中署名(記名捺印を含む)に付き行はるることを要する。手形文言は署名の外にも種々あるけれども、署名は後にも述ぶる如く畫龍點睛ともいふべく又佛作つて魂を入れる如きもので、手形上の責任を或る人に結附け手形を活かす要點であるから特に之を偽造として取扱ふ理由が存するのである。其の他の事項は誰が書かうと、戯れに書かうと之に眞の署名をすれば手形として完全に效力を生すべきものである。手形の偽造即ち署名の偽造は振出人の名義を偽ることもあり、裏書人、引受人、參加引受人、保證人等手形振出後に行はるる署名を偽ることもあり得る。普通は振出

手形の偽造  
偽造手形

人の署名を偽る場合のみをいふと心得てゐるやうであるがさうではない。要するに手形振出の初たると後たるとを問はず、苟も署名の偽造があれば總て手形の偽造である。又被偽造者が實在の人たると假設の人たるとを問はない。手形行為者の署名を偽るのが偽造であるから、手形支拂人、受取人、被裏書人の如く署名を爲さず、單に手形に氏名を記載せらるる者が承諾なくして記載せられても偽造とはならぬ。又手形としての署名を偽るのが手形の偽造である以上、手形以外の他の目的を以て署名した用紙を他人が利用して手形を作つたときにも、署名の意味が違つて來るから偽造である。併し無權代理人が資格を偽り、代理人として署名した場合には特に自ら責任を負ふべき旨の規定があるから、之は偽造とは言へぬ(手八條、小一七條、二項、小一一條)。

手形の偽造があつた場合に其の效力如何といふに、偽造の手形行為は當然無効である。被偽造者は手形上の責任を負ふべき理由がない。併し同一手形の上に爲された他の手形行為の效力如何といふに、偽造手形と雖も他に眞正の署名者がある以上は、善意の第三者を保護し取引の安全を圖る爲めに尙ほ其の責任を免れざるものとしたのである(手七條、小一〇條)。手形行為獨立の原則は此の場合に其の効果を發揮するのである。偽造が振出の初に行はれやうと、後に裏書、引受、保證等の署名の時に行はれやうと同一である。偽造者は別に其の手形に眞正の署名をしてゐない以上は手形上の責任を負ふことにならぬ。併し偽造者が民事上、刑事上の責任を負ふことは

偽造手形の  
效力



別問題である(民七〇九條以下、刑)。偽造手形の権利者は偽造手形の場合に特別な制限もないから、普通の手形と異なる所はない。

手形の變造  
變造手形

〔第二〕 手形の變造 手形の署名以外の有效記載事項(必要事項及任意事項)を権限なくして變更することを手形の變造といひ、變造せられた手形を變造手形といふ。手形の變造あるが爲めには先づ要件を具へた手形が存し、之が變更せられて別な意味になり、且つ變造せられた結果、尙ほ手形の要件を具へてゐなければならぬ。手形の變造は變更の権限なき者が記載事項を變更した場合をいひ、権限ある者が記載事項を變更しても變造にはならぬ。

署名の變更

署名以外の有效記載事項を権限なくして變更したときに手形の變造があることは議論がないけれども、署名を變更した場合に付ては學者概ね之を變造とせず、一種の偽造であるとしてゐる(偽造説)。又一面偽造であると共に他面變造を含むとする説もある(偽造及變造説)。併し署名の變更の場合には舊名義人に付ては、権限なくして記載事項を抹消した場合に尙ほ其の記載事項は效力を失はずとする抹消の理論に依り、新名義人に付ては偽造があつたものとして考察すべきものであらう(抹消及偽造説)。従つて署名には變造はないことになる。

變造手形の效力

手形の變造があつた場合に其の效力如何といふに、是れには虚偽を含むことは偽造の場合と異ならないが、手形取引の安全の爲めに、出来るだけ手形を生かして行く必要がある。幸に新

法は舊法の如き取引の安全に害ある「變造手形に署名した者は變造前に署名したものと推定する」といふ規定(商四三七)を改めて、變造後の署名者は變造した文言に従つて責任を負ひ、變造前の署名者は原文言に従つて責任を負ふことにした(手六九條、七七條、七號、小五〇條)。例へば三千圓の手形が五千圓に變造せらるれば、變造前の署名者は原文言の三千圓が尙ほ存するものとして責任を負ひ、變造後の署名者は變造した文言の五千圓に付き責任を負ふことになる。而して署名の變更の場合には舊名義人の方は署名を抹消せられても抹消前と同じく尙ほ其の責任を負ひ、新名義人(被偽造者)の方は偽造の原則に従つて何等の責任がないものと解すべきである。

手形の抹消

〔註一〕 變造の立證及署名の前後の立證は之を主張する者がせねばならぬ(商四三七條二項参照)。  
〔註二〕 手形の有效事項を権限なくして抹消しても尙ほ其の效力を失はないことは手形取引の安全の爲めにも必要であり、又手形の變造の場合に變造後に於ても尙ほ原文言が效力を失はない規定(手六九條、七七條二項、小五〇條)から之を類推することが出来る。而して本文に述べた如く署名の變更は手形の變造ではなくして、抹消と偽造とが併存する場合であり、従つて舊名義人には抹消の理論を適用し、新名義人には偽造の理論に依り判斷すべきものであると信ずる。手形を毀滅した場合にも抹消の場合と同様に解すべきである。

手形の毀滅



## 第二章 爲替手形

### 第一節 振 出

振出の意義

〔第一〕 振出の意義 爲替手形は其の發行者たる振出人が一定の金額を無條件に支拂ふことを第三者に委託する要式の完全有價證券である。此の證券は手形一般の性質として既に前章に述べた如く、支拂委託證券、金銀證券、完全有價證券、要式證券、設權證券、不要因證券、文言證券、法定指圖證券、呈示證券、受戻證券等の諸性質を具有する。而して爲替手形の振出とは法定の事項を記載した前述の如き諸性質を有する證券に振出人が署名して發行する基本的手形行爲である。裏書、引受等の附屬的手形行爲は之に基いて初めて効力を有し得るから、之を基本的手形行爲といふことは前にも述べた。

振出の方式

〔第二〕 振出の方式 爲替手形が要式證券として如何なる方式を必要とするかは前章に説明を保留して置いたから、本節で先づ振出の要件（必要事項）を述べ、然る後、任意事項、記載無効事項及手形無効事項に及ぶことにする。必要事項は爲替手形の振出に必要缺くべからざる要件である。必要事項が缺けてゐると、二三の特例を除き、手形は無効になる。任意事項は手

任意事項  
必要事項

記載無効事項  
當然事項  
除外事項  
手形無効事項

形の要件ではないが、之を任意に記載することを手形法上特に許された事項をいふ。手形は定型性を有するから、其の方式を成るべく簡明にし、任意事項を一定の範圍に限定してある。記載無効事項は或る事項を記載するに因り其の事項のみを無効ならしむるけれども、手形自體の効力を妨げない事項をいふ。之に當然事項と除外事項との別がある。前者は既に法文で認めてあることを手形に記載するから何等特別の効力を生じない場合をいひ、後者は之を手形關係以外に除却してあるから、手形上の効力を生じ得ない事項をいふ。反之、手形無効事項は或る事項の記載あるが爲めに手形全體を無効ならしむる事項をいふ。是れは概ね手形の本質に反し、要件を不明ならしむる如き記載である。

必要事項

爲替手形文句

〔第三〕 必要事項 爲替手形振出の要件は左の如くである。  
 (一) 爲替手形文句 證券の文言中に其の證券の作成に用ひる語を以て記載した爲替手形なることを示す文字を記載せねばならぬ。之を爲替手形文句といふ。舊法では同一國語たることを要求せず、又手形文句は必ずしも證券の本文中に記載することを要求してなかつたが、新法は日本文たることは必要としないが用語の同一を要求し、且つ證券の本文中に「爲替手形」たることを示す文字を挿入せねばならぬことにした(一號)。

〔註〕 爲替手形たることを示す文字は從來の如く本文以外に標題として掲げても宜しいか、本文に挿入せねばならぬかは第六篇 手形及小切手 第二章 爲替手形 第一節 振出 四二三



日本の法文では「文言中に」とあるのみで、餘り明瞭でないが、統一條約の原文には「本文中」とあるので、是れは國際的に歩調を一にして解釋する方が穩當である。尤も實際上は從來の手形用紙の本文に「此手形引換に」とあつたのを「此爲替手形引換に」と二字を追加することである。

一定の金額

利息の記載

金額記載の相違

單純なる支拂の委託

(二)一定の金額 手形債権の内容を明確にする爲めには手形金額が一定することを必要としたのである(二號)。併し利息の記載に付ては從來議論があつて消極積極共に極端な學說もあつたが、新法は一覽拂又は一覽後定期拂手形には利息を記載することを許した(五條)。此の場合には振出の日から利息を生じ、利率は手形に表示せねばならぬ(同條二項三項)。確定日拂又は日附後定期拂手形に利息の記載を許さず、記載しても之なきものと看做すことにしたのは(五條一)、此の種の手形では元金に利息を算入して一定の金額にすることは容易であるから、殊更に利息を記載する實益なしと認めたのである。又手形金額は誤記を防ぐ爲めに二箇所以上に重複して記載する慣行がある。其の記載が一致してゐれば宜しいが、時として金額の異なることがある。此の場合、法律は手形を生かす爲めに、文字と數字とで記載してあつたら文字に依り、兩方も文字又は數字であつたら最小金額を標準とすることにした(六條)。(三)單純なる支拂の委託 手形金額の支拂を第三者に委託する文言(支拂委託文句)の記載が必要である。之には何等の條件を附けることを許さない(二號)。支拂に條件を附けると手

支拂人の名稱

自己宛爲替手形

満期の表示

一覽後定期拂  
日附後定期拂  
確定日拂

形を無効にする。分割拂の記載も亦手形を無効にする(三三條二項)。併し支拂に法定の満期を定めること(三三條一)、又通貨を指定することは許されてゐる(四一)。

(四)支拂人の名稱 支拂人即ち振出人から支拂の委託を受くる者の名稱(氏名又は商號)は必ず之を記載せねばならぬ(三三條三號)。支拂人は引受をしない間は他に如何なる約束があつても未だ手形上の債務者ではない。一旦引受をすると手形上の債務者となり、支拂人は引受人と改稱せらるる(二八條)。振出人と支拂人とは別人であるのが普通であるけれども、振出人が自ら支拂人となることも出来る(三三條三項)。之を自己宛爲替手形又は自己拂爲替手形といふ。

〔註一〕 自己宛爲替手形を振出す必要は多く同一銀行の本支店間又は支店相互間に生ずる。又旅行先で自己宛手形を振出し、營業所又は住所に歸りて振出人自ら支拂はんとするにも便利である。

〔註二〕 二人以上の支拂人を記載することは學說上認められてゐる。各支拂人が引受をすれば各自全額に付き責任を負ふが連帶責任ではない(商五一一條参照)。

(五)満期の表示 爲替手形の満期は區々にならぬ爲め法律で四種に限定してある(三三條)。

一覽拂は手形を呈示して支拂の請求を受けたときに直に期限の到來するものである。一覽後定期拂は支拂呈示を受けた後、一定の期間を経過して初めて期限の到來するものである。日附後定期拂は振出の日附から一定の期間を経過して初めて期限の到來するものである。確定日拂は



何年何月何日又は紀元節の翌日といふが如く、豫め確定したる日に支拂はるべきものをいふ。此の四種以外の満期を記載した手形は無効となる(三三條)。又二箇以上の満期日を記載しても手形を無効にする。併し全然満期を記載しない手形は一覽拂のものとして看做し、尙ほ有効なるものとした(二二條)。

支拂地の表示

(六)支拂地の表示 支拂地は手形金額の支拂あるべき地で、最小獨立の行政區劃をいふのである。市、町、村名を記載すれば足る。支拂場所は區域でなく地點をいふのであるから、町名番地まで記さねばならぬが、之は振出の要件ではない。而して手形に支拂地の記載がないときでも法律は直に之を無効とせず、支拂人の名稱に附記した地があれば之を支拂地と看做すから、此の肩書地さへあれば手形は尙ほ有効である(二三條)。

受取人の名稱

(七)受取人の名稱 受取人は振出人から第一に手形を受取り手形上の權利者たるべき者である(六條)。新法では爲替手形は記名式又は指圖式の孰れか一たることを要し、舊法の如く無記名式(持參人拂)又は選擇無記名式(記名持參人拂)なることを許さないから、受取人の名稱の記載は常に必要になつた。之を記載しない爲替手形は無効である。新手形法には「支拂を受け又は之を受くる者を指圖する者の名稱」とあるが「支拂を受くる者」は即ち手形受取人で、手形は之に由り記名式爲替手形となり、「之を受くる者を指圖する者」は手形の第一受取人が自

指圖文句

ら支拂を受けず、更に裏書に依り他人を指定する場合(指圖文句)をいふ。此の記載ある手形は指圖式爲替手形となる。併し此の指圖文句は記載なくとも、手形には裏書に依り讓渡し得る法定指圖證券たる性質を賦與してあることは前に述べた(二二條)。

自己受爲替手形  
自己指圖爲替手形

振出人は自己を受取人として手形を振出すことも出来る(三三條)。之を自己受爲替手形又は自己指圖爲替手形といふ。

(註一) 自己受爲替手形を振出す必要は受取人が未定の場合に振出人が一時自己を受取人とし、然る後、裏書する場合もあり、又支拂人に引受を爲さしめて手形債務を確實にする爲めに、振出人が先づ自ら受取人となつて手形を振出し、直に支拂人に引受けしめ、他人に裏書する場合にも生ずる。

(註二) 受取人を數人記載することも學說上認められてゐる。之に乙及丙と重疊的に記載するときと、乙又は丙と選擇的に記載するときとある。前の場合は共同受取人で權利の行使も裏書も共同して之を爲すべきである。組合を受取人とするときの如きは之に屬する。後の場合は各自獨立して權利を有するから、孰れも獨立して支拂を受くる權利あり又獨立して裏書を爲すことが出来る。

振出の年月日

(八)振出の年月日 手形が何時振出されたかを知ることは能力、代理權限、振出の前後等を知るに必要である。又一覽拂、一覽後定期拂手形に於ける一年の呈示期間を起算するに必要であり、日附後定期拂手形の満期を定むるに必要である。振出の日附は明確なることを要するが、必ずしも實際振出した日と一致することを要しない。記載の日附が實際振出の日よりも前



又は後でも差支ない。是れ手形は外觀により解釋するからである。

〔註〕 振出の日附が二箇以上あることは手形の統一的行為たる性質上許されない。

振出地

〔九〕振出地の表示

振出地は手形を發行した地として手形に記載された最小獨立の行政區劃である。是れは新手形法で要件に加へた事項である(七條)。必ずしも實際に振出した地と記載とが一致するを要しないことは振出の日附と同一である。併し振出地の記載のない手形でも振出人の名稱に附記した地即ち所謂肩書地があれば之を振出地と看做して手形は尙ほ有効である(二條四號)。

(一〇)振出人の署名(記名捺印を含む) 署名は從來、自ら自己の氏名を記す自署のみをいふたが、新手形法では署名を自署と記名捺印とを包括した意味に用ひてゐる(八二條)。記名捺印は權限を與へて代筆及捺印することである。自署及捺印が署名と同様なることは勿論である。署名は振出人が振出といふ手形行為を爲した證據として最重要な意義を有する(八三條)。署名に因り其の他の手形要件が生きる力がある。如何に他の事項が記載してあつても、署名がなかつたら、或る人に手形上の責任を負はしむることが出来ない。佛を作つて魂を入れざる如きものである。署名は氏名たるを商號たるを問はない。代理人が振出人に代つて手形を振出す場合には、本人たる振出人の名稱を記載し、其の代理人たることを示して(例へば右代理人と記し)

振出人の署名

代理人が署名することを要する。會社其の他の法人の手形振出の場合にも法人の名稱と共に其の代表者又は代理人たることを示して其の者が署名することを要する。爲替手形振出の要件は上述の通りである。此の中で、満期、振出地、支拂地の三要件は法律で之を補充する方法を規定してあるから(二條二、之なくとも直に無効とはならぬが、其の他の要件の欠缺は手形を無効にする(二條一)。尤も、要件の欠缺は手形としての無効を意味するのみで、手形としてでなく、一般の指圖書券、借用證書若くは單に證據書類として役立つ餘地は尙ほ存する。

萬效手形

〔註〕 實際界に萬效手形と稱し、手形の用紙に、萬一、此の證券が手形としての効力を失ふても、指圖書券又は借用證書としての効力を有すべき旨を記載してあるのは全く手形以外の問題に屬する。

白地手形

〔第四〕白地手形(未完成手形)

爲替手形は法定の要件を具ふべきこと(完全手形)上述の如くであるが、實際上、白地手形と稱して殊更に手形の要件を充たさず、後日他人に補充させる意思を以て、署名し、振出した證券がある。完成の手形に對して謂はば未完成の手形で、後日、補充に因り完成する可能性のある手形である(一〇條)。要件の完備した完全手形に對する不

不完全手形との區別

完全手形即ち手形としての効力を生じ得ない、終始要件の缺けた手形とは異なるものである。白地手形の性質、効力に付ては從來、議論があつたが、大體慣習法上、振出の時に成立し、補



補充権の濫用

充に依て確定的に其の效力を生ずるもの、即ち白地手形は補充権の附着した一種の手形であると解されてゐた。新手形法は白地手形の有效なることを認むると同時に、更に補充権の濫用の場合を規定し、補充権の範囲を超えて補充が行はれたときは其の違反は之を以て惡意又は重過失なき手形所持人に對抗することが出来ないとし、署名者は、矢張、其の補充された文言に従つて責任を負はねばならぬことにした。併し手形所持人に惡意又は重過失があつたときは之を保護する必要なきものとし、之に對抗が出来ることとしたのである(一〇)。而して振出人の行為能力、權限等は總て振出の時に依り決定すべきものである。

〔註〕例へば一千圓以内の手形金額を隨時記入する權限を與へて白地手形を振出した所が、後に手形受取人が權限を濫用して二千圓の金額を記入したときには振出人は、之を知らず又は知らざることには付き重過失なき手形所持人に對し、二千圓の支拂義務がある。濫用した者に對する振出人の賠償請求權は別に存する。

任意事項

〔第五〕任意事項 爲替手形振出の要件の外に、手形に記載して有效になる事項がある。之を任意事項又は任意有效事項と名づける。次に其の主なるものを列記する。

豫備支拂人

(一)豫備支拂人(五五) 支拂人が引受又は支拂を拒絶したときの豫備として引受又は支拂をする爲めに振出人、裏書人又は保證人が手形に指定した人をいふ。之が如何なる作用を爲すかは後に引受拒絶又は支拂拒絶の所で説明するが、結局、豫備支拂人が參加引受又は參加支拂

支拂擔當者

をすることになる(五五條、五六條以下)。

(二)支拂擔當者(四條、二七條)

支拂擔當者とは振出人又は支拂人が支拂人に先ちて支拂を爲すべき者として振出又は引受の際、手形に記載した支拂人以外の人をいふ。實際上多くは支拂人の取引銀行を支拂擔當者とする。新手形法は「第三者」といふてゐる(前掲)。是れは第三者の住所又は第三者方といひ、支拂場所を指すこともあるが、同時に支拂擔當者を意味するものと解する。

同地拂手形  
他地拂手形

〔註〕支拂地と支拂人の住所地と同一であれば之を同地拂手形と稱し、支拂人の住所地以外の地を支拂地とせる手形を他地拂手形と稱する。支拂擔當者の記載は振出人には孰れの手形にも許されるが(四條)、他地拂手形に殊に多い。

支拂場所

(三)支拂場所(四條二、七條)

支拂場所は手形金額の支拂あるべき支拂地内の一地點をいふのである。支拂地は最小獨立の行政區劃をいふから、市、町、村名の如き地域を記するを以て足るに反し、支拂場所は一定の地點をいふから、町名番地等其の地點を知り得る程度の記載を必要とする。支拂場所は支拂地内たることを要し、其の以外の場所は支拂場所として效力を有しない。支拂地は前述の如く振出の要件であるが、支拂場所は要件ではない。併し實際上は之を重要視して任意に記載するのが例である。支拂場所の記載があれば支拂呈示、支拂拒絶證書の作成等は其の場所下之を爲さねばならぬ。



裏書禁止

(四)裏書禁止(一條、二) 手形は裏書に依り之を譲渡し得るを原則とするけれども、又當事者の意思を重んじ振出人又は裏書人が其の裏書を禁することを許してゐるから其の記載は有效である。之を裏書禁止文句又は指圖禁止文句若は禁轉文句ともいふ。振出人の記載した禁轉文句は裏書譲渡を絶対に無効とする。併し民法指名債權譲渡の方式に従つて之を譲渡することは差支ない(一條二項)。裏書人が禁轉文句を記載したときの効力は裏書の所で述べる。

拒絶證書作成の免除

(五)拒絶證書作成の免除(四六) 拒絶證書は手形の引受又は支拂がないときに公證人又は執達吏に作成させ、引受拒絶又は支拂拒絶のあつたことを證明する公正證書である。拒絶證書の作成は前者に償還を請求する要件であるが、其の作成は手数を要し面倒であるから、手形を取得する者は其の作成を免除して貰つて置いた方が権利の實行に便利である。手形に拒絶證書の作成免除(無費用償還又は拒絶證書不要)のことを記載すれば有効である。此の記載があれば拒絶證書なしに前者に償還を請求することが出来る。

引受無擔保文句

(六)引受無擔保文句 爲替手形の引受なき場合に振出人が擔保義務を負はない旨の記載は有効である(九條二)。振出人が支拂を擔保せざる旨の一切の文言は記載せざるものと看做され、其の記載は無効である(同條四)。

利息文句

(七)利息文句 新法は一覽拂又は一覽後定期拂手形には利息の約定を記載することを許し

た(五)併し同時に利率即ち利息の割合をも記載しなければ効力を生じない。確定日拂又は日附後定期拂手形に利息を記載しても其の記載は無効である(五條一)。

(註) 任意事項は本文に述ぶる外、(八)特別な支拂呈示期間(三四條、七七條)、(九)特別な引受呈示期間(二三條二項三項)、(一〇)特別な一覽呈示期間(七八條二項)、(一一)引受呈示を爲すべきこと又は之を禁ずること若は一定の期日前には引受呈示を爲すべからざること(一二條一項乃至三項)、(一二)複本たることを示す文字(六四條)、(一三)支拂地の通貨に非ざる通貨を以て支拂ふべき旨及換算率の記載(四一條一項二項)、(一四)外國通貨現貨支拂文句(四一條三項)、(一五)複本禁止文句(六四條三項)等もあるが是等は説明を略する。

記載無効事項

〔第六〕記載無効事項 手形には嚴格な定型性があつて手形取引を簡明にする必要上、手形法に特に規定してない事項は之を手形に記載しても何等手形上の効力を生じない。其の記載無効事項の主なものゝ次に列擧するが、概ね前に民事手形法の内容として説明した非手形關係に屬する事項である。

原因文句(對價文句)

(一)原因文句(對價文句) 手形取引をするに至らしめた原因(對價)を示す文句例へば買買、貸借、贈與、請負、委任等に基づき手形を振出すに至つた場合に之を手形に記載することは其の關係を知るには役立つが手形上の効力を左右し得ない。

指圖文句

(二)指圖文句 受取人又は裏書人の指圖した人に手形金額を支拂ふべき旨の文句をいふ。「同人指圖人」などいふ文句は實際上常に用ひられるが、之なくとも法律上當然のことである



から何等特別の効力を生じない(一項)。

資金文句

(三)資金文句 振出人と支拂人との資金關係如何を示す文句をいふ。之も手形關係に影響なき事項であるから、之を記載無効事項に編入する理由がある。

呈示文句

(四)呈示文句 手形の支拂を請求するには證券の呈示を必要とする旨の文句をいふ。是れ亦手形の性質及法律の規定に基き當然の事であるから、特に記載する必要なく、記載しても何等特別の効力を生じない(三四條)。

支拂無擔保文句

(五)支拂無擔保文句 振出人は爲替手形の引受及支拂を擔保する責任がある(九條)。併し引受を擔保せざる旨の文言は記載しても有効であるけれども(前の任意事項)、支拂を擔保せざる旨の文言は振出人としての責任を回避し、手形の信用を害するものであるから、之を許さず、記載しても何等の効力なく、尙ほ償還の義務を免れないのである(九條)。

受戻文句

(六)受戻文句(引換文句) 手形と引換に支拂を爲すべき旨の文句をいふ。是れも手形の性質上、手形法上當然のことであるから特に記載する必要なく、記載しても何等特別の効力を生じない(三九條)。

破毀文句

(七)破毀文句 是れは手形に二通以上の複本があるとき其の一通に支拂があれば他の各通は無効となるべき旨の記載をいふ。是れ亦法文に依り當然無効となり義務を免れしむることに

なつてゐるから、此の記載あるも何等特別の効力を生じない(六五條)。

擔保文句

(八)擔保文句 手形に對し擔保の設定ある旨の文句をいふ。手形上の種々なる擔保責任、例へば振出人、裏書人等の手形支拂に對する擔保責任あることは手形法上當然のことであるから、記載に因り特別の効力を生じないし、又手形以外に物上擔保、對人擔保を設定しても、手形以外に民法上の効力を生ずるに過ぎないものである。例へば荷爲替の擔保差入文句の如き其の一例である。

[註] 此の外(九)手形番號の記載、(一〇)通知文句の記載(支拂に對する通知の有無に關する文句。例へば「通知に従ひ御支拂相成度」とか「通知なしに御支拂相成度」と記載する如き)、(一一)手形書換文句の記載(手形の切替を爲す特約)、(一二)利率を記載せざる利息文句等も手形上の効力を生ぜず、所謂記載無効事項に屬する。

手形無効事項

[第七] 手形無効事項 記載要件が缺けてゐる爲めに手形が無効となる場合の外に、或る事項が手形に記載せられたが爲めに、手形の本質、要件を害し(妨害事項)、手形が無効となる場合がある。之を手形無効事項と稱し、其の記載のみ無効なる前述「第四」の場合と區別する。

分割拂文句

(一)分割拂文句 手形關係は簡明直截を尙ぶから、手形金額の如きも一時に全額を支拂ふべきものとし、振出の最初から分割して一部分づつ何回にも支拂ふ約定の如きを認めないのである。若し此の事が手形に記載してあると手形全部を無効にする(三三條)。



法定以外の満期

〔註〕併し分割拂の記載のない手形に付き、後に手形金額の一部を現実に支拂ふことは有効である(三九條二項三項)。  
〔二〕法定以外の満期。手形の満期は一覽拂、一覽後定期拂、日附後定期拂、確定日拂の四種に限定せられてゐる(三三條)。是れは支拂の時期が多岐に亙ると、手形の確實性を害する虞れがあるからである。若し此の四種以外の満期を手形に記載すれば手形を無効にする結果となる(同條二項)。

條件附支拂文句

〔註〕満期の記載が何もないときには一覽拂と看做され有効なことは前に述べた(二條二項)。  
〔三〕條件附支拂文句。手形の支拂は手形取引の眼目であるから、單純無條件なることを本旨とする(一條一、二項)。然るに支拂に條件を附して、一定の條件が成就すれば手形金額を支拂ふべしと記載し、又は支拂の方法を限定し、支拂を反對給付に係らしむる記載を爲すが如きは、手形關係の簡明を害するものであるから、手形全體を無効にすると解すべきである。

數人の支拂人の分擔又は選擇支拂

〔四〕數人の支拂人の分擔又は選擇支拂。數人の支拂人を記載し、各自が全責任を負擔することは差支ないけれども、各自が一定の割合で支拂を分擔し又は甲が支拂はないときには乙が支拂ふべしと選擇的に記載する如きは、手形を無効ならしむるものといふべきである。

印紙税

〔註〕收入印紙の貼用は印紙税法四條八號、五條七號に規定し、記載金高十圓未満は印紙税不要、十圓以上は總て三錢としてゐるが、印紙を貼用しなければ、印紙税法違反として脱税高二十倍の罰金又は科料(最低三圓の科料)に處せらるるが、併し手形は之が爲めに無効とはならぬ。

振出の效力

〔第八〕振出の效力。爲替手形が法定の要件を具へて振出されたときは如何なる效力を生ずるか。振出人は振出行爲に因り次の如き義務を負擔し、受取人が之に對應する權利を取得する。

引受擔保義務

(一)引受擔保義務。振出人は支拂人が引受をしないときに、自ら其の償還に應ずる義務を負擔する(九條)。尤も振出人は引受を擔保せざる旨(引受無擔保文句)を手形に記載することが出来から、之を手形に記載すれば其の責任を免れ得る(九條二項前段)。

支拂擔保義務

(二)支拂擔保義務。振出人は支拂人又は引受人が手形金額の支拂をしないときに、自ら其の償還に應ずる義務がある。手形の支拂は手形の終局の目的であるから、振出人は苟も手形を振出した以上は此の責任を免れることは出来ない。假令手形に支拂無擔保の旨を記載しても、之を記載しないものと看做され、所謂記載無効事項に屬する(九條二項後段)。

爲替手形の雛形

〔第九〕爲替手形の雛形。次に實際に最廣く行はるる爲替手形の雛形を掲げ、實例と法文との連絡を圖ることとする。



第壹九參四號 <sup>(1)</sup>	
爲替手形 <sup>(10)</sup>	
金壹萬圓也 <sup>(3)</sup>	
支拂期日	昭和九年十二月三十日 <sup>(4)</sup>
支拂地	大阪市 <sup>(5)</sup>
支拂場所	株式會社住友銀行本店 <sup>(6)</sup>
振出地	東京市 <sup>(7)</sup>
右金額乙野次郎殿 <sup>(8)</sup> 又ハ其指圖人 <sup>(9)</sup> へ此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也 <sup>(10)</sup>	
引受支拂各拒絶 <sup>(11)</sup>	甲野太郎 <sup>(14)</sup>
證書作成免除 <sup>(13)</sup>	甲野太郎 <sup>(14)</sup>
昭和九年十月二十日 <sup>(15)</sup>	
住所	東京市日本橋區通三丁目四番地 <sup>(16)</sup>
	甲野太郎 <sup>(17)</sup>
大阪市東區本町四丁目五番地 <sup>(18)</sup>	
	己野六郎殿 <sup>(19)</sup>
受引 <sup>(20)</sup>	昭和九年十月三十日 <sup>(21)</sup> 己野六郎 <sup>(22)</sup>

- (1) 手形番號。要件ではない。
- (2) 收入印紙(印紙税法四條八號、五條七號)。要件ではない。
- (3) 手形金額(一條二號)。
- (4) 満期(一條四號、二條二號、三三條)(確定日拂の例)。
- (5) 支拂地(一條七號)。
- (6) 支拂場所(四條)。要件ではない。
- (7) 振出地(一條七號)。
- (8) 受取人の名稱(一條六號)。
- (9) 指圖文句(一條六號、一一條一項)。要件ではない。
- (10) 爲替手形文句(一條一號)。本文中に入ること。
- (11) 受戻文句(三九條)。要件ではない。
- (12) 支拂委託文句(一條二號)。
- (13) 拒絶證書作成免除(四六條)。要件ではない。
- (14) 拒絶證書作成免除の署名(四六條)。要件ではない。
- (15) 振出の年月日(日附)(一條七號)。
- (16) 振出人の住所(二條四項、二一條)。要件ではない。
- (17) 振出人の署名(記名捺印)(一條八號)。
- (18) 支拂人の住所(肩書地)(二條三號)。要件ではない。
- (19) 支拂人の名稱(一條三號)。
- (20) 引受の表示(二五條)。
- (21) 引受の年月日(二五條二項)。
- (22) 引受人の署名(記名捺印)(二五條一項)。

裏書の意義

第二節 裏書

〔第一〕 裏書の意義 裏書は手形上の権利を他人に取得せしめ又は取立委任若は質入の爲めに、法定の方式に従つて爲す手形行爲である。裏書は最初、手形の裏面に書かれたので其の名を得、今でも一般に裏面に裏書の欄を設けてある。裏書の行はれた最初は、取立委任の目的を以てするものであつたが、今では手形上の権利を他人に取得せしむる讓渡裏書が本則となり、特に取立委任の爲め又は質入の爲めと書いてなければ、少なくとも善意の第三者に對して讓渡裏書になるのである。手形は裏書禁止の文言がない限り、指圖式で振出さずとも裏書に依り之を他人に讓渡することが出来る(法定指圖證券——手形の裏書讓渡性)(一條)。新手形法は無記名式又は選擇無記名式の手形を認めないから(小切手のみに認めた)、裏書は手形上の権利を他人に取得せしむる唯一の方式となつた。尤も後に述ぶる如く、無記名裏書(白地裏書)をした後は、手形は單なる引渡に依り權利を讓渡し得るが(一四條二、三項)、其の場合には常に裏書に依りてのみ權利を他人に讓渡することが出来る。振出人が裏書禁止の旨を手形に記載したときには手形は裏書に依る讓渡は出来ないが、尙ほ民法の指名債權讓渡の方式に従ひ且つ其の效力を以てのみ之を讓渡することが出来る(一條二項、四六七條)。

裏書禁止



裏書的方式

〔第二〕 裏書的方式 裏書的方式には記名式と無記名式と持参人拂式との別がある(一三)。  
孰れの場合でも裏書は單純無條件でなければならぬ。裏書に條件を附しても、之を記載しない  
ものと看做される(二二)。  
又裏書は全部に付き行はるべく、一部の裏書は無効である(二二)。

記名式裏書

(一) 記名式裏書は爲替手形又は之と結合した紙片(補箋)に裏書人の署名と共に被裏書人を指  
定する方式に依るのである。裏書の年月日は實際上大抵記載せらるるが、必要ではない。是れ  
は任意事項に屬する(二〇)。  
手形上の権利取得者即ち被裏書人を指定するから記名式裏書の名  
が附いたので、裏書人の署名(記名捺印)は總ての裏書に必要である。「表書の金額丙野三郎殿  
又は其指圖人へ御支拂相成度候也」と記し、裏書人が署名するのが記名式裏書である。補箋を  
用ひるのは裏書の欄に餘白のないときに本紙に紙片を結合して之に裏書するのである。記名式  
裏書ときには権利者が指定せられてゐるから、其の被裏書人が権利を他人に譲らうとすれば  
更に裏書して署名する必要がある。

無記名式裏書

(二) 無記名式裏書(白地式裏書)は爲替手形又は其の補箋に被裏書人を指定せず又は單に裏  
書人の署名のみを以て爲す裏書である(二三)。「表書の金額 殿又は其指圖人に御支拂  
相成度候也」とある其の間の餘白に記名しないで、裏書人が署名するのが即ち被裏書人を指定  
しない裏書である。普通の手形用紙に依らないで、單に裏書人の署名のみで爲す裏書も亦無記

名式裏書の種類である。裏書人の署名のみで爲す裏書は手形の裏面又は補箋にしなければ其の  
効力がない(一三)。  
手形の表面に署名のみをしたのでは、裏書か、保証か(三一)、引受か(二五  
段)不明になり易いからである。無記名式の裏書に依り手形を取得した者は爾後、裏書を要せ  
ず、手形の引渡のみに依り其の権利を他人に譲渡することが出来るし、記名式又は無記名式の裏  
書に依り他人に譲渡することも出来る。

(三) 持参人拂裏書は何人にも手形持参人に支拂はれ度き旨を記して裏書人の署名した裏書  
である。通常「表書の金額此爲替手形持参人に御支拂相成度候也」と記し裏書人が署名する。  
此の種の裏書は無記名式裏書と同一の効力を有するから(二二)、爾後單なる引渡に依り手形を  
譲渡することが出来る。

裏書は其の目的が特に記載してないときは少なくとも善意の第三者に對して讓渡裏書の効力  
を生ずるが、其の目的を特に記して讓渡以外の効力を生ぜしむることも出来る。取立委任の裏  
書又は質入裏書の如きは是れである。取立委任裏書(代理裏書)は裏書の欄に「回收の爲」「取  
立の爲」「代理の爲」といふ如き單純な委任を示す文言を記入することが必要である(二八)。  
又質入裏書は裏書の欄に「擔保の爲」「質入の爲」など質權の設定を示す文言を記入すること  
が必要である(一九)。

是等の裏書が如何なる効力を生ずるかには後に説明する。

持参人拂裏書

取立委任裏書

質入裏書



裏書の效力

〔註一〕 裏書の場合にも振出の場合と同じく任意事項として其の欄内に「拒絶證書作成免除」の旨を記載し且つ署名することが多い(四六條一項)。其の免除の效力は記載者の振出人であると裏書人であるに依り異なる(同條三項)。

〔註二〕 謄本の作成前に爲した最後の裏書の後に「爾後裏書は謄本に爲したるもののみ效力を有する」旨の文句が原本にあれば其の後、原本に爲した裏書は無効となる(六八條三項)。

〔第三〕 裏書の效力 裏書は其の目的如何に依り其の方式のみならず其の效力も亦異なるものである。

譲渡裏書の效力

(一) 譲渡裏書の效力 裏書は手形上の権利を被裏書人に譲渡することを目的とするもので特に目的の記載がなければ善意の第三者に對して譲渡裏書となることは前にも述べた。有効な譲渡裏書があれば其の效力として(第一)に手形債權移轉の效力を生ずる(移轉力)(二項四條)。方式の記名、無記名を問はない。此の裏書の際、更に譲渡裏書を禁ずる旨の記載も出来る(二項五條)。振出人の裏書禁止は爾後の裏書を全然無効にするが、裏書人の裏書禁止は唯爾後の被裏書人に對し裏書人が擔保義務を負はないに止まり、禁止に反して裏書しても、爾後の裏書は尙ほ有効である。

移轉力

裏書禁止

裏書が無記名式(白地式)であるときは所持人は(一)自己の名稱又は他人の名稱を以て白地を補充することが出来る。(二)白地式に依り又は他人を表示して更に手形を裏書することが出来る。(三)白地を補充せず且つ裏書を爲さず其の儘で、引渡に依り手形を第三者に譲渡すること

擔保力

無擔保裏書

禁轉裏書

取立委任裏書の效力

資格付與力

質入裏書の效力

も出来る(二項四條)。(第二)に譲渡裏書に因り裏書人は其の手形の引受及支拂を擔保する義務を生ずる(擔保力)(二項五條)。従つて後に引受又は支拂が無いときには裏書人は償還の義務を負はねばならぬ(四三條)。併し裏書人が擔保責任を負はない旨を記載した場合(無擔保裏書)(二項五條)又は新なる裏書を禁ずる旨を記載した場合(禁轉裏書又は裏書禁止裏書)(二項五條)には擔保責任はないから、裏書人は後に手形所持人等の償還請求に應ずる義務はない。

(二) 取立委任裏書の效力 取立委任裏書(代理裏書)は手形金の取立に關する一切の權限を委任する裏書であるが(二項八條)、手形債權を譲渡するものでないから、委任を受けた手形所持人は裏書人に代つて其の權利を行ふ權限あるのみで(資格付與力)、手形上の權利は取得しない。手形上の權利は依然として裏書人が保有してゐる。従つて債務者は裏書人に對抗することの出来る抗辯のみを所持人に對抗し得るに過ぎない(二項八條)。又手形所持人は更に他人に取立委任裏書(代理裏書)のみを爲すことが出来る(項但書)。而して取立の委任は委任者が死亡し又は無能力となるとも終了せず、其の死亡後又は能力喪失後に於ても代理權は尙ほ存續するものとし、以て取引の不安を除くことにした(三項八條)。

(三) 質入裏書の效力 手形債權を擔保とすることを目的とする質入裏書があれば所持人は手形債權を譲受けはしないが、質權の實行の爲めに必要な、手形から生ずる一切の權利を行使



することが出来る(一)項九條)。手形債務者は裏書人(質權設定者)に對する人的抗辯を以て質權者たる所持人に對抗することは出来ない(二)項九條)。尤も所持人が裏書の結果、手形債務者を害することを知つて手形を取得したときは、法律は惡意の所持人を保護する必要がないから、尙ほ人的抗辯も出来ることにした(同條二)。併し物的抗辯を以て所持人に對抗することは出来る。

(四)満期後の裏書の效力。満期以後に行はれた裏書(後裏書又は期限後裏書ともいふ)も亦満期前の裏書と同一の效力がある(二)項二條)。併し支拂拒絶證書作成後の裏書又は支拂拒絶證書作成期間經過後の裏書は時期の遅れた裏書であるから、指名債權讓渡の效力のみを有することにした(二)項二條)。然れば所持人は裏書人の有した權利のみを取得することになる。従つて手形債務者は裏書人に對する總ての抗辯を以て所持人に對抗することが出来る譯で、所持人に取りては不利益である。尙ほ裏書に日附の記載がないときは右の期間經過前に裏書があつたものと法律は一應推定して所持人の利益を保護したのである(三)項二條)。

(五)戻裏書の效力。戻裏書(逆裏書)は既に手形上の債務者たる者に對して讓渡裏書が行はれることをいふ。即ち手形が引受人、振出人其他の手形に署名した前者(裏書人)、手形の保證人等に裏書せられた場合を戻裏書といふ。元來裏書に因り債權が債務者に歸すれば債權は混同に因り消滅する譯であるが(民五三)、手形法は手形の流通性を尊重して更に其の手形を裏書

満期後の裏書の效力

日附の記載なき裏書

戻裏書の效力

することを認めてゐるから(三)項一條)、戻裏書があつても手形債權は消滅しないのである。併しながら手形が債務者の手中に在る間は權利状態に異状を呈する。權利の全部又は一部が言はば假死冬眠の状態に陥るのである。其の状態は債務者の地位如何に依り異なる。(一)爲替手形の引受人が被裏書人となれば主たる債務者が自ら權利者となつたのであるから、何人に對しても全く手形上の權利を行ひ得ない。支拂人は未だ手形上の債務者でないから、戻裏書の範圍外に在る。(二)前の裏書人が被裏書人となれば其の後者には權利を行ひ得ないけれども、其の前者及引受人には行ひ得る。(三)爲替手形の振出人が被裏書人となれば受取人、各裏書人に對しては權利を行ひ得ないが、主たる債務者たる引受人には權利を行ひ得る。(四)保證人が被裏書人となれば自己の保證する被保證人の後者には權利を行ひ得ないが、其の前者と引受人とに對しては權利を行ひ得る。(五)參加引受人が被裏書人となれば被參加人の後者には權利を行ひ得ないが、其の前者には行ひ得る。

裏書連續の原則

〔第四〕裏書連續の原則。上述の説明は裏書の法理を個別的に觀察したのであるが、同一の手形に裏書が二回以上行はれることは實際上決して稀でないのみならず、特殊の裏書は別とし、普通の裏書ならば其の數が多いほど擔保責任を負擔する者が多くなつて手形の信用を増す譯である。併しながら茲に注意せねばならぬことは裏書相互の連鎖如何の問題である。新手形法は



裏書連続の  
意義

從來の手形法の如く之に付き特に規定を設けてゐる(一六)。即ち爲替手形の占有者が裏書の連續に依り其の權利を證明するときは之を適法の所持人と看做すことにしたのである。裏書の連續とは第一の裏書に於ける被裏書人が第二の裏書に於ける裏書人となり、第二裏書に於ける被裏書人が第三裏書に於ける裏書人となり、斯くして手形の第一裏書人から最後の所持人たる被裏書人に至るまで裏書関係人の間断なきことをいふ。例へば振出人甲が手形を受取人乙に振出し、乙が第一の裏書人として之を丙に裏書し、丙が第二の裏書人として之を丁に裏書し、丁が更に第三の裏書人として之を戊に裏書し、戊を現在の所持人とすれば、其の間に裏書の連鎖が切斷せられてゐないから、此の裏書連續に依り權利を證明すれば戊は適法の所持人と看做されるのである。

裏書連続の  
要件

裏書連續が有効に存在するには少なくとも次の要件を備へねばならぬ。(一)裏書し得る手形あること。(二)裏書は記名式なること。(三)形式上同一の人名が少なくとも二回偶數に記載せられること。(四)抹消した裏書は記載なきものと看做すこと。(一)は振出人の裏書禁止文句の記載ある手形の如きものには裏書連續の存する餘地なきことを意味し、(二)は裏書が無記名式又は持參人拂であるときは連絡の有りやうがないから裏書は記名式なることを要する。併し白地裏書を有効と認めた以上は連續の原則を延長して解釋する必要があるから、手形法は白地式

裏書連続の  
效力

裏書に次で他の裏書あるときは、其の裏書を爲した者は白地式裏書に因り手形を取得したものと看做し、又最後の裏書が白地式である場合にも、所持人を適法の所持人と看做すことにしたのである(一六條一項)。(二)形式上同一の人名が少なくとも二回偶數に記載せられることは假令同一人であつても氏名と商號、本名と俗名又は雅號の如きものが記載せられては、形式上の連絡が取れないから同一人たる認識に不適當である。併し字體の眞行草又は陥り易き字畫の相違等は取引上差支ないものと思はれる。又一旦記入せられた裏書を權限ある者が抹消した場合に之なきものと看做し、其の他の裏書が連續するや否やを判断する外はない。

裏書の連續があれば適法の所持人と看做され、手形上の權利を行使することが出来るのみならず(一六條一項)、所持人は手形の占有喪失者から返還を請求せられても、裏書の連續に依り權利を證明すれば手形返還の義務を負はないことになる(二六條)。(三)併し所持人が惡意又は重過失に因り手形を取得したときには尙ほ返還の義務がある(同條二)。

### 第三節 引 受

引受の意義

〔第一〕引受の意義 爲替手形の支拂人が支拂の委託を引受けて手形債務負擔の意思を手形に表示する行爲を引受といふ。引受は爲替手形のみ獨特なる手形行爲で、他の手形、小切手



には之に相當するものはない。小切手の支拂保證は引受と似てゐるが其の異なることは後に述べる。引受の性質が單獨行爲であることは振出、裏書を契約だといふ學者も一般に認むる所である。

引受の方式

正式引受

略式引受

〔第二〕 引受の方式 爲替手形の引受には正式と略式との別がある。正式の引受は支拂人が爲替手形に引受の旨を記載して署名(記名捺印)する(二五條)。引受の日附は一覽後定期拂手形其他特殊の場合には必要である(同條)、引受の文言は既に手形用紙等に印刷してあれば別に書く必要はない。略式の引受は支拂人が署名(記名捺印)するだけで引受の文言を全く記さない方式をいふ(同條一)。支拂人が引受欄以外でも手形の表面に署名(記名捺印)すれば引受の效力を生ずる(項後段一)。孰れにしても引受は單純でなければならぬ。記載事項に變更を加へた引受(單純ならざる引受)は引受の拒絶たる效力を有する(二六條一)。手形金額の一部引受は尙ほ有効ではあるが(項但書一)、殘額に付ては引受拒絶となる。又手形の返還前に、一旦記載した引受を抹消したときにも引受拒絶と看做される(二九條)。

〔註〕 支拂人は引受の際、支拂擔當者を記載して、先づ其の人に支拂を請求するやう定めることも出来るが、それは振出人が記載しなかつた場合に限り且つ他地拂手形に限る(四條、二七條一項)。又同地拂手形では引受の際、支拂場所を記載することが出来る(二七條二項)。又支拂人が書面を以て引受の通知を所持人又は手形署名者に爲したときは此等の者

引受呈示

に對して引受の文言に従ひ責任を負ふ(二九條二項)。

〔第三〕 引受呈示 引受呈示は手形所持人が引受を求むる爲めに爲替手形を支拂人に呈示することをいふ。手形を呈示されないと支拂人は輾轉流通する手形の引受をする機会がないからである。呈示は満期に至るまでに支拂人の住所に於てする。満期になれば直に支拂呈示が出来るから、最早引受呈示の必要はない(二二條一)。一覽後定期拂の手形は其の日附から一年内に引受呈示をせねばならぬが(二三條一)、振出人は此の期間を短縮又は伸長することが出来るし(同條一)、裏書人は之を短縮することが出来る(同條三)。

〔註〕 振出人は手形に期間を定め又は定めないで引受呈示を爲すべき旨を記載することも出来るし(二二條一項)、又引受呈示の禁止を記載することも出来るが、引受呈示の禁止は第三者方若は支拂人の住所地以外の地で支拂ふべきとき又は一覽後定期拂の手形では許されない(同條二項)。又振出人は一定の期日前には引受呈示をしてはならぬ旨をも記載することが出来る(同條三項)。各裏書人も亦引受呈示を爲すべき旨を記載することが出来るけれども、振出人が既に引受呈示を禁じたときは、右の記載は許されぬ(同條四項)。從來所持人に引受呈示の自由が認められてゐたのを、新法は資金の運用其他、實際の必要を考へて、振出人又は裏書人に多少引受呈示の調節を許したのである。

引受考慮期間

〔第四〕 引受考慮期間 舊法では即時引受の原則を採り、呈示に對し引受の即答をせねばならなかつたが、新法は引受の際、多少考慮の期間を定め、餘裕を與へたのである。然らざれば妄りに引受拒絶を促進する虞があるからである。引受の考慮期間といふのは第一の引受呈示の



翌日、更に第二の引受呈示を爲すべきことを支拂人から所持人に請求し得ることをいふ(二四項)。考慮期間は第一呈示の日の翌日限りである。支拂人は其の間に必要な調査照會を試みて、引受くべきや否やを考慮する餘裕を得る利益がある。此の際、所持人は引受の爲めに呈示した手形を支拂人に交付する必要はない(二四項)。所持人が第二の呈示をしたか否かは後日争になる虞があるから、此の請求が拒絶證書に記載されたときに限り、之に應ずる第二呈示のなかりしことを利害關係人は主張することが出来る(二四項一)。

引受の效力

〔第五〕 引受の效力 爲替手形の支拂人は引受行爲に因り手形金額の支拂義務を負担し、引受人といふ手形債務者となる(二八項)。引受以前には支拂人は有効に支拂を爲し得る者であるから、債務者に準すべき者とは言へるが、未だ純然たる債務者ではない。引受に因り初めて主たる債務者となる。是に由り手形の支拂は従前よりも確實になる譯である。若し引受人が満期になつて支拂をしないときは引受人は更に償還金額をも支拂ふ義務を負担する(二八項二、四)。引受人を主たる債務者といふのは此の外に振出人、裏書人、参加引受人、保證人等、従たる債務者があるから、是等の者に對していふのである。手形金額の一部引受をした者は其の引受けた金額だけに付て一部引受人となり手形債務者となる。

單純ならざる引受の效力

爲替手形の記載事項に變更を加へた引受は所謂單純ならざる引受である。單純ならざる引受

は二方面に其の效力を生ずる。一面に於ては引受拒絶と看做され、他の引受拒絶と同じく、償還請求の手續を採ることが出来る(四三項)と同時に、他面に於て單純ならざる引受を爲した者は其の變更した引受の文言に從つて責任を負はねばならぬ(二六項二)。例へば満期十月一日とあるのを十二月一日に變更すれば十二月一日には責任を負はねばならぬ。支拂地を大阪市から東京市に變更し、條件附引受を爲し、裏書を禁止して引受ければ、夫れ夫れ變更した支拂地東京市に於て支拂ふ義務を負担し、條件が成就すれば支拂の義務を負ひ、裏書を禁止した後に手形の裏書を受けた所持人に對しては責任がないことになる。

〔註〕 爲替手形の引受が一般に拒絶せられた場合に如何なる結果を生ずるかは、後に償還及参加の節に説明する。

第四節 保 證

保 證

〔第一〕 保證の意義 保證は振出、裏書、引受の如き主たる手形行爲より生ずる債務を擔保することを目的とする従たる手形行爲である。略言すれば保證は手形金額の支拂を擔保する従たる手形行爲である。廣く保證と稱する中には、民法上の保證債務もあり(民四四六)、小切手の支拂保證もあるが(小五三)、茲に保證といふのは手形法上特別な效力を生ずる手形保證をいふのである。小切手の保證と性質を同じうする(小二五)。保證は従たる手形行爲であるから、主たる



手形行爲（振出、裏書、引受等）の存在を前提とする。従つて主たる手形行爲が形式上無効であれば従たる保証も效力を生じない。例へば署名のない振出、裏書、引受の保証、無擔保裏書の保証の如きものは效力がない。併し主たる手形行爲が實質上無効でも、保証は尙ほ有効である（三二條）。例へば偽造署名の振出、無能力者の取消したる裏書の保証の如きは保証として尙ほ有効である。是れは手形行爲の獨立性に基き、保証人の責任を重くして手形取引の安全を圖つたもので、民法上の保証と異なる所である。

隠れたる保証

〔註〕保証は手形債權の擔保を目的とするけれども、實際上は却て手形債務者の不信用を意味することになるから餘り行はず、所謂隠れたる保証（即ち振出、裏書、引受等の手形行爲に依り、或る人の負擔する債務の履行を確實にする方法）が寧ろ盛に行はれてゐる。併し是れは手形法上の保証ではない。

保証の方式

〔第二〕保証の方式 保証の方式にも正式と略式との別がある。正式の保証は手形其の謄本又は補箋に被保証人の表示と共に保証の意味を有する文言を記し保証人が之に署名（記名捺印）する（三一條一）。或る署名者の次に「右保証人何某印」とあれば其の位置よりして保証の意味も被保証人も明瞭である。従つて裏書の保証は概ね手形の裏面又は補箋の裏書欄に行はれる。略式の保証は手形の表面に支拂人又は振出人以外の者が單に署名（記名捺印）するのである。是れは保証と看做される（三一條一）。支拂人又は振出人を除外したのは支拂人の署名は引受となり

正式の保証

略式の保証

（二五條一）、振出人は既に最後の擔保義務者だからである（九條一）。併し支拂人又は振出人以外の者ならば既に手形に署名して債務者となつてゐる者でも、擔保力を増加する以上、保証人たるに差支ない（三〇條）。被保証人の表示がないときは振出人の爲めに保証したものと看做し、保証の効果を大ならしむることにした（三一條一）。又保証は一部保証でも許されるが、特に其の旨を記さねばならぬ（三〇條一）。

保証の效力

〔第三〕保証の效力 手形の保証は手形の信用を厚くせんが爲めに民法の保証よりは責任の重い強力なものとしてある。即ち保証人は被保証人と同一の責任を負ふのみならず、其の擔保した債務が無効なときでも、保証は尙ほ有効で、保証人は責を負はねばならぬ（三二條一）。併し前にも述べた如く、保証せられる債務が形式上無効な場合には、保証も亦效力を生じ得ないのである。

保証人が手形の支拂を爲し保証の責任を果したときは被保証人及被保証人の手形上の債務者に對して手形から生ずる權利を取得する（三二條）。即ち保証人は所持人の地位に代り、所持人が被保証人に對して有した權利を取得し、且つ被保証人が其の前者に對して有すべき權利をも取得するから、手形關係は保証人の支拂に因り消滅せず、更に從來の保証人が手形上の權利者となり、債務者に對して權利を行使することになるのである。



### 第五節 支 拂

支拂呈示

〔第一〕 支拂呈示 手形金額の支拂は手形行爲の直接且つ最終の目的である。手形の總ゆる制度は其の支拂の確實を期することに集注してゐる。而して手形所持人は支拂を受けやうと思へば先づ手形を呈示して自己が手形上の権利者たることを明にせねばならぬ。之を支拂呈示（又は支拂の爲の呈示）といふ（三八）。支拂呈示がないと債務者は誰に支拂をすれば良いか分らぬ。手形を呈示證券といふのは此の故である。支拂呈示は支拂の前提であると同時に、前者に償還請求を爲す前提でもあり、又引受人に遲滞の責を負はしむる前提ともなる。

支拂呈示の時期は手形に於ける満期の定め方に依り異なる。一覽拂の爲替手形は其の日附より一年内に支拂呈示をせねばならぬ（三四條一）。尤も振出人は此の期間を短縮し又は伸長することが出来るし、裏書人は此等の期間を短縮することが出来る（同條一項）。尙ほ振出人は一定の期日前には一覽拂手形の支拂呈示をしてはならぬ旨を定めることも出来る。此の場合には呈示期間は其の期日から始まることになる（三四條）。一覽拂手形は是等の期間内に於て支拂呈示を爲すべく、一覽後定期拂の爲替手形は引受の日附又は拒絶證書の日附に依り満期を定める（三五條一）。

〔註〕 日附後定期拂、一覽後定期拂手形の満期、振出地と曆に異にする地に於て確定日に支拂ふべき手形の満期の定め方

等に付ては手形法に詳細な規定があるけれども説明を省く（三六條、三七條）。

確定日拂、日附後定期拂又は一覽後定期拂爲替手形の所持人は支拂を爲すべき日又は之に次ぐ二取引日内に支拂呈示をせねばならぬ（三八條）。手形交換所で手形を呈示すれば支拂呈示を爲したと同一の効力がある（三八條）。此の事は小切手に付ては舊法でも夙に認められてゐたが（三五條）、新手形法は爲替手形及約束手形にも之を認むるに至つた（三八條二項、三七條一項）。

〔第二〕 資格審査 手形所持人が支拂呈示に依り手形の支拂を請求したときに支拂を爲す者（支拂擔當者、引受人又は支拂人等）は如何なる程度まで所持人の資格を審査すべきものかに付ては、満期に於ける支拂請求と満期前の支拂請求とを區別し、又形式上の資格と實質上の資格とを區別して考察せねばならぬ。

満期に於て支拂をする際には所持人が支拂を受ける形式上の資格ある者であるか否かを調査する権利もあれば義務もある。例へば手形は要件を具へてゐるか否か、所持人は連続した裏書の最後の被裏書人として記載せられた人であるか否か、裏書なき手形では受取人として記載せられた人であるか否か等は調査する権利もあれば義務もある。故に若し是等の調査を怠り、形式上の資格なき者に支拂をして其の支拂は無効である。従つて眞の権利者から請求があれば改めて支拂はねばならぬ。併し所持人に實質上の資格があるか否かまでも調査する義務はない

手形交換所  
に於ける呈  
示

資格審査



(四〇條三項、民四七〇條)。例へば署名の眞偽、所持人が悪意、重過失ある手形取得者であるか否か、最後の被裏書人と同一人であるか否かまでも調査する義務はない。従つて支拂人に悪意又は重過失なき限り、完全に其の責を免れる(三〇條)。之に反して、満期前には所持人は其の支拂を請求することを得ず(六條)、又支拂を受くることを要しないのみならず、満期前に支拂を爲す者は全然自己の危険に於て支拂ふことになる(四〇條一、二項)。従つて支拂を誤れば自己の責任に歸する。

〔註〕支拂を爲す者の危険に於て支拂ふといふのは例へば所持人が手形を窃取して裏書を偽造し、自己を被裏書人として支拂を受け、又は支拂受領の能力なき未成年者、禁治産者の如き所持人に支拂つたときには再び支拂を爲すべき地位に置かれるが如きである。

手形金額の支拂

利息の支拂

〔第三〕手形金額の支拂 支拂を請求し得べき手形金額は手形に記載せられた一定の金額であるが、一覽拂又は一覽後定期拂手形には利息の約定を許してあるから、此の場合には元金の外に其の利息をも支拂はねばならぬ(一條二號)。利息は別段の日附が記載してないときは手形振出の日から發生し、満期に至るまで豫め記載せられた利率に従つて計算せられる(五條二、三項)。振出の日又は別段の日附から満期までの期間の長短に従つて利息の多少が生ずる譯である。支拂の用に供せられる通貨は別段の記載がないときには支拂を爲す者の選擇に従ひ支拂地に於ける各種の通貨であるべきが當然であるけれども、手形に支拂地の通貨以外の通貨を記載し

外國通貨の價格

てあつたときには其の記載の通貨を以て支拂を爲し得べきは勿論であるが、新法は其の通貨を得ることの困難を慮り、満期の日に於ける價格に依り支拂地の屬する國の通貨を以て支拂を爲すことも出来るとした(四一條一、二項)。手形の取引が通貨を異にする國の間に行はれる場合を豫想しての規定である。支拂呈示に對し債務者が支拂を遅滞したときは所持人の方では選擇に依り、満期の日又は現に支拂を爲す日の相場に従ひ、支拂地の屬する國の通貨を以て手形金額を支拂ふ請求を爲すことが出来る(四一條一、二項)。又外國通貨の價格は支拂地の慣習に依り定めらるが、振出人は手形に定めた換算率に依り支拂金額を定むることも出来るから、手形に其の記載があれば其の記載した換算率に依り手形金額を計算すべきである(四一條二項)。尤も外國通貨現實支拂文句即ち振出人が特種の通貨例へば英國の磅貨を以て支拂ふべき旨を記載した場合には振出人の意思を尊重して、其の記載に従ふべきである(三項)。尙ほ振出國と支拂國とに於て同名異價を有する通貨に依り手形金額を定めたときは支拂地の通貨に依りて之を定めたものと一應推定し、反對の證據を擧げて之を覆す餘地を存してある(四一條四項)。

受取の記載

〔第四〕受取の記載 爲替手形の支拂人は支拂を爲すに當り、所持人に對し手形に受取を證する記載を爲して之を交付すべきことを請求し得る(三九條)。是れ手形の受戻證券たる性質を表はすもので、此の記載は支拂の済んだ證據となる。若し手形と引換でなく支拂をすると、引受



人は悪意又は重過失なき手形取得者に對し再び支拂を爲す必要を生ずる危険がある。

〔註〕 受取の旨の記載は手形の裏面に在る最後の欄に之を爲し、所持人が日附と共に之に署名（記名捺印）するを普通とする。

一部支拂

手形金額の一部支拂も亦有效であり、所持人は之を拒むことが出来ない（三九條）。其の場合には支拂人は所持人をして一部支拂のあつたことを手形に記載せしめ且つ受取證書の交付を請求することが出来る（三九條）。手形は残額の償還を受くる爲めに尙ほ必要であるから、所持人之を保有し、別に受取證書を支拂人（引受人）に交付する必要がある。

手形金額の供託

〔第五〕 手形金額の供託 爲替手形の所持人が支拂呈示をしない間は引受人、參加引受人、保證人等の各債務者は遲滞の責はなくとも、支拂の義務を免れることが出来ない。而も夫れは所持人が支拂呈示をしない爲めであるから、手形の各債務者は之に對し或る方法を講じて其の債務を免れる必要がある。手形金額の供託は其の方法である。即ち供託は法定の期間内に手形の支拂呈示がないときに各債務者が所持人の費用と危険とに於て手形金額を供託局の如き所轄官署に供託して其の債務を免れる方法である（四二條）。法定の期間は確定日拂、日附後定期拂又は一覽後定期拂爲替手形では支拂を爲すべき日又は之に次ぐ二取引日内である（三八條）。供託に要する費用と之に伴ふ危険とは所持人が負擔せねばならぬ。

〔註〕 引受人其他の手形債務者は尙ほ民法四九四條に依りても手形金額を供託して其の債務を免れることが出来るけれども、手形關係には概ね手形法の規定が適用せられる。

第六節 償還

償還の意義

〔第一〕 償還の意義 手形の償還とは手形の引受人又は支拂人が支拂を爲す見込のないやうな一定の事由が生じたとき、手形所持人の請求に應じて其の前者が支拂のない手形金額其他法定の金額を支拂ふことをいふ。前者とは手形に署名したる引受人、參加引受人以外の手形債務者をいふ。爲替手形の振出人、裏書人及是等の者の保證人を包含する。尤も無擔保裏書を爲した者は擔保責任がないから、後者に對する償還義務はない。前者が後者に償還した後、更に其の前者に請求し、遂に振出人が償還するに至つて止むのである。前者に遡つて順次又は超躍的に償還を請求するから之を遡求權といふ。遡求權は振出された手形が順當に引受けられず又は支拂はれない場合に生ずる變態の權利である。

遡求權

遡求權は從來擔保請求權と償還請求權との二種類あつて、引受拒絶のあつたときには擔保請求權を生じ、支拂拒絶のあつたときには償還請求權を生ずる獨逸舊法の二權主義（複權制、擔保主義）を採つてゐたが、新手法は引受拒絶、支拂拒絶其他、事由の如何を問はず、共に

二權主義



一 債主義

唯一の償還請求権を與ふることにして、英法と同じ一債主義(單權制、期前償還主義)に改めたのである。従つて新手法では遡求権は償還請求権の別名に外ならぬ。

債還請求の事由

〔第二〕 償還請求の事由

手形所持人が其の前者に償還を請求し得る事由は種々ある。

- (一) 満期に於て全部又は一部の支拂拒絶があつたとき(四三條前段)。支拂拒絶は明に拒絶せられたときのみならず、支拂人又は引受人が住所不明等の爲め之に面會することを得ざりし如き、總て支拂欠缺の場合を包含する。又次の各場合には満期前にも遡求権を行ひ得る(四三條後段)。
- (二) 全部又は一部の引受拒絶があつたとき(四三條一號)。引受拒絶も亦引受欠缺の總ての場合を包含する。
- (三) 引受人若は支拂人の破産の場合(四三條二號、破)。
- (四) 引受人若は支拂人の支拂停止の場合(四三條二號、破)。
- (五) 引受人若は支拂人の財産に對する強制執行が效を奏せざるとき(四三條二號、民)。
- (六) 引受呈示禁止手形に於ける振出人の破産の場合(二二條、四三條三號)。

〔註〕 引受拒絶は概ね満期前に引受呈示をしたときに生じ、而も新法は満期に於ける支拂拒絶の場合と同じく、満期前に前者に對して償還を請求し得るから、之を期前償還主義とも稱する。破産、支拂停止、強制執行の不奏效は満期前にも満期にも生じ得る。

拒絶證書の作成

〔第三〕 拒絶證書の作成

引受又は支拂の拒絶は引受拒絶證書又は支拂拒絶證書といふ公證

作成免除の方式

人又は執達吏の作成する公正證書に依り之を證明せねばならぬ(四四條一項)。尤も振出人、裏書人又は保證人の如き前者が拒絶證書の作成を免除したときは拒絶證書なしに遡求権を行ふことを得る便利がある(四六條一項)。作成免除の方式は「拒絶證書作成免除」「拒絶證書不要」又は「無費用償還」等の文言を手形に記載し、免除者が署名(記名捺印)することを要する(四六條一項)。作成免除の効力は免除者の地位に依り異なり、振出人の作成免除は一切の署名者(債務者)に對して免除の効力があるけれども、裏書人又は保證人が作成を免除したときは其の裏書人又は保證人に對してのみ免除の効力がある(四六條三項)。振出人が免除の文言を記したに拘らず、所持人が拒絶證書を作らせたときは所持人が其の費用を負担すべく、裏書人又は保證人が免除の文言を記したに拘らず、所持人が拒絶證書を作らせたなら、一切の署名者をして其の作成費用を償還させることが出来る(四六條三項後段)。併し拒絶證書の作成免除があつても、手形の呈示及引受又は支拂拒絶の通知は尙ほ必要であつて、之をも免除するものではない(四六條二項)。

拒絶證書の作成期間

拒絶證書の作成期間は拒絶證書の種類に依り異なり、引受拒絶證書は引受呈示期間内に之を作らせ、引受考慮期間を與へて貰ひたいといふ請求があつて、期間の末日に第一の引受呈示があつたときは其の翌日に拒絶證書を作らせることが出来る(四四條三項)。支拂拒絶證書は一覽拂以外



の三種の爲替手形では支拂を爲すべき日又は之に次ぐ二取引日内に之を作らせ、一覽拂手形では前に述べた引受拒絶證書の作成期間と同じ期間内に之を作らせねばならぬ(三項)。

〔註〕 支拂呈示に對し、英法の如く三日の恩恵日を與ふることは新法でも認めないから(七四條)、支拂呈示に拘らず拒絶があれば直に遡求の手續を取ることが出来る。

既に引受拒絶證書があれば之を以て直に償還請求が出来るから、最早、支拂呈示も支拂拒絶證書の作成も必要でないことは新手法が一權主義を採つた結果である(四四條)。併し引受人又は支拂人が支拂を停止したとき、其の財産に對する強制執行が效を奏しないときは所持人は支拂呈示を爲し且つ拒絶證書を作成させた後でなければ其の遡求權を行ふことは出来ない(五項)。又引受人、支拂人若し引受呈示禁止手形の振出人が破産の宣告を受けたときに、所持人が其の遡求權を行ふには破産決定書を提出すれば足る(六項)。

〔註〕 引受拒絶證書及支拂拒絶證書の書式に付ては昭和八年二月一三日公布の拒絶證書令八箇條がある。

〔第四〕 引受拒絶又は支拂拒絶の通知 引受拒絶又は支拂拒絶があつたときは手形所持人は自己の裏書人及振出人に對し引受拒絶又は支拂拒絶があつたことの通知を發せねばならぬ(四條)。此の通知は償還請求自體ではなく償還請求の豫告となるべきもので、手形署名者全員に拒絶の事實を豫め知らせることを本旨とする。舊法に償還請求の通知と稱したものに當る(商四八七條の

引受又は支拂拒絶の通知

二乃至四八八條の四)。手形所持人の爲す通知は拒絶證書作成の日に次ぐ四取引日内に、拒絶證書作成免除のあるときは呈示の日に次ぐ四取引日内に爲すべきものである(四五條一)。通知を受けた各裏書人は更に其の通知を受けた日に次ぐ二取引日内に之を自己の裏書人に通知し、順次振出人に及ぶのである(四五條一)。此の第二以後の通知には前の通知者全員の名稱及宛所を示さねばならぬ。又是等各署名者に通知をするときは其の保證人にも同一期間内に同一の通知をせねばならぬ(二項)。裏書人が其の宛所を記載せず又は其の記載が讀み難いときは直接の前者に通知すれば足る(三項)。通知の方法には制限がない。單に爲替手形を返付しても宜しい(四項)。適法の期間内に通知を爲したことは通知を爲すべき者が之を證明せねばならぬ。此の期間内に通知書を郵便に付したときは法律は其の期間を遵守したものと看做すことにした(五項)。

此の引受拒絶又は支拂拒絶の通知を怠つた者も償還請求權(遡求權)を失ふことはない。唯、過失に因り通知を爲さず又は通知を誤り、之が爲めに損害を生じたときは通知を怠つた者は之を賠償する責に任せねばならぬが、其の額は手形金額を超えない範圍内を限度とする(四五條六項)。

〔第五〕 償還請求 上述の手續を踐んで償還請求をする者は其の債務を負ふた順序に拘らず振出人、引受人、裏書人、保證人の何人に對しても各別に又は共同に請求を爲すことが出来る(四七條)。之を超躍的遡求制と名づけ、必ずしも順序を踐んで遡求する必要がない。引受人は主

償還請求

超躍的遡求



合同責任

たる債務者として既に支拂の義務を負担してゐるに拘らず支拂を拒絶した場合には、他の従たる債務者と同じく償還義務をも負擔せねばならぬ。即ち是等の債務者は合同して其の責に任ずるのである(四七條)。合同責任とは分割責任でも連帶責任でもなく、各自が全部の責任を負擔することをいふのである。此の超躍的遡求権は手形所持人のみならず、償還請求に應じて償還義務を果し、手形を受戻した者にも與へられる(三項)。加之、遡求権者が債務者の一人に對して償還請求をしても、他の債務者に對する請求権を失ふものではない。又既に請求を爲した者の後に請求することも出来る(四項)。例へば振出人に請求した後に裏書人に請求し、第一裏書人に請求した後に第二、第三の裏書人に請求することも差支ない。併し一人が金額を支拂へば他の者に對する請求権は消滅すること勿論である。

償還

〔第六〕 償還 償還請求に應じて償還義務者が償還を爲すには次の如き償還金額、償還手續、償還請求權喪失等に注意することを要する。

償還金額

- 手形所持人が償還を請求し得る金額は左の如くである(四八條)。
- (一) 引受又は支拂のなかつた手形金額及利息の記載があれば其の利息。
- (二) 満期以後の利息年六分。
- (三) 拒絶證書の費用、通知の費用及其他の費用。

満期前償還の割引率

満期前に遡求権を行ふ場合例へば引受拒絶に因る償還請求のときの如きは手形金額は一定の率に従ひ割引をなす必要がある。然らざれば償還の時期が満期よりも早くなつたに拘らず同額を支拂ふことになり、支拂を爲す者に取付酷であるからである。是れも遡求に付き一權主義を採つた結果である。其の割引率は所持人の住所地に於ける遡求の日の公定割引率(銀行率)に依り之を計算する(四八條)。

〔註〕 公定割引率即ち銀行率は内地は日本銀行、臺灣、朝鮮は臺灣銀行、朝鮮銀行等の割引率に依るべきものと思はれるが、中央銀行の割引率は普通銀行の割引率よりも低いのが日本の實情である。

償還義務を履行し手形を受戻した者が、更に其の前者に對し償還を請求し得べき金額は左の如くである(四九條)。

- (一) 其の支拂つた總金額。
- (二) 其の支拂つた總金額に對する支拂の日以後の利息年六分。
- (三) 其の支出した費用。

償還を爲す者は償還金額の支拂と引換に(一)爲替手形(二)拒絶證書(三)受取を證する記載を爲した計算書の交付を請求することが出来る(五〇條)。尙ほ償還義務を果して手形を受戻した裏書人は不用に歸した自己の裏書及後者の裏書を抹消することも出来る(二項)。

償還と引換書類



一部償還

一部引受の後に償還請求をするとき、引受のない手形金額を支拂ふ者は(一)其の支拂の旨を手形に記載し、(二)受取證書の交付を請求することが出来る(前段)。(三)又手形所持人は爾後の遡求を爲すことを得しむる爲め手形の證明謄本と拒絶證書をも交付せねばならぬ(同條)。

償還請求権の喪失

〔第七〕 償還請求権の喪失 手形所持人は次に記す期間が経過すれば裏書人、振出人其他の債務者に對して償還請求権を失ふ(五三)。(一)一覽拂又は一覽後定期拂手形の呈示期間(三條一項、三)。(二)引受拒絶證書又は支拂拒絶證書の作成期間(四四條二)。(三)拒絶證書作成免除の文言ある手形の支拂呈示期間(三二條一項四項、三四條)。(四)併しながら引受人に對する請求権は三年の消滅時効の完成しない間は尙ほ存続する(五三條一項但)。

期間の伸長

振出人の記載した期間内に引受呈示をしないときは所持人は支拂拒絶及引受拒絶に因る遡求権を失ふことになる(五三條)。(五)併し振出人が引受擔保義務のみを免れんとする意思のあつたことを、其の記載の文言に依り知り得べきときは尙ほ遡求権を失はない(同條二)。(六)又裏書に呈示期間の記載があるときは其の裏書人に對しては其の期間内に呈示をしないと遡求権を失ふ(五三條)。(七)尙ほ新手形法は期間内に手形の呈示又は拒絶證書の作成を爲すことが、避くべからざる障礙に因り妨げられたときは其の期間を伸長する旨を規定してゐる(五四條)。「避くべからざる障礙」とは國の法令に依る禁制、其の他の不可抗力に因る障礙をいふのである(同條)。(八)所持人は自己

戻爲替手形の要件

の裏書人に遅滞なく不可抗力の通知を爲し、尙ほ其の他の手續を踐まねばならぬ(同條)。(九)又不可抗力が止んだときは所持人は遅滞なく引受呈示又は支拂呈示を爲し且つ必要あれば拒絶證書を作らしめねばならぬ(同條)。(十)不可抗力が満期より三十日を超えて尙ほ繼續するときは呈示及拒絶證書の作成を要せずして償還請求を爲すことが出来る(同條四)。

戻爲替手形の要件

〔第八〕 戻爲替手形 戻爲替手形とは手形の遡求権を有する者が償還請求をする代りに、其の前者に宛て振出した爲替手形をいふ(五二)。(十一)手形が前者に宛て振出され、逆戻りする形になるから此の名を得たのである。戻手形を利用する必要は、償還義務者が遠隔の地に在り償還を受くるに多くの日子を要する場合に、遡求権者は新に戻手形を振出して取引銀行の割引を得、現金に換ふる便利に基くのである。即ち戻手形の制度は本手形に依る償還金額の取立に要する費用と時間と努力とを節約する爲めの便法である。敍上の目的に副ふ爲め、戻手形は其の要件が次の如く頗る限定せられてゐる。

- (一)爲替手形なること。本手形が約束手形でも、戻手形は常に必ず爲替手形でなければならぬ(五二條一項、七七條四)。
- (二)振出人は本手形の償還を請求する所持人又は後者に償還を爲した裏書人なること(五三條)。



手形金額の爲替相場

交付又は引換書類

- (三) 支拂人は償還の請求を受くる前者なること(五二條)。
  - (四) 振出地は所持人が振出す場合には本手形の支拂地、裏書人が振出す場合には其の住所地なること(五二條)。
  - (五) 支拂地は支拂人の住所地なること(五二條)。
  - (六) 支拂場所は之を記載するときは支拂人の住所なること(五二條)。
  - (七) 満期は一覽拂なること(五二條)。
  - (八) 手形金額は償還金額の外、戻手形の仲立料、印紙税を含む(五二條)。
- 而して爲替相場を異にする土地への振出では、手形金額の爲替相場は所持人が振出す場合には、本手形の支拂地より前者の住所地に宛て振出す一覽拂爲替手形の相場に依り、裏書人が振出す場合には、戻手形の振出人が其の住所地より前者の住所地に宛て振出す一覽拂手形の相場に依り定める(五二條)。

其他、戻手形は一個獨立の爲替手形であるから、爲替手形振出の一般要件を具へてゐることが必要である(一)。唯其の支拂は本手形の償還義務の履行に外ならないから、戻手形の支拂人が支拂をするには戻手形のみならず本手形、拒絕證書、計算書と引換に支拂ふべきものである。又戻手形の裏書讓渡の際には被裏書人には是等の書類をも交付せねばならぬ。

### 第七節 参加

總説

〔第一〕 總説 爲替手形の引受又は支拂の拒絕があつたとき、償還義務者に對して遡求權を行ひ得ることは前節に述べたが、償還は請求金額を増大し且つ手形の不信用を暴露することになるから、茲に第三者が手形關係に加入して、引受又は支拂を爲し、以て手形償還の不利不便を防ぐ必要を生じ、参加の制度を設くるに至つた。参加を爲す第三者を参加人といふ。

参加に二種類あつて第三者が引受を爲す場合を参加引受(又は榮譽引受)といひ、此の引受を爲す第三者を参加引受人(又は榮譽引受人)と稱し、第三者が支拂を爲す場合を参加支拂(又は榮譽支拂)といひ、此の支拂を爲す第三者を参加支拂人(又は榮譽支拂人)と稱する。参加は手形關係者の何人かの爲めに行ふのが普通で、其の参加せらるる人を被参加人といふ。併し参加は實用に乏しいから茲には略説するに止める。

〔第二〕 参加引受 参加引受とは爲替手形の引受拒絕其の他の事由に由り満期前に遡求權を生じた場合に豫備支拂人其の他の第三者が爲す引受をいふ(五六條)。満期前に遡求權の生ずる場合は前節に述べた如く、引受拒絕の外、種々ある(四三)。第三者とは引受人以外の者をいひ、豫備支拂人を包含する。又既に手形上の債務を負ふ振出人、裏書人の如き者でも尙ほ参加人た

参加人  
榮譽引受  
榮譽支拂  
被参加人

参加引受



豫備支拂人の参加引受

豫備支拂人以外の者の参加引受

参加引受の方式

被参加人

参加引受の效力

ることが出来る(三五條)。引受は爲替手形のみにあるから、引受の欠缺に基く参加引受も亦爲替手形のみ存する。

爲替手形の振出人、裏書人又は保證人は支拂地に於ける豫備支拂人を記載することが出来る(四五條)。手形に豫備支拂人の記載があれば引受拒絶後、先づ其の者に手形を呈示して其の参加引受を求めねばならぬ(五六條)。

豫備支拂人以外の第三者の参加引受は、時として徒に手續を遅延させる爲めに悪用されることもあるから、所持人は其の参加引受を拒むことが出来る。所持人が其の参加引受を受諾したら、被参加人と其の後者に對し満期前に償還を請求する権利を失ふ(五六條)。

参加引受は手形に之を記載し、参加人が署名(記名捺印)する(五七條)。又被参加人も表示すべきものである。被参加人とは参加に因り信用を維持される人をいふ。債務者ならば振出人でも、裏書人でも、誰を被参加人としても宜しいが、参加引受人と最も關係の密接な人を被参加人とするのが普通である。被参加人の表示がないときは最も効果の大なる振出人の爲めに参加したものと看做される(五七條)。

参加引受人は参加引受到に因り所持人及被参加人より後の裏書人に對し被参加人と同一の義務を負ふことになる(五八條)。

〔註〕 参加引受人は其の被参加人に對し二取引日内に其の参加引受の通知をせねばならぬ(五五條四項前段)。之を怠り損害を生ぜしむると賠償の責任がある(同條同項後段)。

参加支拂

〔第三〕 参加支拂

参加支拂とは満期又は満期前に所持人が遡求権を有する一切の場合に引受人以外の第三者が飛入りて支拂を爲すことで、之に因り遡求権の行使を止め、手形の信用を維持する制度である(五九條)。参加支拂は既に参加引受人となつた債務者が爲す場合もあり、豫備支拂人として支拂の委託を受けた者が支拂ふ場合もあり、又從來、手形に全く關係のない第三者が飛入りて支拂ふ場合もある。

参加支拂は現實に支拂をするのであるから、参加引受と異なり、支拂を爲す誠意のない者が参加して徒に支拂を遅延させる弊害はないものと見て、法律は全く無關係な第三者の参加支拂でも之を拒絶することは出来ないものとし、若し拒めば其の支拂に因り義務を免るべかりし者に對する遡求権を失ふことになる(六一條)。

参加支拂は被参加人を表示して手形に受取の旨を記載し、之を證明せねばならぬ(六二條一)被参加人の表示がないときは振出人を被参加人として其の人の爲めに支拂を爲したものと看做す(六二條)。参加支拂があれば支拂人に手形を交付せねばならぬ(同條)。拒絶證書があれば之をも交付せねばならぬ(同條同項後段)。参加支拂は被参加人が支拂を爲すべき全額に付き之を爲すべきも

参加支拂の拒絶

参加支拂の方式



ので(五九條)、其の支拂を爲すべき期限は支拂拒絶證書を作らしむることの出来る最後の日の翌日迄である(五九條)。

参加支拂の效力

参加支拂人の支拂に因り手形所持人は権利の満足を得るが、手形關係は、是に由り全部終了するものではない。参加支拂人は支拂をすると、被参加人及其の者の手形上の債務者に對して手形上の権利を取得する(六三條)。併し其の手形を更に他人に裏書することは出来ない(同條同)。又被参加人より後の裏書人は参加支拂に因り義務を免れる結果を生ずる(同條)。二人以上の参加支拂が競合したときは支拂の結果、最も多數の義務を免れさせる者が優先して参加支拂を爲すべきものである(同條)。

参加支拂の競合

### 第八節 複本及謄本

複本

〔第一〕 複本 複本とは同一内容の爲替手形數通に一個の手形債權を表彰したもので、各通獨立して手形的作用を爲すものである(六四條以下)。複本は手形所持人よりの請求に因り振出人が作成し交付すべきものである(六四條)。複本は複數の爲替手形ではあるが其の内容は同一であり、手形債權は各通に共通で唯一個あるのみである。爲替手形は數通あつても例へば金一萬圓といふ唯一個の債權が各通に表彰してあるに過ぎない。従つて複本には其の證券の文言中に番號を

組手形

附し、「第一號」、「第二號」、「第三號」といふ如き組手形の内の一通たることを示さねばならぬ(六四條二項)。此の記載を缺くと各別の爲替手形と看做される(同條同項後段)。併し複本は各獨立して效力を生ずるもので、其の内の一通で支拂を受けると他の各通は不用に歸し、特殊の場合の外は其の效力を失ふことになる(六五條一項)。複本は遠方に送金する場合に、道を異にし或は時を異にして之を送付し、或る手形が無くなつても、他の一通で支拂を受ける便宜から生じたものである。

裏書の再記

複本の交付を請求し得る者は手形所持人である(六四條三項一段)。手形が數人の手に輾轉して現在の所持人に歸したときは自己の直接の裏書人に請求し、其の裏書人から更に其の前の裏書人に請求し、各自協力して、順次振出人に及ぶべきものである(同條同項二段)。新な複本には各裏書人が裏書を再記し、逐次に降つて現在の所持人に交付せらるべきである(同條同項末段)。尤も複本の交付は一通限り振出す旨の特別な記載のない場合に許され、又複本作成の費用は請求を爲した所持人が負擔する(同條同項一段)。

各裏書人の裏書の再記は各通同様に行はるべきものであるが、若し各通を各別の人に裏書譲渡したときは其の裏書人は受戻をしない各通に付き責任を負はねばならぬ(六五條二項)。その他、引受呈示の爲め複本の一通を支拂人に送付した者は、他の各通に其の一通を保持する者の名稱を記載せねばならぬ(六六條一項)。舊法に所謂送付先の記載に當るものである(商五二一條一項)。手形所持人が



其の保持者に手形の引渡を請求し、若し拒絶せられたときは拒絶證書に依り引渡、引受又は支拂の拒絶ありたることを證明して前者に遡求権を行ふことが出来る(六六條)。

〔註〕 複本は爲替手形及小切手には認められるが(小四八條、四九條)、約束手形には認められない。

贖本

〔第二〕 贖本 贖本とは引受を求め、爲替手形を支拂人に送付した際、原本所持人が裏書又は保證の用に供する爲めに作成する證券である(六七條以下)。贖本は原本を贖寫したもので、原本が所持人の手許にない間に、之を裏書又は保證の用に供するのが目的である。

複本は各通皆原本であるが、贖本は原本の贖寫の部分と贖本獨特の裏書又は保證の署名ある部分とから成るもので、原本の記載事項を正確に再記し且つ「以上原本贖寫」といふ如き文言(境界文句)を記して其の末尾を示し、然る後、贖本のみにある裏書又は保證の意味の署名(記名捺印)をする(六七條二)。その他、贖本には原本の保持者をも表示し、後に原本の返還を請求するときの便に供する(六八條)。是れは舊法に於ける原本送付先の記載に相當するものである(商五二)。複本は振出人が所持人の請求に因り作成するものであるが、贖本は原本所持人が之を作成する権利を有する(六七條)。原本保持者は贖本の正當な所持人に對し、其の原本を引渡す義務がある(六八條一)。原本保持者が引渡を拒んだときは贖本所持人は(原本返還)拒絶證書に依り之を證明すれば贖本の裏書人又は保證人に遡求権を行ふことが出来る(六八條一)。

境界文句

〔註〕 贖本の規定は約束手形に準用せらるるが(七七條一項六號)、小切手には贖本を認めない。約束手形では支拂人がないから、支拂を求むる爲め原本を振出人に送付した間に、裏書又は保證の必要があるとき贖本を作成することになる。



### 第三章 約束手形

#### 第一節 總論

約束手形の意義

〔第一〕 約束手形の意義 約束手形とは其の振出人が一定の金額を支拂ふことを自ら約束する要式の完全有價證券である。此の證券は手形一般の性質として既に第一章に述べた如く、支拂約束證券、金銭證券、完全有價證券、要式證券、設權證券、不要因證券、文言證券、法定指圖證券、呈示證券、受戻證券等の諸性質を具有する。約束手形の特色は支拂約束證券として振出人が自ら支拂を約束し、他人に支拂を委託するものでない點に存する。

〔註〕 約束手形は其の起原に於て最も古く、中世伊太利に於て他地拂約束手形が最初の手形として發現したものであり、現在に於ても貯蓄銀行其の他個人間に強力なる信用證文として用ひらるる。

約束手形と爲替手形との異同の共通點 準用規定

〔第二〕 約束手形と爲替手形との異同 約束手形とは證券としての性質は多くの共通點を有する。二者が大體同一であることから、約束手形に爲替手形の規定を準用するものが頗る多く、五十二箇條に及んでゐる(七七)。爲替手形の(一)裏書(至二〇條)、(二)満期(三三條乃至三七條)、(三)支拂(三八條乃至四二條)、(四)支拂拒絶に因る遡求(四三條乃至五〇條)、(五)參加支拂(五五條乃至五九條)。

差異點

三(六)贖本(六七條)、(七)變造(六九)、(八)時効(七〇條)、(九)休日、期間の計算及恩惠日の禁止(至七四條)、(一〇)第三者方で支拂ひ又は支拂人の住所以外で支拂ふべき手形(四七條)、(一一)利息の約定(五)、(一二)支拂金額に關する記載の差異(六)、(一三)第七條の條件の下になされた署名の効果及無權代理人又は越權代理人の署名の効果(八)、(一四)白地手形(一〇)、(一五)保證に關する規定(至三三條)は皆約束手形に準用せらるる(七七)。

併しながら約束手形は振出人が自ら支拂の約束をする支拂約束證券であるに反し、爲替手形(及小切手)は第三者に支拂の委託をする支拂委託證券たる點が根本の差異である。其の他の差異は之に基いて生ずるのである。次に其の主な差異を列挙する。

(一) 約束手形は振出人が自ら手形金額を支拂ふ約束を記載した證券であるが、爲替手形(又は小切手)は第三者たる支拂人に手形金額の支拂を委託する證券で、振出人は唯、其の引受又は支拂に付き擔保責任を負ふに過ぎない。

(二) 約束手形は振出人が自ら支拂を約束するから、別に支拂人を記載する必要なく、振出人と受取人とあれば足るが、爲替手形には支拂人の記載が必要である。

(三) 約束手形では振出人が振出の當初から支拂義務者となるから、特に引受の制度は入らないが、爲替手形には引受制度を採用する。



- (四) 約束手形には引受がないから爲替手形の如き引受拒絶も参加引受もない。併し参加支拂は約束手形にも存する。
- (五) 約束手形には謄本あつて複本はないが、爲替手形には複本、謄本共にある。
- (六) 一覽後定期拂の約束手形には振出人の一覽の爲めにする一覽呈示があるが、爲替手形では一覽呈示なく、之に比すべきものは引受呈示あるのみである(二三條、七)。
- (七) 約束手形では前者に償還を請求するとき、振出人は主たる債務者で、前者の中に入らぬが、爲替手形では振出人も裏書人と同じく前者の中に包含する。

### 第二節 振出

- 〔第一〕 必要事項 約束手形振出の要件は次の通りである(七五)。
- (一) 約束手形文句(七五條) 證券の本文中に其の證券の作成に用ふる語を以て約束手形なることを示す文字を記載せねばならぬ。標題だけでは足らぬことに注意すべきである。
- (二) 一定の金額(二號) 一覽拂又は一覽後定期拂約束手形には利息の記載を許すことは爲替手形と同一である(七條、七)。
- (三) 單純なる支拂の約束(二號) 支拂の約束が單純無條件なるべきことは約束手形上の債權

滿期の表示  
支拂地の表示  
受取人の名稱  
振出の年月日  
振出地の表示

を簡明確實なるものたらしむる爲めである。又約束手形には支拂約束文句の記載が必要である。

(四) 滿期の表示(三號) 約束手形の滿期も爲替手形と同じく、一覽拂、一覽後定期拂、日附後定期拂、確定日拂の四種に限定せられ、此の以外の滿期を記載した手形は無効となる(三三條一項)。又滿期の記載なき約束手形は一覽拂のものと同様と看做される(七六條)。

(五) 支拂地の表示(四號) 併し支拂地の記載がなくとも振出地の記載があれば之を支拂地と看做す(七六條)。

(六) 受取人の名稱(五號) 新法では約束手形にも記名式又は指圖式のみを認め、無記名式又は選擇無記名式を認めないから、受取人の名稱の記載は常に必要になつた。

(七) 振出の年月日(日附)(六號) 振出の日附が實際に振出した日と一致しなくとも手形の效力に影響がないことは爲替手形と同様である。

(八) 振出地の表示(六號) 手形の振出された最小獨立の行政區劃をいふのであるが、是れも實際の振出地と必ずしも一致することを要しない。約束手形では振出地は特別の表示がない限り、支拂地と看做され且つ振出人の住所地と看做され、支拂地及住所地の用を兼ねることになる(七六條)。併し振出地の記載なき約束手形は直に無効とはならず、振出人の名稱に附記した地(所謂肩書地)があれば之を以て其の缺陷を補ふ餘地がある(四項)。



振出人の署名

(九) 振出人の署名(七五條) 署名は記名捺印を包含する(八二)。約束手形の振出人は手形金額を支拂ふべき主たる債務者であるから、其の署名は爲替手形に於ける振出人及引受人の署名を兼ねるほどの重要性を有する(七八條)。本人の代理人又は法人の代表者の署名のことは爲替手形と異なる所はない。

約束手形振出の要件は上述の如くであるが、其の中で、満期、支拂地、振出地の三要件は補充規定があるから(七六條二項、乃至四項)、之を缺くも欠缺を補充し得る限り、尙ほ有効であるけれども、其の他の要件は之を缺くと約束手形は無効になる(七六條)。

任意事項

(第二) 任意事項 約束手形の任意事項は爲替手形のそれと大同小異である。豫備支拂人(五五條、七七條一項五號)、支拂擔當者(四條、七二條二項、七七條二項)、支拂場所(同上)、裏書禁止(一一條、一五條二、七七條二項一號)、支拂拒絶證書作成の免除(四六條、七七條一項四號)、利息の約定(七五條二項)等は約束手形でも任意事項であるが、唯、振出人の引受無擔保の記載は約束手形の場合には性質上、任意事項としても其の效力を認むる餘地はない。

(註一) 其他、特別な引受呈示期間(二三條二項三項)、引受呈示を爲すべきこと又は之を禁ずること若は一定の期日前には引受呈示を爲すべからざること(二二條一項乃至三)の記載の如きは引受制度のない約束手形には何等の效力なく、所謂記載無効事項に屬する。

(註二) 約束手形の記載無効事項は原因文句、指圖文句、資金文句、呈示文句、支拂無擔保文句、受戻文句、破毀文句、

擔保文句等、爲替手形と略同様である。

(註三) 約束手形の手形無効事項は分割拂文句、法定以外の満期、條件附支拂文句等、爲替手形と大同小異である。

振出の效力

(第三) 振出の效力 約束手形を振出したときは振出人は受取人に對し手形金額支拂の義務を負擔する。新手形法に約束手形の振出人は爲替手形の引受人と同一の義務を負ふと規定したのは此の意味に外ならぬ(七八條一項、二八條一項)。爲替手形の振出人が單に引受擔保義務及支拂擔保義務を負擔するに過ぎないと、根本的に異なる。約束手形の受取人は手形債權者として、完全に手形上の權利を取得する。

(註一) 約束手形の裏書、支拂、選求、參加支拂、贖本、變造、時效、休日、期間の計算、恩惠日の禁止等に付ては前述の如く爲替手形の規定を準用する結果、大體同様であるから、説明を省略する。

(註二) 新手形法は一覽後定期拂約束手形の一覽呈示、一覽後の期間の進行、一覽の日附記載拒絶の場合の手續等を規定してゐるが、是れも説明を省く(七八條二項)。

(註三) 次に約束手形の雛形を掲げて法律の規定との聯絡を圖る。



第壹九參四號<sup>(1)</sup>

約束手形<sup>(2)</sup>

一金壹萬圓也<sup>(4)</sup>

三錢收入<sup>(3)</sup>

印紙<sup>(3)</sup>

右金額貴殿又は貴殿指圖人<sup>(5)</sup>に此約束手形引換<sup>(6)</sup>に御支拂可申候也

振出地 大阪市<sup>(9)</sup>

支拂地 東京市<sup>(10)</sup>

満期 昭和九年拾貳月參拾壹日<sup>(11)</sup>

昭和九年拾月貳拾日<sup>(11)</sup>

東京市日本橋區通三丁目四番地<sup>(12)</sup>

甲野太郎<sup>(13)</sup>

乙野次郎殿<sup>(14)</sup>

- (1) 手形番號。要件ではない。
- (2) 約束手形文句(七五條一號)。本文中に入ること。
- (3) 收入印紙貼用(印紙稅法四條、五條)。要件ではない。
- (4) 手形金額(七五條二號)。
- (5) 指圖文句(同條五號)。要件ではない。
- (6) 受戻文句(引換文句)(七七條、三九條)。要件ではない。
- (7) 支拂約束文句(七五條二號)。
- (8) 振出地(同條六號)。
- (9) 支拂地(同條四號、七六條三項)。
- (10) 満期(七五條三號、七六條二項、七七條二號、三三條)。
- (11) 振出の年月日(日附)(同條六號)。
- (12) 振出人の名稱に附記した地(七六條四項)。要件ではない。
- (13) 振出人の署名(記名捺印)(七五條七號)。
- (14) 受取人の名稱(同條五號)。

### 第四章 小切手

#### 第一節 總論

小切手の意義

〔第一〕 小切手の意義 小切手とは振出人が第三者たる支拂人(通常は銀行)をして一定の金額を支拂はしむべき旨を記載した要式の完全有價證券である。小切手の支拂委託證券たる性質は爲替手形と同一であり、支拂約束證券たる約束手形と區別すべき要點である。爲替手形が約束手形と共に信用利用の具として用ひられるに反し、小切手が支拂の具として金錢の代用を爲す二者の經濟的用途の差異に基き法律規定の上にも差異がある。昭和六年(一九三一年)の國際小切手法統一條約に依る昭和八年の我小切手法八十一箇條は手形法と全然別個獨立の法律となつたが、彼此類似點が多いので、規定の重複が頗る多い。次に最も類似點の多い、小切手と爲替手形との異同を述べて見よう。

〔第二〕 小切手と爲替手形との異同 前述の如く小切手も爲替手形も共に第三者に支拂を委託する支拂委託證券たる點は同一であるが、小切手は支拂證券として支拂の用に供せられ金錢の代用をするが、爲替手形は信用證券として信用利用の具に供せられる。振出、裏書、支拂、

小切手と爲替手形との異同



支拂拒絶に因る遡求、複本、變造、時効等に付き類似點が多いに拘らず、次の如き種々なる差異を生ずるのは此の根本的差異に基くのである。

(一) 小切手には引受制度を認めない、支拂銀行が終始支拂人として支拂をするが(小四)、爲替手形には引受制度があり、支拂人は引受行爲に因り引受人といふ債務者となる。小切手には引受制度がないから爲替手形の如く引受拒絶もなく、参加引受もない。又小切手の簡明を期する所から、参加支拂すらもない。

〔註〕尤も小切手には支拂保證の制度があり、引受に似てゐるが、其の異なることは後に述ぶる。

(二) 小切手の満期は必ず一覽拂でなければならぬ(小切手の一覽拂性)(八條)。爲替手形に四種の満期を認めるのと異なる。

(三) 小切手には利息の記載を許さないが(小七)、爲替手形には一覽拂又は一覽後定期拂に之を認める。

(四) 小切手には記名式又は指圖式の外、無記名式(持參人拂)又は選擇無記名式(記名持參人拂)をも認めるが、爲替手形には之を認めない。加之、小切手は無記名式を專る普通とする。

(五) 小切手の支拂呈示期間は内國は十日(同一洲は二十日、異なる洲は七十日)以内であるが、一覽拂爲替手形の支拂呈示期間は日附から一年内である。

引受制度なし

一覽拂性

利息を許さず

持參人拂、記名持參人拂をも認む

短期呈示期間

短期時効

線引及支拂保證

必要事項  
小切手文句

一定の金額

單純なる支拂の委託

(六) 小切所持人の償還請求權の時効は六箇月であるが(小五)爲替手形所持人の償還請求權の時効は一年である(手七條)。  
(七) 小切手には線引小切手及支拂保證小切手の制度があるが(小三七條以下、五三條以下)、爲替手形には斯の如き制度がない。

### 第二節 振 出

〔第一〕 必要事項 小切手の振出に缺くべからざる要件は次の如くである(小一條)。

(一) 小切手文句(同條) 證券の本文中に其の證券の作成に用ふる語を以て小切手なることを示す文字を記載せねばならぬ。

(二) 一定の金額(同條) 小切手には必ず一定の金額を記載すべきものである。金額の表示は内國の通貨で表示しても宜しく、又特種の通貨又は外國の通貨でも宜しい(三六)。

其の記載は文字又は數字の孰れでも宜しいが、二個所以上の記載に相違があるときは文字に依り、二者共に文字又は數字なるときは最小金額に依る(小九)。

又利息の記載は爲替手形、約束手形と異なり、何等小切手上的の效力を生じない(小七)。

(三) 單純なる支拂の委託(同條) 支拂委託證券たる小切手には支拂委託の旨を記載すべく且



支拂人の表

自己宛小切手

支拂地の表

振出地の表

つ其の委託は單純無條件なることを要する。小切手の支拂委託の取消は呈示期間經過後に於てのみ其の效力を生じ、其の以前には取消すことを許さない(二九條)。又一旦小切手を振出した以上は振出人が死亡し又は能力を失ふても小切手の效力に影響がない(三三條)。

(四)支拂人の名稱(同條) 小切手は或る取引關係ある銀行に宛て振出すべきものであるから、小切手の支拂人は銀行たることを本則とする(小三條)。尤も銀行以外の者を支拂人とする小切手も尙ほ有効である(同條)。第三者の住所に於て支拂ふべき小切手では第三者は必ず銀行でなければならぬ(八條)。又振出人が同時に支拂人たること(自己宛小切手)も差支ない(六條)。

(五)支拂地の表示(同條) 支拂地は小切手の支拂はるべき最小獨立の行政區劃である。是れも要件ではあるが、其の記載がなければ小切手は無効になるかといへば、支拂人の名稱に附記した地(肩書地)があれば特別の表示なき限り之を支拂地と看做して缺陷を補充する(二條二項前段)。此の肩書地も何もなければ振出地を以て支拂地とする(三條)。

(註) 支拂人の名稱に數箇の地の附記があるときは小切手は初頭に記載しある地に於て之を支拂ふべきものとする規定は外國に於て支拂人の肩書地として本店及支店等を列記する慣習があるから、其の場合の規定を設けたもので、日本には斯の如き慣習は餘り行はれない(二條二項後段)。

(六)振出地の表示(同條)

是れは新小切手法で新に追加した要件である。小切手の振出さる

振出の年月日(日附)

振出人の署名

任意事項

る最小獨立の行政區劃をいふのであるが、必ずしも實際振出の地と一致することを要しない。

振出地の記載がないときは振出人の肩書地が記載してあれば之を以て缺陷を補充する(四條)。

(七)振出の年月日(日附)(同條)

小切手振出の日附は支拂呈示期間の起算點となる(二九條)。

其の記載は必ずしも實際振出の日と一致することを要しない。實際振出の日よりも後の日附を記載せる小切手を先日附小切手といふ。併し意思能力、行爲能力、支拂停止、破産申立等を決定するには實際振出の日に依るべきものである。

(註) 新小切手法は先日附小切手の有数なることを認むるのみならず、日附前に呈示せられても其の呈示の日に之を支拂ふべきものとした(二八條二項)。

(八)振出人の署名(記名捺印)(同條)

是れが畫龍點睛ともいふべき要點であることは手形と

異なる所がない。

以上は小切手振出の要件であるが、支拂地及振出地に付ては補充規定があるから(二條二項)、補充の出来る限り、小切手は直に無効とはならないが、其の補充も出来ず、又は其の他の要件が缺けてゐるときは小切手は無効になる(二條)。

(註) 満期の記載は小切手には其の一覽拂性に基き全く不必要である(二八條二項)。

〔第二〕 任意事項

小切手にも必要事項以外に、任意に記載して尙ほ有效な事項がある。



(一)受取人の表示(五) 小切手は受取人の記載ある小切手と其の記載なき小切手とに大別することが出来る。受取人の記載ある小切手には(記名)指圖式(五條一項一號)、記名指圖禁止式(五條一項二號)及記名持參人拂(選擇無記名式)(五條二項)の三種がある。記名指圖禁止式小切手は即ち禁轉小切手(裏書禁止小切手)である。此の種の小切手は裏書に依り讓渡することは出来ないが、尙ほ指名債權讓渡の方式及效力を以てのみ之を讓渡することが出来る(一四條二條)。記名持參人拂小切手は記名の小切手に「又は持參人に」と記載したもので、之は持參人拂小切手と看做され、同一に取扱はれる(五條二項)。以上は受取人の記載ある小切手である。受取人の記載なき小切手は「此小切手持參人に」とある持參人拂小切手(無記名式)の外、受取人の名稱を記載すべき餘白に其の記載なき小切手をも包含し、此の種の小切手は持參人拂小切手と看做され、同一の取扱を受ける(五條二項)。即ち受取人の記載は小切手の要件ではないが、之を記載すれば有効であり、一定の種類に屬する小切手となる。

〔註〕 振出人は自己を受取人とする自己指圖小切手(自己受小切手)を振出すことも出来る(六條一項)。

(二)線引 小切手面に二條の平行線を引き、其の間に特定の銀行又は單に銀行若は何等の記載を爲さざる小切手を線引小切手といふ。其の效力に付ては後に説明する(三七條以下)。

(三)支拂保證 支拂銀行が其の小切手の支拂を爲すべきことを小切手に記載することをい

ふ。其の效力に付ては後に説明する(五三條以下)。

(四)支拂擔當者(八) 支拂擔當者は必ず銀行でなければならぬ。

(五)支拂場所(八) 支拂場所は必ず銀行の營業所でなければならぬ。

(六)裏書禁止(五條一項二號) 之れがあれば禁轉小切手となる。

(七)拒絕證書作成免除(四二) 免除があれば拒絕證書なしに、前者に償還請求が出来る。

〔註〕 任意事項は此の外にも複本たることを示す文字(四八條)、支拂地の通貨以外の通貨を以て支拂ふべき旨及換算率の記載(三六條一項二項)、外國通貨現實支拂文句(同條三項)等もあるが説明を省く。

記載無効事項

〔第三〕 記載無効事項 小切手に記載するも何等小切手法上の效力を生じない事項の主なるものを次に摘記する。

(一)資金關係 振出人と支拂人との間には資金に關する契約があつて、之に基き小切手は振出されるのを本則とする。小切手法に「小切手は其の呈示の時に於て振出人の處分し得る資金ある銀行に宛て且つ振出人をして資金を小切手に依り處分することを得しむる明示又は默示の契約に従ひ之を振出すべきものとす」と規定したのは此の故である(三) 小切手を振出すには支拂銀行との間に當座預金契約、當座貸越契約又は爲替取引契約の如き所謂小切手契約(支拂の委託を目的とする委任契約)に基き、銀行から與へられた小切手帳の用紙を利用しなければ



ば、小切手の不渡（支拂拒絶）を惹起する虞があるから斯く規定したのであるが、併し此の規定に従はないで、即ち小切手契約に基かず又銀行以外の者に宛て小切手を振出して尚ほ小切手たる効力を失はない（同條）。尤も同條の規定に背いて小切手を振出した者は五千圓以下の料に處せられる（七一）。

(二)引受文句 小切手には引受を爲すことが出来ない。引受の記載をしても其の記載なきものと看做される（四）。

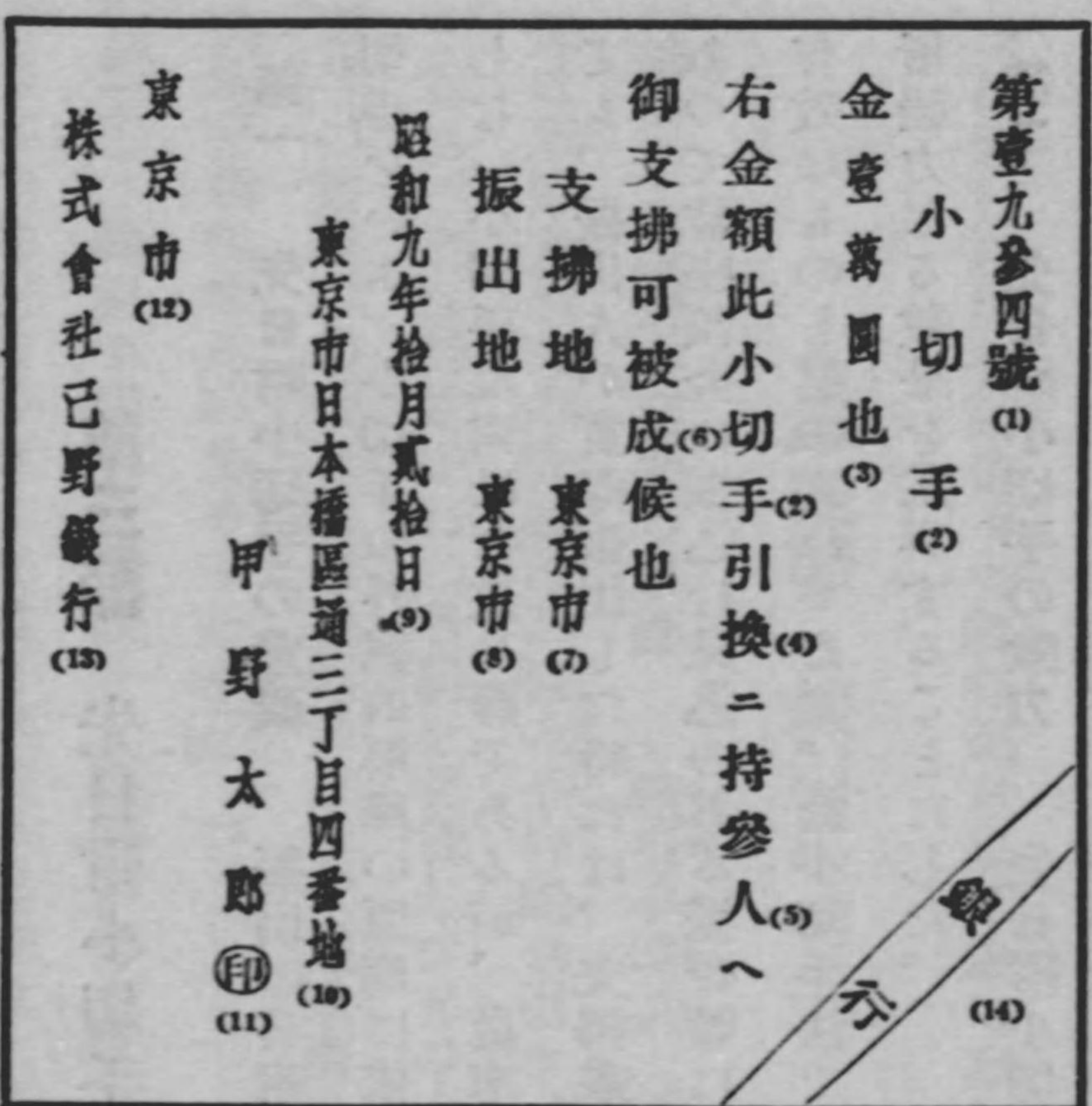
(三)利息文句 小切手には全然利息の約定を許さない。假令、利息文句があつても何等の効力を生じない（七）。

(四)支拂無擔保文句 振出人が支拂の擔保責任を負はない旨の記載は爲替手形の場合と同じく、何等の効力を生じない（一二）。

(五)満期の記載 小切手は一覽拂性を有するから、一覽拂なる旨を記載しても特別な効力なく、又一覽拂以外の満期を記載しても何等の効力なく、小切手は依然として一覽拂性を維持する（二八）。爲替手形、約束手形で法定の満期以外の満期を記載すれば手形が無効になるのと趣を異にする（手三三條二項、七七條一項二號）。

(註一) 記載無効事項は此の外にも、原因文句(對價文句)、指圖文句、呈示文句、受戻文句(引換文句)、破毀文句、擔保

設定文句、小切手番號、通知文句、條件附裏書(一五條)等種々あるが、大體爲替手形の説明を以て類推することが出来る。  
(註二) 尙ほ小切手に付ても、讓渡(一四條以下)、保證(二五條以下)、支拂(二八條以下)、支拂拒絶に因る請求(三九條以下)、複本(四八條以下)、變造(五〇條)、時效(五一條以下)、通則(五九條以下)、附則(六三條以下)等あるが、大部分爲替手形の説明と重複するから省略し、小切手に付て特に説明したいことは先日附小切手(二八條二項)と引小切手(三七條以下)と支拂保證小切手(五三條以下)の三者である。  
(註三) 次に小切手の雛形を掲げ、法律の規定との聯絡を圖ることにする。



- (1) 小切手番號。要件ではない。
- (2) 小切手文句(一條一號)。本文中に記す。
- (3) 小切手金額(同條二號)。
- (4) 受戻文句。要件ではない。
- (5) 權利者(持參人拂の例)(五條)。
- (6) 支拂委託文句(一條二號)。
- (7) 支拂地(同條四號)。
- (8) 振出地(同條五號)。
- (9) 振出の年月日(同條五號)。
- (10) 振出人の肩書地(二條四項)。要件ではない。
- (11) 振出人の署名(記名捺印)(一條六號)。
- (12) 支拂人の肩書地(二條二號)。要件ではない。
- (13) 支拂人の名稱(一條三號)。
- (14) 一般引換(三七條二項三項)。小切手には收入印紙不要。



### 第三節 先日附小切手

先日附小切手の意義

〔第一〕 先日附小切手の意義 振出の日附として小切手に記載した日より前に振出された小切手をいふ。小切手の外観的解釋の原則に依ても、斯の如き實際振出の日と振出の日附と一致しない小切手は尙ほ有效な譯であるが、從來之に關する明文がなかつたので議論があつたけれども、振出人が實際振出した時には、支拂銀行に當座預金がなくとも、後に取引先から入金があつて當座預金に振込む見込のある場合等には、斯の如き小切手も實際上必要であつたから、有效なものとして認められてゐた。新小切手法では明文を以て之を認めただのみならず、次の如く一層強力なる効果を賦與することにした。

先日附小切手の效力

〔第二〕 先日附小切手の效力 先日附小切手が其の記載の振出日附以後に於て效力を有することは論を俟たないが、記載の日附前には如何なる效力を有するやに付て、新小切手法は日附前に支拂の爲め呈示した小切手は呈示の日に於て之を支拂ふべきものとする旨を定めた(二八條)。即ち此の規定に依れば先日附小切手は其の日附前にも支拂呈示を爲すことを得べく、日附前に支拂呈示を受けた支拂銀行は、請求に應じて日附前にも支拂ふべきものとしたのである。元來、日附前に小切手の效力を認むるは振出人の意思に反する場合もあらうと思はるるが、小切手の

一覽拂性を徹底せしむる趣意から言へば、苟も小切手が振出人の手を離れて所持人の有に歸した以上は、日附前と雖も其の支拂呈示を爲し得るものとし、支拂銀行は呈示に對して支拂ふべきものとする方が、支拂證券であり一覽拂性を有する小切手の、支拂の正確迅速を期する上から、適當と認められたのである。併し之が爲めに、振出人が資金なくして小切手を濫發する弊を助長するやうでは良くないから、違法振出に對する制裁を振出人に課することにした(七一)。又支拂銀行は場合に依り支拂拒絶を以て之に臨む外はないこともある。

### 第四節 線引小切手

線引小切手の意義

〔第一〕 線引小切手の意義 線引小切手(筋引小切手又は横線小切手)とは小切手の振出人又は所持人が其の表面に二條の平行線を引き、其の線内に何等の記載を爲さず、又は單に銀行と記し、若は特定銀行の名稱を記載したもので、之に因り支拂を受くべき者を制限し、以て小切手の盜難、紛失又は遺失等のとき、盜取者又は拾得者の如き、正當ならざる所持人に支拂ふ危険を豫防せんが爲めである(三七)。

線引小切手の種類

〔第二〕 線引小切手の種類 線引小切手は支拂を受くべき者を制限し、銀行又は特定の銀行若は其の取引先のみを支拂ひ、其の他の者に支拂はない趣意である。是れに振出の時から線引



一般線引  
特定線引

あるものと、後に所持人が線引を爲すものとあり得る(三七條)。又支拂を請求すべき銀行の限定方法に二種あつて、二條の平行線内に何等の指定をしないか又は銀行若は之と同一の意義を有する文字を記載したものは之を一般線引と稱し(三八條)、二條の平行線内に特定銀行の名稱を記載したものは、之を特定線引と稱する(三八條)。一般線引は之を特定線引に変更して、支拂を受ける資格者を一層限定し保護することは出来るが、特定線引を変更して一般線引とし、支拂を受ける資格者を擴大して、保護を薄弱にすることは許されない(三八條)。

計算小切手

〔註〕 獨、奥に於て行はるる計算小切手は現金の支拂を禁じ、主として振替又は小切手交換の用に供せらるるもので、普通は「計算の爲」と記さる。是れも尙取者又は拾得者の現金受領を防止する作用を爲す點は線引小切手と異ならないから、外國で振出し、日本で支拂はるべき計算小切手は一般線引小切手たる效力を有するものと認められた(七四條)。

線引小切手の效力

〔第三〕 線引小切手の效力は一般線引と特定線引とに依り異なり、又支拂受領の資格と、小切手受渡の資格と、取立の資格とに付き區別して考察せねばならぬ(三八條)。

支拂受領の資格者

(一) 支拂受領の資格者 一般線引小切手は銀行又は支拂人の取引先のみ支拂を受ける資格を有する(三八條)。銀行の意義範圍は銀行法上の銀行の外(銀行法一條)、産業組合法上の信用組合、信用組合聯合會、産業組合中央金庫の如きものをも含むのである(五九條)。取引先の意義に付ては從來多少繼續して取引した人でなければならぬか又は昨日今日、當座取引を開いた人でも宜し

小切手受渡の資格者

いか、議論のある所であるが、私は銀行が當座取引を開始するには、相當慎重に信用調査などするに相違ないから、昨日今日の取引先でも銀行が取引先と認めた人なら差支ないと解する。特定線引小切手の支拂受領資格者は特定の被指定銀行である。被指定銀行が支拂人であるときは自己の取引先が支拂受領資格者である(三八條)。數個の特定線引ある小切手は誰が支拂受領資格者か、不明であるから、支拂を爲すことは出来ない(三八條)。尤も二箇の線引の中で、一が手形交換所に於ける取立の爲めに爲されたものであれば差支ない(同條四)。

小切手取立の資格者

(二) 小切手受渡の資格者 銀行が他人から線引小切手を取るときは自己の取引先又は他の銀行よりのみ之を取得することを許され、其の他の者より之を取得することは出来ない(三八條三)。

規定違反と賠償責任

(三) 小切手取立の資格者 特定線引小切手の被指定銀行は、自ら支拂受領の資格者であると同時に、他の銀行をして小切手の取立を爲さしむることが出来る(三八條二)。又銀行は自己の取引先以外又は銀行以外の者の爲めに、線引小切手の取立を爲すことは許されない(三八條三)。

〔第四〕 規定違反と賠償責任 線引小切手の支拂受領、受渡、取立の諸資格は上述の如く限定せられてゐるのに、是等の規定に背き、他の銀行又は一個人に支拂を爲し、資格のない者に取立を委任し又は小切手を取寄せしめたときは、之に因り生じた損害は支拂人又は銀行が之を



賠償する責任を負ふ。尤も其の賠償金額は小切手金額を限度とし之に超ゆることはない(三八條)。

### 第五節 支拂保證小切手

支拂保證の意義

〔第一〕 支拂保證の意義 支拂保證とは支拂人が小切手金額を支拂ふことを確保する意思表示をいふ。前述の如く支拂の具たる小切手は引受を爲すことは許されないが(四條)、支拂銀行に於て、小切手面に、必ず支拂を爲すべき意思を表示すれば、小切手の信用を増し、所持人の不安を除くことが出来るから、從來明文がなかつたに拘らず、英米の例と同じく、實際上は存在したのである。其の效力に付ては議論があつたが、新小切手法は之を認むるに至つた(五三條)。

保證との差異

支拂保證は支拂人が必ず支拂を爲すべきことを表示するもので、支拂人以外の者が、債務者たる被保證人の爲めに保證をするのと全然異なるものである(二五條以下參照)。即ち支拂保證と保證とは支拂人が自ら支拂を爲すべき旨を記載し署名するか支拂人以外の者が或る手形債務者(振出人、裏書人等)の爲めに保證人として署名するかとの相違である。支拂保證をすれば支拂の義務を生ずるが、保證をすれば擔保義務を負担するに過ぎない。

引受との差異

小切手の支拂保證と爲替手形の引受との差異は支拂保證を爲した支拂人は呈示期間(内國は十日)の経過前に小切手の支拂呈示あつた場合に於てのみ支拂の義務があり、其の後には責任

がないが(尤も期間内に呈示をして置けば其の後にも一年間は責任が續く)(五五條一項、五八條)、爲替手

形の引受を爲した者は満期から三年間は責任が存續する(七〇條)。又支拂保證が拒絶せられて

も、前者に償還請求は出来ないが、爲替手形の引受拒絶があれば、前述の如く、所持人は満期

前にも前者に償還請求が出来る(手四三條一號)。

支拂保證の方式

〔第二〕 支拂保證の方式 支拂銀行が支拂保證をする方式は小切手の表面に「支拂保證」其の他、支拂を爲す旨の文字(「確認」、「查證」等)を記載し、日附と共に署名(記名捺印)することを要する(二三條)。又支拂保證は單純無條件でなければならぬ。小切手の記載事項に變更を加へて、支拂保證をしても、其の變更の記載はないものとして、支拂保證は變更前の文言に従ひ其の效力を生ずる(五四條)。

支拂保證の效力

〔第三〕 支拂保證の效力 支拂保證を爲した支拂人は呈示期間(内國は十日)の経過前に、小切手の支拂呈示があつた場合に於てのみ其の支拂の義務を負ふ(五五條一項)。従つて呈示期間内に支拂呈示がなければ支拂人の支拂義務は消滅する。併し呈示期間内に支拂呈示があれば小切手の上の請求権は呈示期間内に消滅せず、呈示期間經過後一年を以て時効に罹る(五八條)。又支拂人の支拂保證があつても振出人、裏書人等小切手上の他の債務者は依然として擔保責任を負ひ、支拂人の支拂義務負擔に因り其の他の債務者が責を免るることはない(五六條)。



呈示期間  
準據法

〔註一〕 小切手の呈示期間は内國は十日以内、朝鮮、臺灣、樺太又は關東州に於て振出し日本内地に於て支拂ふべき小切手の呈示期間は二十日以内、日本及滿洲國以外の亞細亞洲の地域及南洋羣島に於て振出し日本内地に於て支拂ふべき小切手の呈示期間は六十日以内、同洲内に振出地及支拂地が存するときは呈示期間は二十日以内、異洲に振出地及支拂地が存するときは七十日以内とし、孰れも小切手の振出の日附より之を起算する（二九條、二〇條、昭和八年勅令三一七號、小切手の呈示期間の特例一條、二條）。

〔註二〕 尙ほ小切手の國際的に取引せらるる實情に鑑み、小切手法附則に種々なる準據法が定めてある。例へば小切手の義務負擔能力は本國法に依り（七六條）、支拂人の資格は支拂地法に依り（七七條）、小切手より生ずる義務の效力は署名地法に依り（七九條）、その他、支拂地法に依るべき場合を列挙してゐる（八〇條）。

正改商法通論（終）

商法第一編及第二編新、舊、要網對照條文索引

(新法)	(舊法)	(要網)
一條	一條	三
二條	二條	三
三條一項	三條	三
三條二項	三條	三
四條一項	四條	三
四條二項	四條	三
五條	五條	三
六條	六條	三
七條一項	七條一項	三
七條二項	七條二項	三
八條	八條	三
九條	九條	三
一〇條	一〇條	三
一一條一項	一一條	三
一一條二項	一一條	三
一二條	一二條	三
一三條	一三條	三
一四條	一四條	三
一五條	一五條	三
一六條	一六條	三
一七條	一七條	三
一八條一項	一八條一項	三
一八條二項	一八條二項	三
一九條	一九條	三
二〇條	二〇條	三
二一條一項	二一條	三
二一條二項	二一條	三
二二條	二二條	三
二三條	二三條	三
二四條一項	二四條一項	三
二四條二項	二四條一項	三
二五條一項	二五條一項	三
二五條二項	二五條一項	三
二六條一項	二六條一項	三
二六條二項	二六條一項	三
二七條	二七條	三
二八條	二八條	三
二九條	二九條	三
三〇條	三〇條	三
三一條	三一條	三
三二條	三二條	三
三三條	三三條	三
三四條	三四條	三
三五條	三五條	三
三六條	三六條	三
三七條	三七條	三
三八條	三八條	三
三九條	三九條	三
四〇條	四〇條	三
四一條	四一條	三
四二條	四二條	三
四三條	四三條	三
四四條	四四條	三
四五條	四五條	三
四六條	四六條	三
四七條	四七條	三
四八條	四八條	三
四九條	四九條	三
五〇條	五〇條	三
五一條	五一條	三
五二條	五二條	三
五三條	五三條	三
五四條	五四條	三
五五條	五五條	三
五六條	五六條	三
五七條	五七條	三
五八條	五八條	三
五九條	五九條	三
六〇條	六〇條	三
六一條	六一條	三
六二條	六二條	三
六三條	六三條	三
六四條	六四條	三
六五條	六五條	三
六六條	六六條	三
六七條	六七條	三
六八條	六八條	三
六九條	六九條	三
七〇條	七〇條	三
七一條	七一條	三
七二條	七二條	三
七三條	七三條	三
七四條	七四條	三
七五條	七五條	三
七六條	七六條	三
七七條	七七條	三
七八條	七八條	三
七九條	七九條	三
八〇條	八〇條	三
八一條	八一條	三
八二條	八二條	三
八三條	八三條	三
八四條	八四條	三
八五條	八五條	三
八六條	八六條	三
八七條	八七條	三
八八條	八八條	三
八九條	八九條	三
九〇條	九〇條	三
九一條	九一條	三
九二條	九二條	三
九三條	九三條	三
九四條	九四條	三
九五條	九五條	三
九六條	九六條	三
九七條	九七條	三
九八條	九八條	三
九九條	九九條	三
一〇〇條	一〇〇條	三

商法第一編及第二編新、舊、要網對照條文索引



二六條二項	一〇の二
二七條	一〇の一後段
二八條	一〇の三
二九條	一〇の四
三〇條	一一
三一條	
三二條	
三三條一項	二四條一項
三三條二項	二五條
三三條一項	二六條一項
三三條一項	二七條
三三條一項	二六條一項後段
三四條一項	二六條二項
三五條	二七條の二
三六條一項	二八條一項
三七條	二九條
三八條一項	三〇條一項
三九條一項	三〇條の二、一項
三九條二項	二六條二項
	二七條の二
	二八條一項
	三六條二項
	二九條
	三〇條一項
	三〇條の二、一項

(新)

四〇條	三一條
四一條	三二條
四二條一項	一七
四二條二項	一六
四三條一項	三三條
四三條二項	三四條
四四條一項	三五條
四四條二項	三六條
四五條	三七條
四六條	三八條
四七條	三九條
四八條	四〇條
四九條	四一條
五〇條	四二條
五一條	四三條
五二條	四四條
五三條	四四條の二
五四條	四四條の三、一項
五五條	四四條の三、二項
五六條一項	四四條の三、二項
五六條二項	二四
五七條	二二
五八條	二一
五九條	二〇
六〇條	一九
六一條	一八
六二條	一七
六三條	一六
六四條	三三條
六五條	三四條
六六條	三五條
六七條	三六條
六八條	三七條
六九條	三八條
七〇條	三九條
七一條	四〇條
七二條	四一條
七三條	四二條
七四條	四三條
七五條	四四條
七六條	四四條の二
七七條一項	四四條の三、一項
七七條二項	四四條の三、二項
七八條	六二條
七九條	六三條
八〇條一項	三四
八〇條二項	三四但書
八一條一項	三五
八一條二項	三六
八二條	六四條
八三條	六五條
八四條	六八條
八五條	六九條
八六條一項	七〇條
八六條二項	二九、三三
八七條	七一條
八八條	
八九條	
九〇條	

(新) (新) (新)

五六條四項	四四條の三、三項	二五
五七條	四四條	二六
五八條一項	四七條	二六
五八條二項	四八條	二六
五九條	四八條の二	二七
六〇條	四九條	二七
六一條	五〇條	二七、二八
六二條	五一條一項	二八
六三條	五一條二項	二八
六四條	五一條三項	二八
六五條一項	五二條	
六五條二項	五三條	
六六條	五四條	
六七條	五五條	
六八條	五六條	
六九條	五七條	
七〇條	五八條	
七一條	五九條	
七二條	六〇條	
七三條		
七四條		

(新) (新) (新)

七五條	六一條	三二
七六條	六一條の二、一項	
七七條一項	六二條	
七七條二項	六三條	
七八條	三四	
七九條	三四但書	
八〇條一項	三五	
八〇條二項	三六	
八一條	六四條	
八二條	六五條	
八三條	六八條	
八四條	六九條	
八五條	七〇條	
八六條一項	二九、三三	
八六條二項		
八七條		
八八條		
八九條		
九〇條		

(新) (新) (新) (新) (新)



九一條	三八
九二條	三九
九三條	四〇
九四條	四一
九五條一項	四二
九六條	二八
九七條	四三
九八條一項	四三
九九條	四三
一〇〇條一項	二八
一〇〇條二項	(四四)、一六四
一〇〇條三項	二八
一〇一條	八二條
一〇二條	八二條
一〇三條	八二條
一〇四條	八二條
一〇五條	八二條
一〇六條	八二條
一〇七條	八二條
一〇八條	八二條

(新) (新) (新) (新)

一〇九條	四七
一一〇條	四七
一一一條	四七
一二二條一項	四九
一二三條	四九
一二四條	二八
一二五條	二八
一二六條	四八
一二七條一項	五一
一二七條二項	五一
一二八條	五一
一二九條	五一
一三〇條	五一
一三一條	五一
一三二條	五一
一三三條一項	五一
一三三條二項	五一
一三三條三項	五一
一三三條四項	五一
一三三條五項	五一
一三三條六項	五一
一三三條七項	五一
一三三條八項	五一
一三三條九項	五一
一三三條十項	五一
一三三條十一項	五一
一三三條十二項	五一
一三三條十三項	五一
一三三條十四項	五一
一三三條十五項	五一
一三三條十六項	五一
一三三條十七項	五一
一三三條十八項	五一
一三三條十九項	五一
一三三條二十項	五一
一三三條二十一項	五一
一三三條二十二項	五一
一三三條二十三項	五一
一三三條二十四項	五一
一三三條二十五項	五一
一三三條二十六項	五一
一三三條二十七項	五一
一三三條二十八項	五一
一三三條二十九項	五一
一三三條三十項	五一
一三三條三十一項	五一
一三三條三十二項	五一
一三三條三十三項	五一
一三三條三十四項	五一
一三三條三十五項	五一
一三三條三十六項	五一
一三三條三十七項	五一
一三三條三十八項	五一
一三三條三十九項	五一
一三三條四十項	五一
一三三條四十一項	五一
一三三條四十二項	五一
一三三條四十三項	五一
一三三條四十四項	五一
一三三條四十五項	五一
一三三條四十六項	五一
一三三條四十七項	五一
一三三條四十八項	五一
一三三條四十九項	五一
一三三條五十項	五一
一三三條五十一項	五一
一三三條五十二項	五一
一三三條五十三項	五一
一三三條五十四項	五一
一三三條五十五項	五一
一三三條五十六項	五一
一三三條五十七項	五一
一三三條五十八項	五一
一三三條五十九項	五一
一三三條六十項	五一
一三三條六十一項	五一
一三三條六十二項	五一
一三三條六十三項	五一
一三三條六十四項	五一
一三三條六十五項	五一
一三三條六十六項	五一
一三三條六十七項	五一
一三三條六十八項	五一
一三三條六十九項	五一
一三三條七十項	五一
一三三條七十一項	五一
一三三條七十二項	五一
一三三條七十三項	五一
一三三條七十四項	五一
一三三條七十五項	五一
一三三條七十六項	五一
一三三條七十七項	五一
一三三條七十八項	五一
一三三條七十九項	五一
一三三條八十項	五一
一三三條八十一項	五一
一三三條八十二項	五一
一三三條八十三項	五一
一三三條八十四項	五一
一三三條八十五項	五一
一三三條八十六項	五一
一三三條八十七項	五一
一三三條八十八項	五一
一三三條八十九項	五一
一三三條九十項	五一
一三三條九十一項	五一
一三三條九十二項	五一
一三三條九十三項	五一
一三三條九十四項	五一
一三三條九十五項	五一
一三三條九十六項	五一
一三三條九十七項	五一
一三三條九十八項	五一
一三三條九十九項	五一
一三三條一百項	五一

(新) (新)

一二四條一項	九一條一項
一二四條二項	九一條二項
一二四條三項	九一條四項
一二五條	九一條の二
一二六條	九二條
一二七條	九三條
一二八條	九三條の二
一二九條	九三條
一三〇條	九四條
一三一條	九五條
一三二條	九六條
一三三條	九八條
一三四條	九九條
一三五條	九一條三項
一三六條一項	九九條の二
一三六條二項	九九條の三、四、六
一三六條三項	九九條の五
一三七條	九九條の六、一項
一三八條	九九條の六、一項
一三九條	九九條の六、一項
一四〇條	九九條の六、一項
一四一條	九九條の六、一項

(新)

一四二條	一〇一條
一四三條	一〇二條
一四四條	一〇三條一項
一四五條一項	一〇三條二項
一四六條	一〇四條
一四七條	一〇五條
一四八條	一〇六條
一四九條	一〇七條
一五〇條	一〇八條
一五一條	一〇九條
一五二條	一一〇條
一五三條	一一一條
一五四條	一一二條
一五五條	一一三條
一五六條	一一五條
一五七條	一一六條
一五八條	一一六條
一五九條一項	一一六條
一五九條二項	一一六條
一六〇條	一一七條一項
一六一條一項	一一七條一項

(新) (新)



一六一條二項	三項	一一七條二項	七〇	
一六二條一項	二項	一一八條一項	七一	
一六三條	三項	一一八條一項但書		
一六四條	二項	一一八條二項	二八	
一六五條	二項	一一八條の二		(新)
一六六條一項	二項	一一九條	七三	
一六七條	二項	一二〇條	七四	
一六八條	二項	一二二條	七二	
一六九條	二項	一二三條	七六、一一〇—一	
一七〇條	二項	一二八條一項	七七	
一七一條一項	二項	一二八條二項	(七八)	
一七二條	三項	一二九條二項	八〇	
一七三條一項	二項	一二四條	八五	
			八六	

一七四條	三項	一二五條	六一	
一七五條一項	四項	一二六條		(新)
一七六條	二項五號			
一七七條	二項六號			
一七八條	二項七號			
一七九條一項	三項	一二七條	四一	
一八〇條	四項	一二九條一項	八二	
一八一條	三項		八四	
一八二條	二項		一一〇、一一一	
一八三條	三項		八五	
一八四條一項	三項	一三〇條一項	八七	
		一三一條		
		一三二條		
		一三三條		
		一三四條一項		

一八四條二項	三項	一三四條二項	八六	
一八五條	二項	一三五條	(八八)	
一八六條	二項	一三七條	八七	
一八七條一項	二項	一三八條		
一八八條一項	二項	一四一條	九〇	
一八九條	二項六號		九〇	
一九〇條	二項八號	一四九條但書	八二	
一九一條	二項	一四二條	九一	
一九二條一項	二項	一三條	(九六)	
一九三條	二項	一三七條		
一九四條	二項	一四二條の二	九三	
一九五條	二項	一四二條の三	九四	
一九六條	二項	一四二條の四	八三	
一九七條	二項			
一九八條	二項			
一九九條	二項	一四三條		
二〇〇條一項	二項	一四四條一項		

二〇一條一項	二項	一四六條一項	九二	
二〇二條	二項	一四六條二項	一四五	
二〇三條一項	二項	一四九條		(新)
二〇四條一項	二項	一五〇條	九七	
二〇五條	二項		九八	
二〇六條一項	二項	一二〇條の五		(新)
二〇七條	三項	一二五條二項		(新)
二〇八條一項	二項			
二〇九條	二項			
二一〇條	二項			
二一一條	二項	一五一條一項	一〇〇	
二一二條一項	二項	一五一條二項	一〇一	
二一三條	二項		一〇二	



二二四條一項	一五三條三項	(新)
二二五條一項	一五三條三項	
二二六條一項	一五三條四項	
二二七條一項	一五三條之二	
二二八條一項	一五三條之二	
二二九條一項	一五四條	
二三〇條一項	一〇七	
二三一條一項	一〇八	
二三二條一項	一〇四	
二三三條一項	一一二	
二三四條一項	一七二條	
二三五條一項	一七二條之二	
二三六條一項	一七二條之二	
二三七條一項	一七二條之二	
二三八條一項	一四八條	
二三九條一項	一〇六	
二四〇條一項	一一〇、一一一	
二四一條一項	一一〇、一一一	
二四二條一項	一一〇、一一一	
二四三條一項	一一〇、一一一	
二四四條一項	一一〇、一一一	
二四五條一項	一一〇、一一一	
二四六條一項	一一〇、一一一	
二四七條一項	一一〇、一一一	
二四八條一項	一一〇、一一一	
二四九條一項	一一〇、一一一	
二五〇條一項	一一〇、一一一	
二五一條一項	一一〇、一一一	
二五二條一項	一一〇、一一一	
二五三條一項	一一〇、一一一	
二五四條一項	一一〇、一一一	
二五五條一項	一一〇、一一一	
二五六條一項	一一〇、一一一	
二五七條一項	一一〇、一一一	
二五八條一項	一一〇、一一一	
二五九條一項	一一〇、一一一	
二六〇條一項	一一〇、一一一	

二二六條	一四七條	
二二七條	一五五條	
二二八條	一五五條之二	
二二九條	一五五條之二	
二三〇條	一五五條之二	
二三一條	一五五條之二	
二三二條	一五六條	
二三三條	一五六條	
二三四條	一五六條	
二三五條	一五六條	
二三六條	一五六條	
二三七條	一五六條	
二三八條	一五六條	
二三九條	一五六條	
二四〇條	一五六條	
二四一條	一五六條	
二四二條	一五六條	
二四三條	一五六條	
二四四條	一五六條	
二四五條	一五六條	
二四六條	一五六條	
二四七條	一五六條	
二四八條	一五六條	
二四九條	一五六條	
二五〇條	一五六條	
二五一條	一五六條	
二五二條	一五六條	
二五三條	一五六條	
二五四條	一五六條	
二五五條	一五六條	
二五六條	一五六條	
二五七條	一五六條	
二五八條	一五六條	
二五九條	一五六條	
二六〇條	一五六條	

二四一條二項	一〇一、二項三號	(新)
二四二條	一一八	
二四三條	一一一	
二四四條	一一一	
二四五條	一一一	
二四六條	一一一	
二四七條一項	一一九	
二四八條	一六三條一項	
二四九條	一六三條三項	
二五〇條	一六三條之二	
二五一條	一六三條之三	
二五二條	一六三條之四	
二五三條	一一〇	
二五四條	一一三	
二五五條	一二四	
二五六條	一六四條一項	
二五七條	一六四條二項	
二五八條	一六五條	
二五九條	一六六條	
二六〇條	一六七條	
二六一條	一六七條之二	
二六二條	一六八條	
二六三條	一一二四	
二六四條	一一二五	
二六五條	一一二五	
二六六條	一一二五	
二六七條	一一二五	
二六八條	一一二五	
二六九條	一一二五	
二七〇條	一一二五	
二七一條	一一二五	

二六〇條	一六九條	
二六一條	一七〇條一項	
二六二條	一七〇條一項	
二六三條	一七〇條一項	
二六四條	一七〇條一項	
二六五條	一七〇條一項	
二六六條	一七〇條一項	
二六七條	一七〇條一項	
二六八條	一七〇條一項	
二六九條	一七〇條一項	
二七〇條	一七〇條一項	
二七一條	一七〇條一項	
二七二條	一七〇條一項	
二七三條	一七〇條一項	
二七四條	一七〇條一項	
二七五條	一七〇條一項	
二七六條	一七〇條一項	
二七七條	一七〇條一項	
二七八條	一七〇條一項	
二七九條	一七〇條一項	
二八〇條	一七〇條一項	
二八一條	一七〇條一項	
二八二條	一七〇條一項	
二八三條	一七〇條一項	
二八四條	一七〇條一項	
二八五條	一七〇條一項	
二八六條	一七〇條一項	
二八七條	一七〇條一項	
二八八條	一七〇條一項	
二八九條	一七〇條一項	
二九〇條	一七〇條一項	

商法第一編及第二編新、舊、要綱對照條文索引







三五〇條	二二二條之三	一五三、三號、一五七
三五一條一項	二二三條	一六〇但書前段
三五二條		一六〇但書後段
三五三條		一五三
三五四條一項	二二四條	
三五五條	二二四條二項	
三五六條一項	二二六條	
三五七條	二二七條一項、二項	
三五八條一項	二一八條一項	一六〇本文
三五九條		
三六〇條		一五八、一號、二號
三六一條		一五八、一號、二號
三六二條		一五八、三號、四號
三六三條		一五八、六號
三六四條		一五九、一號
三六五條		一五九、二號
三六六條		一五九、一號

三六七條		二一九條	一五九、三號
三六八條			
三六九條			
三七〇條			九五九、五號
三七一條			九六、一六一
三七二條			一六二の二項、二項
三七三條			一六二の二項、三項
三七四條			一六二の四項
三七五條			一六二の四項
三七六條一項	二二〇條	一六三、一六四	
三七七條	二二〇條		
三七八條	二二〇條之二	一六六	
三七九條	二二〇條之三	一六七	
三八〇條		一六八	
三八一條		一六〇、一號	
三八二條		一六九、一號	
三八三條		一六九、五號	
三八四條			
三八五條			

三八六條		一六九、三號、八號
三八七條		
三八八條		一六九、一二—一四號
三八九條		一六九、一六號
三九〇條		一六九、一五號
三九一條		一六九、一一號
三九二條		一六九、四號
三九三條		一六九、四號
三九四條		一六九、四號
三九五條		
三九六條		
三九七條		一六九、三號(ホ)
三九八條		一六九、一〇號
三九九條		
四〇〇條		
四〇一條		一六九、六號
四〇二條		一六九、七號
四〇三條一項		一六九、九號
四〇四條	二二二條	一七〇、一七一
四〇五條	二二二條	
四〇六條		一七二

四〇七條	二二四條	
四〇八條		
四〇九條		
四一〇條		
四一一條		
四一二條		
四一三條		
四一四條		
四一五條		
四一六條	二二五條	
第一款		
四一七條	二二六條	
四一八條		
四一九條一項	二二七條	
二項		
四二〇條	二二七條之二	
四二一條		
四二二條		
四二三條		
四二四條		
四二五條		
四二六條		



四二七條一項	二三〇條	一八七	(新)
二項		一八八	
四二八條	二三二條	一八九	
四二九條	二三三條	一九〇、一號、二號、一九號	
四三〇條	二三四條	一九〇	
四三一條		一九〇、一八號	
第二款		一九〇、一八號	
四三二條		一九〇、三號	(新)
四三三條		一九〇、一一號	
四三四條		一九〇、一二號	
四三五條		一九〇、四號	
四三六條		一九〇、五號	(新)
四三七條		一九〇、六號	(新)
四三八條		一九〇、七號	
四三九條		一九〇、八號	
四四〇條		一九〇、九號	(新)
四四一條			
四四二條			
四四三條			
四四四條			
四四五條			
四四六條			

四四七條	二三五條	一九〇、一四號	(新)
四四八條	二三六條一項	一九〇、一四號	(新)
四四九條	二三六條二項	一九〇、一四號	
四五〇條		一九〇、一四號	
四五一條		一九〇、一四號	
四五二條		一九〇、一五號、一六號	(新)
四五三條		一九〇、一六號	
四五四條		一九〇、一七號前段	
四五五條		一九〇、一七號後段	
四五六條		一九〇、一八號	
四五七條			
四五八條一項	二三五條		
二項	二三六條一項		
	二三六條二項		
四五九條	二三七條		
四六〇條	三三八條		
四六一條	二三九條		
四六二條	二四〇條		
四六三條	二四一條		
四六四條			
四六五條	二四二條		
四六六條	二四三條		
四六七條	二四四條		
		一九二	
		一九三	

四六八條	二四五條	一九四	
四六九條	二四六條		
四七〇條	二四七條		
四七一條			
四七二條	二四八條		
四七三條	二四九條		
四七四條	二五〇條		
四七五條	二五一條		
四七六條	二五二條		
四七七條一項	二五三條一項		
二項	二五三條二項	一九五	(新)
四七八條	二五五條		
四七九條	二五六條		
四八〇條	二五七條		
四八一條	二五八條		
四八二條	二五九條		
四八三條	二六〇條		
四八四條			

四八五條	二六一條	一九六	(新)
四八六條		一九七	
四八七條		一九八	
四八八條		一九九	
四八九條		二〇〇	
四九〇條		二〇一の一項	(新)
四九一條		二〇二	
四九二條		二〇三	
四九三條		二〇四	
四九四條一項		二〇五	
二項		二〇六	
四九五條	二六二條、二六二條の二	二〇六	(新)
四九六條			
四九七條			
四九八條			
四九九條			
五〇〇條	二六二條の三		



### 商法第三編及第四編新、舊對照條文索引

(新法) 五〇一條  
 五〇二條  
 五〇三條  
 五〇四條  
 五〇五條  
 五〇六條  
 五〇七條  
 五〇八條  
 五〇九條  
 五〇條  
 五一一條  
 五一二條  
 五一三條  
 五一四條  
 五一五條  
 五一六條  
 五一七條  
 五一八條

(舊法) 二六三條  
 二六四條  
 二六五條  
 二六六條  
 二六七條  
 二六八條  
 二六九條  
 二七〇條  
 二七一條  
 二七二條  
 二七三條  
 二七四條  
 二七五條  
 二七六條  
 二七七條  
 二七八條  
 二七九條  
 二八一條

(新法) 五一九條  
 五二〇條  
 五二一條  
 五二二條  
 五二三條  
 五二四條  
 五二五條  
 五二六條  
 五二七條  
 五二八條  
 五二九條  
 五三〇條  
 五三一條  
 五三二條  
 五三三條  
 五三四條  
 五三五條  
 五三六條

(舊法) 二八二條  
 二八三條  
 二八四條  
 二八五條  
 二八五條ノ二  
 二八六條  
 二八七條  
 二八八條  
 二八九條  
 二九〇條  
 二九一條  
 二九二條  
 二九三條  
 二九四條  
 二九五條  
 二九六條  
 二九七條  
 二九八條

(新法) 五三七條  
 五三八條  
 五三九條  
 五四〇條  
 五四一條  
 五四二條  
 五四三條  
 五四四條  
 五四五條  
 五四六條  
 五四七條  
 五四八條  
 五四九條  
 五五〇條  
 五五一條  
 五五二條  
 五五三條  
 五五四條

(舊法) 二九九條  
 三〇〇條  
 三〇一條  
 三〇二條  
 三〇三條  
 三〇四條  
 三〇五條  
 三〇六條  
 三〇七條  
 三〇八條  
 三〇九條  
 三一〇條  
 三一一條  
 三一二條  
 三一三條  
 三一四條  
 三一五條  
 三一六條

五五五條  
 五五六條  
 五五七條  
 五五八條  
 五五九條  
 五六〇條  
 五六一條  
 五六二條  
 五六三條  
 五六四條  
 五六五條  
 五六六條  
 五六七條  
 五六八條  
 五六九條  
 五七〇條  
 五七一條  
 五七二條  
 五七三條  
 五七四條  
 五七五條  
 五七六條

三一七條  
 三一八條  
 三一九條  
 三二〇條  
 三二一條  
 三二二條  
 三二三條  
 三二四條  
 三二五條  
 三二六條  
 三二七條  
 三二八條  
 三二九條  
 三三〇條  
 三三一條  
 三三二條  
 三三三條  
 三三四條  
 三三四條ノ二  
 三三四條ノ三  
 三三五條  
 三三六條

五七七條  
 五七八條  
 五七九條  
 五八〇條  
 五八一條  
 五八二條  
 五八三條  
 五八四條  
 五八五條  
 五八六條  
 五八七條  
 五八八條  
 五八九條  
 五九〇條  
 五九一條  
 五九二條  
 五九三條  
 五九四條  
 五九五條  
 五九六條  
 五九七條  
 五九八條

三三七條  
 三三八條  
 三三九條  
 三四〇條  
 三四一條  
 三四二條  
 三四三條  
 三四四條  
 三四五條  
 三四六條  
 三四七條  
 三四八條  
 三四九條  
 三五〇條  
 三五一條  
 三五二條  
 三五三條  
 三五四條  
 三五五條  
 三五六條  
 三五七條  
 三五八條

五九九條  
 六〇〇條  
 六〇一條  
 六〇二條  
 六〇三條  
 六〇四條  
 六〇五條  
 六〇六條  
 六〇七條  
 六〇八條  
 六〇九條  
 六一〇條  
 六一一條  
 六一二條  
 六一三條  
 六一四條  
 六一五條  
 六一六條  
 六一七條  
 六一八條  
 六一九條  
 六二〇條

三五九條  
 三六〇條  
 三六一條  
 三六二條  
 三六三條  
 三六四條  
 三六五條  
 三六六條  
 三六七條  
 三六七條ノ二  
 三六七條ノ三  
 三六八條  
 三六九條  
 三七〇條  
 三七一條  
 三七二條  
 三七三條  
 三七四條  
 三七五條  
 三七六條  
 三七七條  
 三七八條  
 三三九條

商法第三編及第四編新、舊對照條文索引



六二一條  
六二二條  
六二三條  
六二四條  
六二五條  
六二六條  
六二七條  
六二八條  
六二九條  
六三〇條  
六三一條  
六三二條  
六三三條  
六三四條  
六三五條  
六三六條  
六三七條  
六三八條  
六三九條  
六四〇條  
六四一條  
六四二條

三八〇條  
三八〇條ノ二  
三八〇條ノ三  
三八一條  
三八二條  
三八三條  
三八三條ノ二  
三八三條ノ三  
三八四條  
三八五條  
三八六條  
三八七條  
三八七條  
三八八條  
三八九條  
三九〇條  
三九一條  
三九二條  
三九三條  
三九四條  
三九五條  
三九六條  
三九七條

六四三條  
六四四條  
六四五條  
六四六條  
六四七條  
六四八條  
六四九條  
六五〇條  
六五一條  
六五二條  
六五三條  
六五四條  
六五五條  
六五六條  
六五七條  
六五八條  
六五九條  
六六〇條  
六六一條  
六六二條  
六六三條  
六六四條

三九九條  
三九九條ノ二  
三九九條ノ三  
四〇〇條  
四〇一條  
四〇二條  
四〇三條  
四〇四條  
四〇五條  
四〇六條  
四〇七條  
四〇八條  
四〇九條  
四一〇條  
四一一條  
四一二條  
四一三條  
四一四條  
四一五條  
四一六條  
四一七條  
四一八條

六六五條  
六六六條  
六六七條  
六六八條  
六六九條  
六七〇條  
六七一條  
六七二條  
六七三條  
六七四條  
六七五條  
六七六條  
六七七條  
六七八條  
六七九條  
六八〇條  
六八一條  
六八二條  
六八三條  
六八四條  
六八五條  
六八六條

四一九條  
四二〇條  
四二一條  
四二二條  
四二三條  
四二四條  
四二五條  
四二六條  
四二七條  
四二八條  
四二八條ノ二  
四二八條ノ三  
四二八條ノ四  
四二九條  
四三〇條  
四三一條  
四三二條  
四三三條  
四三三條ノ二  
四三八條  
四三九條  
五四〇條

六八七條  
六八八條  
六八九條  
六九〇條  
六九一條  
六九二條  
六九三條  
六九四條  
六九五條  
六九六條  
六九七條  
六九八條  
六九九條  
七〇〇條  
七〇一條  
七〇二條  
七〇三條  
七〇四條  
七〇五條  
七〇六條  
七〇七條  
七〇八條

五四一條  
五四二條  
五四三條  
五四四條  
五四四條ノ二  
五四五條  
五四六條  
五四七條  
五四八條  
五四九條  
五五〇條  
五五一條  
五五二條  
五五三條  
五五四條  
五五五條  
五五六條  
五五七條  
五五八條  
五五九條  
五六〇條  
五六一條

七〇九條  
七一〇條  
七一一條  
七一二條  
七二三條  
七二四條  
七二五條  
七二六條  
七二七條  
七二八條  
七二九條  
七三〇條

五六二條  
五六三條  
五六四條  
五六五條  
五六六條  
五六七條  
五六八條  
五六九條  
五七〇條  
五七一條  
五七二條  
五七三條  
五七四條  
五七五條  
五七六條  
五七七條  
五七八條  
五七九條  
五八〇條  
五八一條  
五八二條  
五八三條

七三一條  
七三二條  
七三三條  
七三四條  
七三五條  
七三六條  
七三七條  
七三八條  
七三九條  
七四〇條  
七四一條  
七四二條  
七四三條  
七四四條  
七四五條  
七四六條  
七四七條  
七四八條  
七四九條  
七五〇條  
七五一條  
七五二條

五八四條  
五八五條  
五八六條  
五八七條  
五八八條  
五八九條  
五九〇條  
五九一條  
五九二條  
五九三條  
五九四條  
五九五條  
五九六條  
五九七條  
五九八條  
五九九條  
六〇〇條  
六〇一條  
六〇二條  
六〇三條  
六〇四條  
六〇五條



七五三條  
七五四條  
七五五條  
七五六條  
七五七條  
七五八條  
七五九條  
七六〇條  
七六一條  
七六二條  
七六三條  
七六四條  
七六五條  
七六六條  
七六七條  
七六八條  
七六九條  
七七〇條  
七七一條  
七七二條  
七七三條  
七七四條

六〇六條  
六〇七條  
六〇八條  
六〇九條  
六一〇條  
六一一條  
六一二條  
六一三條  
六一四條  
六一五條  
六一六條  
六一七條  
六一八條  
六一九條  
六二〇條  
六二一條  
六二二條  
六二三條  
六二四條  
六二五條  
六二六條  
六二七條

七五五條  
七五六條  
七五七條  
七五八條  
七五九條  
七八〇條  
七八一條  
七八二條  
七八三條  
七八四條  
七八五條  
七八六條  
七八七條  
七八八條  
七八九條  
七九〇條  
七九一條  
七九二條  
七九三條  
七九四條  
七九五條  
七九六條

六二八條  
六二九條  
六三〇條  
六三一條  
六三二條  
六三三條  
六三四條  
六三五條  
六三六條  
六三七條  
六三八條  
六三九條  
六四〇條  
六四一條  
六四二條  
六四三條  
六四四條  
六四五條  
六四六條  
六四七條  
六四八條  
六四九條

七九七條  
七九八條  
七九九條  
八〇〇條  
八〇一條  
八〇二條  
八〇三條  
八〇四條  
八〇五條  
八〇六條  
八〇七條  
八〇八條  
八〇九條  
八一〇條  
八一一條  
八一二條  
八一三條  
八一四條  
八一五條  
八一六條  
八一七條  
八一八條

六五〇條  
六五一條  
六五二條  
六五二條ノ二  
六五二條ノ三  
六五二條ノ四  
六五二條ノ五  
六五二條ノ六  
六五二條ノ七  
六五二條ノ八  
六五二條ノ九  
六五二條ノ一〇  
六五二條ノ一一  
六五二條ノ一二  
六五二條ノ一三  
六五二條ノ一四  
六五二條ノ一五  
六五二條ノ一六  
六五三條  
六五四條  
六五五條  
六五六條

八一九條  
八二〇條  
八二一條  
八二二條  
八二三條  
八二四條  
八二五條  
八二六條  
八二七條  
八二八條  
八二九條

六五七條  
六五八條  
六五九條  
六六〇條  
六六一條  
六六二條  
六六三條  
六六四條  
六六五條  
六六六條  
六六七條

八三〇條  
八三一條  
八三二條  
八三三條  
八三四條  
八三五條  
八三六條  
八三七條  
八三八條  
八三九條  
八四〇條

六六八條  
六六九條  
六七〇條  
六七一條  
六七二條  
六七三條  
六七四條  
六七五條  
六七六條  
六七七條  
六七八條

八四一條  
八四二條  
八四三條  
八四四條  
八四五條  
八四六條  
八四七條  
八四八條  
八四九條  
八五〇條  
八五一條

六七九條  
六八〇條  
六八一條  
六八二條  
六八三條  
六八四條  
六八五條  
六八六條  
六八七條  
六八八條  
六八九條



大正十一年四月十五日初版印刷  
 昭和七年三月十日改訂十二版發行  
 昭和十年五月五日改訂十五版發行  
 昭和十一年八月九日改訂十七版發行  
 昭和十二年五月廿五日改訂十九版發行



著者

寺尾元彦

發行者

東京市神田區保町二丁目二番地  
 株式會社 巖松堂書店  
 代表者 波多野一

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
 白井赫太郎

發兌元

東京市神田區  
 保町二丁目

巖松堂書店

電話九段(33) 四一三三五 四一三六六  
 四一三七五 四一三八六  
 東京六五五六番

正改 商法通論

定價金參圓八拾錢

(外地金四圓拾八錢)



